

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

998. 7 No.87

1981年5月20日第4種郵便物認可
SN 0385-065X

国際金融システムと ビッグバン

世界の行革／政党の合従連衡／荒れる学校
大蔵省・日銀接待／MAI交渉

表示は税別価格

●あなたにインターネット統計情報源を収録——5年ぶり待望の全面改訂

統計ガイドブック [第2版] 社会・経済

木下滋+土居英二
森博美編

人口／土地／労働／生活／物価／社会保障／地域／ジェンダー
／環境／企業／産業／財政／金融／国民経済／貿易・世界経済
の15章・64分野の約700にのぼる統計資料を徹底ガイド。

調査の対象と統計資料との関係が一目でわかる「統計体系図」を
もとに、調査内容と利用上の注意点を懇切に解説。
インターネットを通じて統計データ・情報を提供している内外
機関のホームページのアドレスと関連サイト情報も収録。

6-2 保険・年金に関するデータ案内
公金世帯の加入状況
→公金の年金加入状況調査、社会保険
局、事務報告書で得られる。
公的年金の1人当たり保険料
→保険料・社会保険料年額に記載。
公的保険の財政と国庫負担
→経理局・社会保険統計月報（年金特
集）で得られる。
医療・年金給付の国民所得比
→厚生省・厚生統計要覧（社会保険研
究会）に記載。
医療・年金給付の国際比較
→経理局・社会保険統計月報、ILO、
世界保健機関世界衛生報告等。
The Cost of Social Security[2]

厚生年金
→社会保険局・事業年報で得られる。
国民年金
→厚生省・厚生統計要覧（社会保険研
究会）に記載。
国家公務員の年金保険・健康保険
→火災庁・国家公務員年金保険組合事業
統計年報によって得られる。

6-2 保険・年金に関する主な統計
A. 全社会保険被保険者数
B. 全社会保険被保険者年齢構成
C. 全社会保険被保険者性別構成
D. 全社会保険被保険者年齢別性別構成
E. 全社会保険被保険者年齢別性別構成
F. 全社会保険被保険者（保険料支払額）
G. 全社会保険被保険者（年金支給額）
H. 全社会保険被保険者（年金支給額）
J. 全社会保険被保険者（年金支給額）
K. 国民健康保険被保険者数
L. 国民健康保険被保険者年齢構成
M. 全社会保険被保険者
N. 全社会保険被保険者
*出所は全労保調査、労働省は労働統計調査、厚生省は厚生統計調査。
**3年間に大規模改修。

大月書店 好評の新刊

社会主義と民衆

初期社会主義の歴史的経験

星乃治彦著 「一九八九年までの社会主義」の歴史的な経験を、ポスター、世論調査、シユブルレヒコール、集会での民衆の発言などの民衆史資料を駆使して総括する。旧社会主義の全面否定からは見えてこない民衆と社会主義との生きいきとした像がよみがえる。46判・2800円

経済・経営系
学生のためのエクセル入門
企業労働の日英比較

角谷新・西山賢一・御園謙吉著 エクセル97を使い、その計算処理とグラフ化までの操作方法を説明。B5判・1500円
石田和夫・安井恒則・加藤正治編 日英の国際比較を通して、日本企業の特殊性と普遍性を摘要する。A5判・3200円

経済科学通信

Letters of Economic Science

第87号 (1998年7月)



2

合從連衡する日本の政党政治はどこへ向かっていくのか／大蔵省・日銀接待の経済学的分析／『ムカつく子供 荒れる学校』と現代の教師／世界の行政改革論議／風雲急をつげるMAI（多国間投資協定）交渉のゆくえ

特別寄稿

21世紀のオルタナティブな発展の道

—「非営利・協同」セクターと地域共生の可能性をさぐる—藤田 晓男 12



国際金融システムとビッグバン

日本の対外投資とドル高の構造	奥田 宏司	18
米国的好況をめぐる諸説	伊藤 国彦	24
タイの通貨危機	西口 清勝	30
アジア経済危機と中国の香港	佐藤 進	37
どうなる日本の金融システム	山西 万三	43
地域経済から見た金融ビッグバン	松本 朗	48
地域国民のための金融・経済改革の道	海野 八尋	56

政治学入門

フランス地方分権化の政治学中田 晋自 62

現代社会批評

問題としての「男の子」中村 正 69

書評 73

吉信肅著『国際分業と外国貿易』／佐々木雅幸著『創造都市の経済学』

研究ノート

小森治夫著『日本型地域開発』の提起する諸論点

—「日本型土地システム」概念の批判的検討を中心に—高島 嘉巳 78

誌面批評 85

基礎研だより 87

◆合従連衡する日本の政党政治はどこへ向かっていくのか

いったい今どんな政党が存在しており、どんな政策を掲げて政党間で対抗しているのか、つい先日まであった政党はなぜなくなってしまったのだろうか。正直、政党ウォッチャーでもなければ、そのあたりについて不案内になってしまふのも仕方がないような情勢である。私は大学の講義の関係で毎年「戦後政党史」のようなものを図式化してきたが、昨年、新進党（これもいまは存在しない！）から羽田孜が離脱し、政党名だけをみているといつた何を実現しようとしているのかまったくわからぬ「太陽党」を旗揚げした頃から、チャート図を作る気力をなくしてしまった。政党名は少なくとも実現すべき価値を体现したものであるという共通合意はますますはないものとなってしまった。たしかに数年前の新党ラッシュの頃旗揚げされた日本新党や新党さきがけのネーミング自体、そのような傾向の「さきがけ」でもあったのではあるが。

「政党」の機能

そもそも、政党とは「市民社会に存在するさまざまな利害」を政治および政策過程に「集約」する機能的組織であり、国民は政党を通じ国政にアクセスすることで「政治的社会化」を果たす。そのように政治学の教科書には書かれている。もちろん、政党を通じない「無所属」での政治参加は可能だが、

一定の数をもった同志的集団を持たない政治家は有権者との関係ではほとんど「なれ合い」であり、また、現実に政策を実現する気がない政治家であると考えてよい。言うなれば、地域の前近代的関係に安住する「名望家」の段階にとどまっているわけである。国政に関わる衆議院、参議院の場合でも、現代的名望家であるところの無政策無所属議員はなくなってはいない。複雑化している現代社会において、ますますプロといわれる政治集団＝政党に対する不信が昂進しているといわれる。有権者は衆愚化し単に有名なテレビタレントであったり、その醸し出す批判的雰囲気になびいて、候補者ないし政党に一票を投じることもある。だが、その結果はほぼ毎回明らかのように、結局は官僚によってコントロールされる首長であったり、大政党へのすりよりや支持者を無視した勝手な入党であったり、議員活動よりも本業の優先であったりといったところに落ちつく。再度繰り返すが、複雑化した現代社会には多面的な要素を政策化するためのプロ化した政策立案能力を集団的に担保する必要があるのである。それらを政党が担い、有権者は政策間の差違を吟味しつつ、投票行動をすることが求められている。

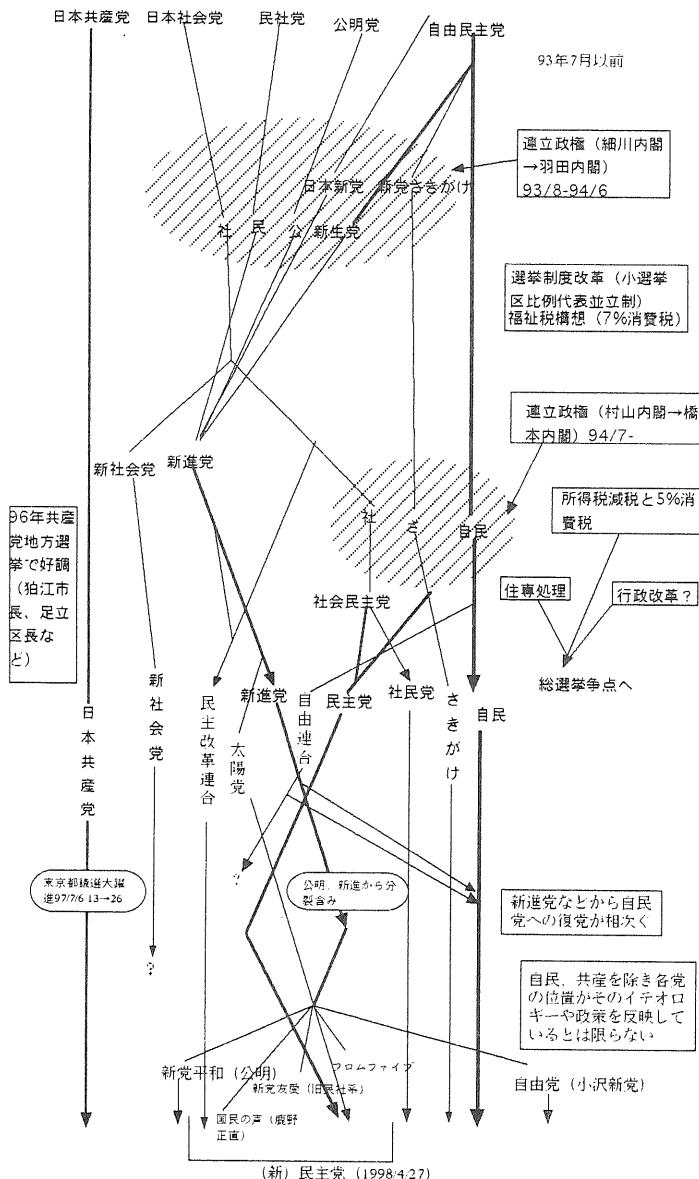
図でみる政党の合従連衡

さて、現実の政党の合従連衡で

ある。きわめてわかりにくい図で申し訳ないが、筆者の「デザインの才能のなさ」（ついでにドローソフトのバージョンの古さ）はいうまでもないが、現実の政党の離合集散があまりにも激しかったことにも大きな原因があったということをご理解願いたい。特に、一昨年の衆議院議員選挙において、「小選挙区比例代表並立制」による選挙が行われ、自民党の回復（後、復党などにより過半数回復）、共産党の善戦（確固たる現実批判勢力としての認知）、市民勢力の伸び悩み（民主党の苦戦と新進党の低迷）は、さらに国会の情勢がメルティング（流動化）していくことを予感させた。予感は、現実のものとなり、自民党と共産党、それにすでに自身のアイデンティティの場所を見失い民主党の旗揚げと同時にそちらへ合流し、もぬけの空状態になった社民党や、存在継続の危機を招いたさきがけを除き、最大野党を維持した新進党の分解をもってはじまるうことになった。

新進党解体と 小沢の政治手法

政治学者の大嶽秀夫らの研究によれば、新生党の仕掛け人であった小沢一郎自身の政治的スタイルが今時の新進党分解をもたらしたという（大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣）。小沢自身が利権政治の上に乗っており、金丸信との分業関係が存在している間は、汚い部分を金丸に負わせることによって自身はそこから派生する権力支配のみを享受できたのであるが、金丸が政界を引退・死去し新生党が政権を失うと「利権配分とそれ



かおさめておきたい公明グループ(新党平和)、友愛会系労組の基盤を確保しておきたい旧民社グループは、政治資金助成期限との関りで年末相次いで新進党離脱を決定した。

98年参院選をにらんで

今年に入って(1998年)、小沢の新党である自由党と新党平和を除き、民主党とその他の新進党離党派が新たな新進党の結成に向けて合意した。この「新」政党がかつてのような「新党ブーム」を巻き起こすであろうという議論は少ない。顔ぶれを見ても、かつての新党ブームで国民の期待を一身に集めた人物たちが「二匹目のドジョウ」をねらって結集しているかのようでもある。橋本龍太郎への支持はますます低落しており、自民党も党内の体制を変更させるかも知れない。橋龍への支持低迷以外、自民党への国民的信頼感は揺らいでいないというデータも散見される。共産党は各級地方選挙で着実に議席をのばしているし、大規模都市圏の首長選挙でも善戦している。「参院選で自民党が恐れる『共産党』の猛威」(週刊新潮1998年5月21日号)といった内容の記事が散見される。

いずれにせよもう直前に迫っている参議院選挙は、一昨年の衆議院選挙によって新たな合従連衡の結果登場した日本の政党政治に対し、一定の評価が下されることになるだろう。

大嶽秀夫は新進党やかつての社公民路線、あるいは自民党それ自体もまた自社さ連立政権も実は日本版「オリーブの木」であったと

にともなうポスト配分によって維持してきた」彼の権力基盤は動搖をはじめた。特に、自民党時代からの「同志」たちは『日本改造計画』で具体化された小沢の政治理念を共有して自民党を離党したわけではなかった。そこで、小沢チ

ルドレンと呼ばれる新進党の1年生議員たちと確執を生み、それが羽田ら古参幹部たちの相次ぐ離党となったのである。

結局、金銭スキャンダルで追われるよう離党した細川護熙、自民党との間で創価学会問題を何と

評価し、日本においては一旦政権を獲得した「オリーブの木」は「与党効果」で強力であるが、野党がこの方法で政権獲得することはきわめて困難であると述べている。

この点に無自覚な現在の民主党中央の「オリーブ」は新進党やかつての社公民路線の失敗から十分な教訓を引き出していないのではないかという興味深い論点を提出し

ている（大嶽秀夫「政界再編の新段階—『オリーブの木』構想をめぐって」『書齋の窓』1998年5月号）。

（神谷章生 三重短期大学）

◆大蔵省・日銀接待の経済学的分析

ここでは、大蔵省・日銀という財政・金融当局のいわゆる官官接待や官民接待の背景にあるわが国特有の業界政治・業界行政のもつ政治・経済的意味を経済学の観点から検討したい。

昨年来の大蔵省・日銀に係わる不祥事は、四大証券会社（山一は廃業）や都市銀行などを舞台とする会社と総会屋との黒い関係の発覚に端を発した一連の事件の総仕上げともいべき結末であった。普通の国民には想像を絶するほどの接待漬けは、監督権限をもつ当局と業界、とりわけ金融機関との結びつきの異常さを浮き彫りにした。銀行と大蔵省との関係は癒着、もたれ合いに発展し、「M O F 担」と称される各行の大蔵省担当者は出世コースの先頭を走る人々であった。

レント・シーキング

特定の利益団体が、政府や議会などに対して、自分たちの利益に合致した一定の政策を社会全体の利益にも沿うものと主張して、財政的支援を受けようとしたり、特殊な便宜を図ってもらおうと働きかけることは、どこの国においてもみられる現実である。経済学では、こうした活動はレント・シーキングと呼ばれる。レントとは、

もともとは地代のことであるが、経済学ではいっそう広い意味で使われ、とりわけ、独占企業が享受する超過利潤を指す場合が多い。接待漬けのような監督当局の「利権」構造と関わって使われた場合には、レントとはまさしく「利権的な超過利潤」であり、官僚には接待・贈答その他の形で、特定の利益団体には「超過利潤」の形で利益が発生し、反面では、その分消費者や納税者の負担が増える結果となる。

レント・シーキング論は、この限りでは大変理解しやすい論理である。だが、問題は、この論理が政治的多元主義の文脈で捉えられるため、あらゆる社会集団、あらゆる利益団体、あるいは個人が同じレベルで捉えられてしまうことである。したがって、農民、漁民からサラリーマンに至るまであらゆる階層や個人が「たかりの構造」のなかで、レントを求める存在として描き出されることになる。このように平板な、あるいはアトミックな社会集団ないし個人のとらえ方ではすべての個人や集団は何らかの意味で「利権」はないし「利権」集団ということになる。これでは、いわゆる政・官・業のトライアングルを中心とした強力な「既得権」集団も、その他のほとん

ど政治的影響力を持たない個人や集団も区別がつかなくなり、社会諸階層・集団を重層的に理解する視点は出てこない。「政府が私的利益追求の手段となるのは、民主主義社会に内包された病理」（吉田和男、65頁）であることはそのとおりであるが、形式的なアナロジーで社会集団の要求をすべてレント・シーキングとして同一視してしまうと、そもそも政府なり財政なりが目標とする「公益」の実現、公共性の確保とはいいったい何かが見失われてしまうのではなかろうか。

それだけに、レント・シーキング論を単純に適用するのではなく、何がレントとみなすべき「既得権」であり、「利権」であるのかを明確にする努力がなされなければならない。

情報独占

「小さな政府」の「大きな役割」の秘密を解く鍵は、かの「行政指導」である。行政指導とは何かは必ずしも明確ではないが、「行政手続法」では「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって处分に該当しないものをいう」とされている。要するに、行政指導は法律に基づく場合もあればそうでない場合もあり、その

境界はきわめて曖昧で不透明なまま当局の裁量によって行われるところに特徴がある。金融行政にあっても、行政指導は絶大な威力を発揮してきた。銀行法第25条は「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保」するために、必要な場合には金融機関の「立入検査」をすることができることとなっている。この検査は、「業務の停止」や「免許の取消し」などの処分によって裏打ちされているため、その威力は絶大であった。

しかるに、大蔵省は金融検査によって金融機関の状況をつかみ、その弱点を握っても、その後の対応はある意味で融通無碍ともいるべき形をとった。一般に、金融機関の破綻をつかんでも「表面化させず処理するのが行政の役割」（朝日新聞経済部、25頁）という考え方方に立って、事実上大蔵省管理のもとで経営が行われることが多かったとされる。こうした指導について、一方では「中央官庁は業界の情報センター」であり、集めた情報を「行政の説得材料として業界に流すことで、業界は情報の共

有を実現」し、業界の協調の実現に役立ったとする評価がある（吉田和男、100頁）。しかし、實際には、大蔵省は「預金者が銀行経営の実態を広く知ることができるよう努力するよりも、特権的に情報を抱え込み、『業界』行政の一環として利用して」（朝日、同上）いたという方が、この間に明るみに出た事実から判断して、当たっているであろう。

このことは、裁量型行政からルール型行政への移行という改革方向と並んで、大蔵省の情報独占を排して、国民への情報公開をどのように確保するかという課題の重要性を示しているといえよう。

金融行政と公共性

大蔵省・日銀の不祥事は、近年の官僚バッシングを極点にまで押し上げた感がある。たしかに、官僚機構、とりわけ財務官僚機構が抱える問題を明確にすることは、わが国の行政機構の改革を考えるうえで必須の課題である。このことはいくら強調しても強調しそぎ

るということはない。しかし、そのことは金融行政を否定して、いっさいを市場システムにゆだねるということではなかろう。

財政に係わる分野については、最大の改革課題のひとつは集権型の財政システムを自治・参加型の財政システムに改革することであろう。国と地方や、会計相互間での財政トランクスファーが大きければ大きいほど、いわゆる「財政錯覚」を引き起こし、財政運営のモラル・ハザードが避けられない。これを避けるためには、自治の単位ごとに大幅な財政自治権を保障することによって、住民が財政運営に自ら参加し、自分たちで考え、自分たちで判断し、自分たちで決定するシステムを実現する方向をめざすことが必要であろう。

だが、金融の分野についてはやや異なったアプローチが必要ではないか。もともと金融は「社会的簿記」の役割を担っている。その意味できわめて公共性の高い存在である。にもかかわらず、現状ではその公共性、社会の「公器」としての役割が忘れ去られ、貸し済りにみられるように自らが招いた不良債権の重圧のなかで金融機関は預金者や生産者へ負担を転嫁しているのが現状である。したがって、わが国の今後の金融行政は金融機関の行動を適切に監視し、預金者の利益を保護するという本来の公共的機能を充実させていくべきであろう。そのためにも、金融機関の十分な情報開示が不可欠である。

【参考文献】

朝日新聞経済部〔1997年〕『大蔵支配—歪んだ権力』朝日新聞社。



加藤 寛 [1997年]『官僚主導国家の失敗』東洋経済新報社。
堀内昭義 [1997年]『金融システムの未来—不良債権問題とビッグ

バン一』岩波新書。
宮脇 淳 [1997年]『行財政改革の逆機能』東洋経済新報社。
吉田和男 [1997年]『官僚崩壊—

新しい官僚像を求めて』日本評論社。
(鶴田廣巳 関西大学)

◆ 「ムカつく子ども 荒れる学校」と現代の教師

『ムカつく子ども 荒れる学校』(村山士郎編著、桐書房)という本が出た。書名の示すように、教育現場でムカつく子どもの「新しい荒れ」といわれる問題が広がっている。神戸の中学生連続殺人事件や黒磯北中学校の女教師刺殺事件、引き続いくつものナイフ事件などもあって、もはや学校で何が起きてても不思議ではないとまでいわれている。

小学校で担任の教師の指導や指示を拒否する「学級崩壊」は低学年にまで広がっている。小学校高学年から中学校にかけては、特にその「攻撃性」が特徴として指摘されている。

「ムカツク」「イラツク」は子どもを論じるときのキーワードになっており、冒頭の本の副題はそれらに「今、どう立ち向かうか」というのである。

いま、「新しい荒れ」をどうみるか

80年代には「非行」とか「問題行動」と呼んできたものを、今日「荒れ」と表現することで、問題の一般性を示すようになってきていた。しかし、「荒れ」という言葉の持つ雰囲気は、なお「現象的」で

ある。波風のなかで、波頭の部分をすくい取って問題にするようなきらいも感じられる。目を向けるべきは波立つその水面下の潮の動きなのだと思われる。「新しい荒れ」というとき、私は、その「新しさ」はもはや「荒れ」という表現でとらえきれないのではないかとも感じる。「新しい荒れ」と名づけてとらえようとしたものを私は「荒れの新しい構造」と考えてみたい。

朝日新聞は小学校の学級崩壊や中学校の困難な状況を追って6回にわたる連載を組んだ。3月末のその連載のタイトルは「『荒れ』の底で」と題されていた。この連載が照射した「底」には、支配的な価値観からは遠いところで、現代の子どもが様々に生きる姿が照らし出されていた。

現代を生きる子どもたちが、攻撃的な子どもを取りつつも深いところで求めているものは、癒しや居場所であり、人間的な情熱の人間らしい発揮の姿であるように思われる。それは、「人間回復」というところに行き着くのではないかと考える。人間としての存在そのものに意味があり、ありのままの自分が認められていると実感できることである。そこから出発して、学校づくりにおいては、生きるこ

とと学ぶことが重なっていくような学校、人間的なものをつむぎだし、ヒューマニズムと連帯・共同の精神にあふれる学校をつくりたいと願うのである。

困難の中、心通わせる道を求めて

具体的に語ろう。1995年4月に入学してきた1年生は大変だった。中学校の入学式の翌日から暴力事件が続き、校舎破壊も連続した。4月は登校日数よりも事件の件数がうわまわった。何人かの突出生たちは目尻をつり上げて教師をにらみつけ、近寄ろうとすると「くるな!」「関係ないやろ!」と怒鳴りつけて威嚇した。あえて近づこうとするとツバが飛んできたり、蹴りが入った。さまざまな事件が連続し、生徒にも教師にも被害者が出た。

この中でも、学級の生徒たちは、「呼び込み隊」を組織して授業のはじめには彼らを呼びに走った。教師も「絶対に一人も排除しない」という立場で指導を貫いた。

ときに「強い指導」を求める声が父母からも教師からも聞こえてきた。しかし、本当に強い指導とは、その子の心に響く指導だろうと論議を深めた。そして、被害者を出さないためには加害者を変革するほかないと、困難な道をたどり始めたのである。会話も成立せず、コミュニケーションの手

がかりさえつかめなかつた彼らとのように心通わせるのか、この模索が続いた。

手探りでやってきたこと、深いメッセージを読む

破壊的な攻撃性を示す生徒たちは、実は学級に居づらい子どもたちである。学力の格差も大きく、何かやればいつも否定的な対応にとりまかれることになる。内申書による「良い子競争」が生徒をとりまき、良い子になれない子にとっても、無理して良い子になっている子にとっても学校は窮屈で息苦しい場所になっている。教育現場で「癒し」や「居場所」が論じられる背景の一つである。

「やりたいことができない」だけでなく、自分の一番やりたいことも充分つかめないまま追いやられる子どもたちは、「生の充実」が実感できず、「存在感の喪失」にまで至っている。「透明な存在のボク」は神戸のA少年一人ではない。抑圧のなかでの存在の確認は、往往、攻撃的、破壊的な姿で現れる。こうした生徒たちの生活世界に分け入って彼らの攻撃的な言動に込められた深いメッセージを読みとりたいと願ってきた。

教師は生徒に対して素直さや従順さを求める、彼らが反発すると、その外形的事実をとりあげて問題視するくらいがある。特定の教師の弱点というだけでなく、一般的に形成されている教師像や学校像にも問題があるようだ。ここにおいて、生徒を深くつかむことと社会の歪みを認識する力を基礎にした教師の自己変革が一つにならなければならない。

私が勤務する八幡中学校では、その子が、毎日の暮らしの中で何に悩み、何に苦しみ、何に喜んでいるのかをつかんで交流することを重視し、こうした努力を「生活指導・生徒把握のカンファレンス」と呼んできた。子どもの生活世界へ分け入って、くらしの具体的な事実とそこで生きているその子の姿をつかんできて検討するのである。子どもの姿をくらしの現場でつかんだとき、憎々しいとさえ見えた同じ子が傷ましいと思えるのである。暴力や破壊についても、「破壊性は生きられない生命の爆発である」という社会心理学者エリッヒ・フロムの指摘がその子のくらしの中から理解できるようになった。

甘やかすんじゃない、 甘えさせるのです

入学当初の彼らとは会話が成立しなかった。そこでマッサージ、耳掃除、相撲、抱きしめなど意識的な身体的接觸を積み重ねた。それは「教師は敵じゃないよ」のメッセージのつもりだった。

このように積み重ねた人間的な感情の交流とコミュニケーションを求める働きかけの中で、暴力は目立って減少した。

実践の過程では、「甘やかしているのではないか」などの批判もあった。しかし、この子らに本当に必要なのは安心して本音が出せる関係ではないかと考えた。彼らには、安心してたっぷり甘える体験が必要ではないか、それなくして、人間への信頼は回復しない、あの眼の中の憎悪の光は消えないと思ったのである。そうした考えにた

って、「甘やかすんじゃない、甘えさせるのです」と訴え続けた。

多くの生徒たちに幼児期からのあたたかく抱擁された体験の希薄さを感じる。それだけに、さまざまに人間的な感情の交流を積み重ねながら、「人間への信頼」を回復する道をたどるしかないように思うのである。

そして、すべての子どもの内面に、「君の存在こそが善」というメッセージを届けなければならないところにきていると思うようになった。

実践の上で重要なことは子どもを「生活世界」の主体とみることである。私は「荒れる」生徒のささくれだった気分や懐疑的・否定的な生活感情の感触をつかみたいたいと思ってきた。また、彼らの心象風景がイメージできるようになりたいと言つてもきた。それは、矛盾に満ちた彼らの生活状況のどこにどのように働きかけければ、その矛盾を人間的成長の力に転化できるのかを求め続ける道の入り口に位置すると思う。今日の「荒れる」生徒の心象風景は決して彼らだけのものではなく、多くの生徒にとって、「どこかで見た風景」になっているだけに、それは重視されるべきだと考えるのである。

子ども把握を深め、教育と発達にかかるあらゆる理論と実践の蓄積がたったひとりの「発達しつつある生徒」において総合されるとき、教師の意欲も引き出される。現代における人間発達を保障する労働の専門性はこのようにして蓄積され、高められるのではないかと考える。

(福井 雅英 近江八幡市立

八幡中学校教諭)

◆世界の行政改革論議

周知のように、日本においては橋本政権の発足以降、「行政改革」(行革)が本格的に取り組まれている。その際に、海外の先行事例が参考にされていることは、行政改革会議事務局が編集した『諸外国の行政改革の動向』(行政管理研究センター、1997年9月)などを読むとよくわかる。そうしたことでもあってか、世界で進む行革に対する関心も高まってきているように思われる。そこで、これまでほとんど取り上げられていないと思われる「世界」の動向をここで少し紹介してみることにしたい。

持続可能な開発と行革

まずははじめに指摘したいことは、1996年4月に開かれた第112回国連総会で、Public administration and development（行政と開発）というタイトルの決議が採択されていることである。その背景には、急激な世界化の進行のなかで、すべての国における持続可能な開発を支援するためのチャレンジを制御しつつ活用するために、効率的かつ効果的な行政制度と行政手続および健全な財政運営に向けた改善が決定的に必要になっているとの問題意識がある。そして、国連が今後強めていくべきとした活動分野は、9つほどある。①政府の能力強化（政策展開、行政再構築、公務員制度改革、人材開発、公務トレーニング）、②公的セクターの業績改善、③財政運営、④公私との相互作用、⑤社会開発、⑥インフラ整備と環境保護、⑦行政法務能力、

⑧紛争後の復興と統治機構の再建、⑨開発プログラムのマネージメント、である。要するに、すべての国連加盟国に対して、持続可能な開発を基調とする行革課題の提示が包括的に行われている。

国際機関の行革論議

いまひとつは、OECD（経済開発協力機構）、IMF、World Bank等の国際機関の行革の取り組みである。なかでも、OECDは90年代に入って研究調査組織であるPUMA（Public Management Service）と当該分野の協議機関として行政管理委員会（Public Management Committee）を設置して、先進加盟国グループにおける行革を積極的に推進している。行政管理委員会すでに採択されている決議は、目指すべき政府の将来展望を次のように示している。

①政策立案者としての政府：特に政策関連情報と政策評価のフローに関していえば、政策決定と規則設定の諸過程を改善することによって、一貫した効果的な諸政策を促進すること。

②政府のパフォーマンス：マネージャーに管理をまかせたり、おこなわせたりする戦略・構造・システムを一層発展させること。不必要な制約をやめて適切なインセンティブを提供すること。パフォーマンスに関する測定とモニター、パフォーマンスのためのアカウンタビリティ（責務執行責任）の強化、質を重視したパフォーマンスに集中するような習慣づけ、それ

ぞれに効果的な方法を提供すること。

③政府の戦略的能力：将来の外部環境の変化に柔軟かつ自動的に応答するために公的セクターの能力を向上させること。

④権限授与者（enabler）としての政府：モノとサービスの公民混合的な供給のための枠組設定、消費者の選択とサービスの質の向上、実践可能なところでの競争導入、一般的に諸資源の効率的で効果的な利用の促進。公的セクターと民間セクターの相互作用の向上に役立つ方法を特定化すること。

⑤改革者としての政府：改革プロセス全般にわたる戦略的なマネージメントから、公的セクターの諸組織が他のセクターから学び、情報を交換し、パフォーマンスを比較するために必要な改革実施の諸経験に対するモニターと評価までを行うこと。

さて、PUMAの最近の動きのなかで、97年11月に開催された公的セクターにおける倫理問題に関するシンポジウムが特に目を引く。開催の背景には、各国とも公務員の腐敗問題が重大問題になっていることがある。とりわけ、PUMAなども進めてきた民営化や外部委託化・競争入札にみられる①公的サービスにおける私的セクターでの経験の応用例の増加、②アウトプットとアウトカムに焦点を当てた透明性のあるアカウンタビリティ制度の導入、③公的サービスの経済効率性に対する政府の強調といった新たな行政管理の手法が、公務員の倫理観や価値観をこれまで支えていた「政府活動の公益性」を曖昧化することになったことに起因するのではないかとする

問題意識が鮮明となっている。

最後に、OECDの理論的背景には、従来いわゆるNew Public Management (NPM)と称される学問潮流がある

ことが知られている。今回の倫理問題のシンポジウムを契機として、NPMが「政府活動の公益性」の問題と正面から向き合うなかで、

いかなる成果を生み出すか大いに注目される。

(堀 雅晴 立命館大学)

◆風雲急をつけるMAI (多国間投資協定)交渉のゆくえ

MAIとは何か

MAIとは、OECD(経済協力開発機構)において、先進29カ国だけで交渉されている多国間投資協定(Multilateral Agreement on Investment)のことである。

財貨の貿易の自由化については、1995年の1月の世界貿易機構(WTO)の成立で、第1段階が終了した。ついで資本移動・投資の自由化の国際ルールをつくろうということで、1995年9月からMAIの交渉が秘密裏に始まった。MAIが締結されれば、貿易と投資の両面で経済グローバリゼーションがほぼ完成されることになる。多国籍企業が、国境を自由に越えることができる時代、外国企業と国内企業とが国内で平等に競争しあう時代が始まることになる。

そこで、この問題について、日本で先駆的なキャンペーンをはっているアジア太平洋資料センター事務局長の井上礼子さんの「MAI—企業のための権利憲章」(月刊『オルタ』1998年2月号、アジア太平洋資料センター)、および市民フォーラム2001事務局長の佐久間智子さんの論稿「MAIの議論から取り残される日本人」(『世界』98年5月号)

の内容を紹介するかたちで、問題の所在を明らかにしてみたい。

リークされた内容案

この秘密交渉の内容が、97年2月頃にNGOの側にリークされた。それによると、外国企業に自国企業とまったく同じ自由と権利とを保障すること(内国民待遇の規定)が、MAIの第1の柱となっている。したがって従来、多国籍企業にたいして各国が自国経済を防衛するために課していた規制一たとえばローカルコンテンツ規制(一定以上の比率で自国産の部品の使用を外国企業に義務づける)や自国企業との合弁を義務づけることは原則として禁止される。また環境保護や都市計画の視点から、外国企業による森林や土地の買収を規制することも、違法となる。

第2の柱は、「投資保護の規定」である。すなわちMAIに参加している国が、この協定に違反して—すなわち十分な保護を与えなかった結果、被害や損失を被ったばいには、被害を被った外国企業はその国を訴えることができるようになる。この協定のもとでは、政府の役割は、自国民の生活を守ることではなく、外国企業に自国企業と

同等の保護を与えることとなり、それに反したばあいは、国は外国企業によって訴えられることになる。

またMAIは、先進29カ国で交渉されているにもかかわらず、いったん成立すると、途上国も外国投資を誘致するために加盟を余儀なくされることになり、MAIの問題点は世界中に拡散していくだろう。

NGOによる反対運動の盛り上がり

このようにMAIは、多国籍企業の国境を超えた活動に自由を与える一方、社会的弱者や途上国の人々からは、セーフティネットを奪い、国家や自治体から社会・環境規制や経済政策を実施する権限を奪ってしまう恐れが強い。

MAIの内容が露見して以来、反対運動は世界各地で一気に盛り上がった。現在「MAI反対世界キャンペーン」には、67カ国の600以上の団体が賛同しており、MAI反対を掲げたホームページの数は、1000を超えるといわれる。NGOが強力な反対運動を展開したカナダのブリティッシュ・コロンビア州では、州議会でいち早くMAI反対決議が議決された。98年2月25日には、フランスの経済財務相が、MAI交渉からの撤退を表明し、3月10日には欧州議会が内容の抜本的な改革なくして、MAIに署名できないとする決議を採択したという。このようにMAIは、今、

世界各国で大論争を引き起こしているという。

ジュネーブでのPGAのアクション

『月刊オルタ』1998年5月号（アジア太平洋資料センター）は、「社会的弱者や自然環境に犠牲を強い『自由貿易』制度に『ノー』の声をあげ、地域循環や自立した意志決定のプロセスを取り戻すための動きが世界各地で始まっている」として、98年2月18日から26日にかけて、WTOの本部があるスイス・ジュネーブで開かれたPeople's Global Action（略称PGA）の模様を報道し

ている。97年12月の地球温暖化防止京都会議にヨーロッパから「気候列車」を組織して大挙やってきた環境NGOの“A SEED”的青年たちが、PGAの組織にも積極的な役割をはたしていたことを思い出す。関心のあるかたは、PGAのホームページ（<http://www.agp.org>）にコメントされたい。

締結交渉の現状

NGOの反対運動の急速な盛り上がりもあって、各国政府は交渉過程のなかで、この協定に拘束されないとする保留条件を様々な形でもち出すようになり、利害対立か

ら締結交渉は難航するようになった。こうして97年5月という当初の締結予定が見送られた。98年4月のOECD閣僚理事会でも、結局折り合いつかず、締結がさらにずれこむことになった。

日本でも、ようやくMAIに反対する運動が始まった。市民フォーラム2001とアジア太平洋資料センターを中心に「MAIにNO! 日本キャンペーン」が組織され、署名活動などが始まった。しかしこの重要な問題にたいする関心は、なお日本では異常なぐらい低い。「自由貿易神話」と市場至上主義の影響が、日本の経済学界や一般国民のあいだに、いかに強固に根をはっているかを、物語っているように思える。

エリート主義的グローバリゼーションに対する3つの立場

現在進んでいる「上からのエリート主義的グローバリゼーション」を批判するスタンスとしては、次の3つの立場がありうるだろう。第1の立場は、資本主義のもとでは、グローバリゼーションは不可避であり、資本主義を前提にするかぎりは、これと闘っても、無駄であるとするスタンスである。この立場は実践的には、グローバリゼーションの進展を放置しておき、社会矛盾の激化を促進することで、来るべき社会主義革命の土台を作っていくというスタンスとなりやすい。待機主義となったり、武装闘争路線と結びつくことも多い。

第2は、現在進行中のグローバリゼーションのありかたを大筋では認め、「若干の修正」を施すことでも満足してしまう立場である。

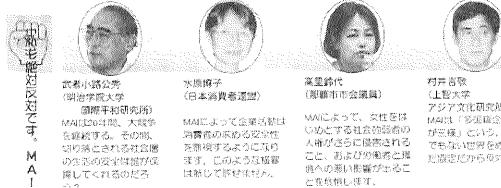


多国籍企業を優先するMAIに反対する日本キャンペーンに参加して下さい！

MAI賛成派 ★「我々は世界を一つにするグローバル化のための過去を積んでいたのだ」
（シカゴ市長ラムズ、WTO・世界貿易組織事務局長）
★「MAIは、外貨準備と人材育成を主たる目的とする国際基準化のためのものだ」
（小川敏夫、外務省通商政策課長）
★「MAIは、規範的といつて、世界中で企業を統一する規範的といつて、それはどちらの面であっても世界基準である」（ヨーロッパ・カナダ・米国連携会議会長）
★「多くの多国籍企業のなかのものが規範が強度であり、これが世界で、外國によって国際規範遵従へと乗り組みづらいのである」（財團法人）

MAIとは？

OECD（経済協力開発機構）において、先進29カ国だけで交渉されている「多国籍投資協定」です。アメリカ原初（最初の会合）の多国籍企業が後押すMAIは「国際投資の自由化」をめざしており、多国籍企業によくある「自由」（と「権利」）をもつものです。MAIは専門に進出している日本の多国籍企業にとっても都合の良い協定ですが、この協定によって、社会的弱者や生活に住む人々の立場は、一蹴りされ多国籍企業に押されてしまっています。世界規模の大企業に勝つために規範的な条件を押しつけ、環境を破壊している企業には、「自由」よりも規制が必須です。しかし、MAIが実現されれば、各国民政府や自治体が生産を守るために規制や監査を実施できません。このようないくつかの理由により、世界圧迫の心配、NATOは「自由な対立」、世界チャレンジへと立ち上げました。このキャンペーンでは、今年4月末に予定されているMAIの最終問題を延長し、MAIの影響をうける市民や団体の参加のもとで今後の議論を進めていくよう求めています。



MAIにNO！日本キャンペーン事務局発行のパンフレット

NAFTA（北米自由貿易協定）の時もそうであったが、条文のなかに若干の環境条項や労働権の規定を入れさせる方向で、運動を収束させようとする立場だといつてよい。

第3の立場は、現在進んでいるMAIなどのグローバリゼーションは、資本主義のもとでの国境を越えた人々の交流の唯一の形態だとは考えない。同じ資本主義のもとでも、別の、もっと人間の発達と環境の保全に役立つようなグローバリゼーションの代替案がありうるとして。ただしそのためには、民衆の力を総結集することによって、既存の世界の権力構造のありかたに多少とも本格的な改革を加える必要がある、とする。これは、「革命的民主主義」派の立場だと言つてもよいであろう。運動方法としては、議会選挙と非暴力直接抵抗運動の形をとることが多い（なおこのような3つの立場への整理にかんしては、基礎研の98年春の研究集会でご報告いただいた海野八尋さんの論稿「規制緩和、構造転換論では答えは書けない」『世界』98年3月号も参照のこと）。

APEC（アジア太平洋経済協力会議）の首脳会議に草の根の声をと

どろかせるべく、「民衆のAPEC会議」が、毎年12月にAPEC開催地で開かれてきた。アジア太平洋地域の様々なNGO関係者が集うこの会議のなかにも、上の3つの潮流の共存と相克がみられる。たとえば96年12月フィリピンのマニラで開かれた「民衆のAPEC」会議では、第1の潮流に与するフィリピン共産党一新人民軍系が他の2つの潮流から分裂して、独自の集会を開いたという。97年12月カナダのバンクーバーで開かれた「民衆のAPEC」会議の組織に重要な役割をはたしたのが、カナダの労働組合のナショナルセンターであった。この組合のばあいは、グローバリゼーションに若干の「修正」を要求するだけという第2の立場に固執する傾向が強かったといわれる。読者の皆さんには、グローバリゼーションにたいしては、どのようなスタンスで対応したらよいとお考えですか。

最後に、MAIの詳細を伝えるホームページを紹介するので、参考にしてほしい。まずMAI反対派のホームページとして（いずれからもMAI草案入手できる）。

◇Public Citizen's Global Trade

Watch

<http://www.citizen.org/pctrade/mai.html>

◇Friends of Earth

<http://www.foe.org/ga/mai.html>

◇The Canadian Polaris Institute

<http://www.nassist.com/mai/>

◇MAI-Not Project

<http://www.flora.org>

◇The Preamble Collaborative

<http://rknet.org/preamble>

◇The Council of Canadians

<http://www.web.net/coc>

ついでMAI推進派のホームページとして、

◇OECD（経済協力開発機構）

<http://www.oecd.org>

◇USCIB（米国商業会議所）

<http://www.imex.com/uscib/>

◇経団連

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index.html>

また市民フォーラム2001に关心のあるかたは、ホームページ(<http://pf2001jp.vcom.or.jp/>)、アジア太平洋資料センターに关心のあるかたは、ホームページ(<http://www.jca/parc.index-j.htm>)にコンタクトされたい。

（藤岡 悅 立命館大学）

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第83号 特集 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立（山口定）／市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き（小堀眞裕）／企業活動の情報公開と市民監視（醍醐聰）／企業活動の市民監視と株主オンブズマン（森岡孝二）／大蔵省改革の課題（横田茂）

第84号 特集 中国の香港

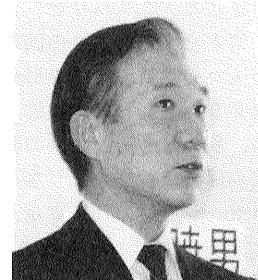
香港返還の歴史的意義について（佐藤進）／香港返還と中国の行方（陳福坡）／私の「香港」物語（山本裕美）／中国本土との「経済一体化」を進める香港（姚国利）／香港返還と「一国二制度」（山口正之）／21世紀の中国経済を予測する（大西広）／「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区（アブリキム・ハサン）／構造転換に悩む瀋陽（松野周治）／世界資本主義のなかの中国（溝口由己）

1部1200円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

21世紀のオルタナティブな 発展の道

—「非営利・協同」セクターと地域共生の可能性をさぐる—

非営利協同セクターは、今後の社会発展の基盤となる地域生活コミュニティの中軸として生活インフラを形成し、環境保全に対応しうる自己抑制力を有する参加型社会システムの中軸となり、共生型社会の協議システムを担うであろう。



FUJITA Akio
藤田 暁男

まず、オルタナティブな要求が強い分野は、当面色々な問題を抱えている福祉、環境、国際協調という問題ではないかと思いますので、この3つの分野を取り上げます。ただ大きなテーマですので、限られた紙面では十分に消化できないことを、おことわりしておきたいと思います。

I. 「非営利・協同」セクターの 可能性

(1) 地域生活コミュニティづくりからの出発

最近、非営利・協同セクターに関する共同研究に取り組んでいて、そのグループでスウェーデンの田園・農村に行きました。私は、かねてより基本的なカテゴリーとして、地域生活コ

ミュニティというカテゴリーを形成させたい、という気持ちを持っていますが、その一つのモデルを見た感じがしました。

私が行ったのは、スウェーデンのヤムトランドという県です。県都はオスターウンドで、スウェーデンの北東の田園地帯です。オスターウンドは県都ですけれども、人口が約12~13万の都市です。まず、そのフレームワークを把握していただきたいと思います。スウェーデンの就業者産業人口構成からしますと、パブリック・サービスの分野ではスウェーデン全体で36%ぐらいですけれども、ヤムトランドは41%です。田舎の方が相当高いことに注目したいと思います。

また、Mid Sweden 大学のPhilippeという女性のレポートによりますと、ヤムトランドに展開する協同組合数計153のうち、その約70%は90年代にできたものです。最近10年間で、託児所、消防、ごみの処理、それから高齢者の協同組合等、色々な協同組合が、田舎において急速に増えてきました。また、労働者協同組合、消費生活協同組合、プロデューサーの協同組合等、非

常に多様です。このように多様な協同組合が、多元的なネットワークを組んで、一つのコミュニティを形成しています。

感心したのは、コミュニティを構成する一つのシステムができあがっていることです。そのシステムの中心は、協同組合の支援センターです。ここにスタッフが4～5人いて、お互いの問題をぶつけ合いながら問題を解決していく仕組みやネットワークが展開されているのです。村から村まで行くには相当な時間がかかります。そのような困難をカヴァーするために、コンピュータネットワークが張り巡らされています。その情報センターには、たくさんのコンピュータが並んでいます。たいていの場合、それらを使用しているのは中年の婦人で、相当なベテランになっており、ネットワークを動かすような専門家として働いているため、情報がどんどん入ってくるわけです。そのような協同組合支援センターや、その支援を受けている小さな情報センターがあり、支援センターは全県に各々一つはあります。

中央にはKoopiという大きな協同組合の研究所がありますが、そこは地域の支援センターとは別です。地方は地方で独立を保ちながら各自で活動していますが、それらは各地方の大学の研究者と密接な関係を持っている場合が多いようです。センターの人や支援を受けている人達から、Mid Sweden 大学で半月研修を受けたとか、大学のプロジェクトに参加して活動している、そしてまた行くのだと言っているのを聞きました。

ネットワーク・システムに携わっているのは、ほとんどが協同組合のメンバーですが、一部には株式会社等もあります。しかし、やはり中核をなしているのは協同組合です。彼らは、このシステムの展開に自信を持っており、いきいきと仕事をしているのが大変印象的でした。ストックホルムから1時間以上も飛行機で行くような田舎ですが、非常に設備が整っていて驚きました。EUのデータをどんどん取り入れて、それに合致しその地域特有のものを作つてEUに売り込もうという戦略を持っている、という話を聞きました。ストックホルムの方が元気がない、

という感じさえ受けます。そのような支援センターを中心にして、非営利・協同の地域生活コミュニティがシステムとして展開していることは、私たちに一つの大きな示唆を与えたように思います。

(2) 「非営利・協同」セクターの今日的役割

ヨーロッパで最近「福祉国家を超えて」という問題意識を聞きます。「福祉国家を超えて」というのは、国家が福祉を全面的に展開するスウェーデン・モデルも行き詰まっているということを意味します。あえて国家という言葉をおろして、福祉社会という言い方をする学者も多くなっています。福祉国家から福祉社会へということは、つまり国家だけではなく、もっと民衆自体が福祉を担うという時代に入っている、という意味が込められている言葉だと思います。

「福祉国家を超えて」という問題をもう少し一般的に考えます。オルタナティブといわるように、私たちが近代国家の一つの到達点でもある福祉国家を脱皮して、それを超える必要がある所に来ているのではないかでしょうか。別の面で、エスタブリッシュメント、つまり既成勢力支配のペースでそれを超えるということは、新自由主義になるということでしょう。我々のペースで超えるには、どのような問題をたてればよいかということになります。

ここで重要なのは、私の判断では、私たちが大衆消費社会的な平準化の終わりの時代に入っているのではないかということです。このことを示すのに、「消費の多様化」という言葉が一般には使われますが、中には大衆消費社会のいわばステレオタイプ的に平準化した人間ではなく、「個性化」などという言葉が使われることもあります。少なくとも自主的に何か自分の活動を積極的に行い自己実現したいという人が、以前よりもかなり多くなっていることが、特に先進国で社会的な状況として存在しているのではないかと思います。それと同時に、高齢化であれ、あるいは環境問題であれ、人々がいろいろな問題に自ら対処するような社会活動の時代が来よ

うとしているのではないでしょうか。そうすると、個人主義が蔓延する中では、単なる個々人のペースでは充分に実現できないため、社会的に自己実現したい、あるいは集団で実現したい、という欲求が起こってきます。この欲求が、この非営利・協同セクターの持っている一つの社会的要請ではないかと思います。

そのような状況の中ででてきた、この非営利・協同セクターの状況というのは、ヨーロッパとアメリカでは少し違うと思います。ヨーロッパでは、社会全体のオルタナティブの問題を抱えながら、いわば新しい社会経済システムを模索しながら、社会的活動の問題が議論されています。例えば、協同組合の問題、あるいは社会的企業の問題、社会的経済などといったカテゴリーが、次から次へと社会的活動の中から生まれます。いずれも、今までの資本主義システム、あるいは福祉国家が限界に来ている状況の中で、何か新しい社会経済システムを求めようという問題意識が内在しているといえるでしょう。

アメリカでは、かなり前から非営利組織＝NPOが活躍する状況が出ています。その特色は、社会サービスも市民団体自らがやるべきで、またやらざるをえないというアメリカ的な伝統の中で、大きなNPOが発展してきたことです。協同組合は、アメリカの制度的な非営利組織の中に入っていますし、アメリカでは企業の寄付によって、非常に大きなNPOができることがあります。これは多分に、社会活動的なものから来ているヨーロッパとは違う体質であるように思われます。ただここ2～3年、アメリカの状況は変わっているという感じを受けています。それは、アメリカ社会が失業・人種・都市・エイズという様々な社会的問題を抱えて、何らかの制度的解決が求められるために、学者の中で社会経済システム的な考え方を取り入れ始めている人が多くなっているからです。

このように、社会経済システムのオルタナティブという問題意識で「福祉国家を超えて」という問題を見てみると、社会的企業という概念で、このオルタナティブの担い手、すなわちミクロの担い手を捉えようという動きがヨーロッ

パ系の学者の間で注目され始めていることが注目されます。社会的企業という概念は非常にまちまちで、一定のカテゴリーの内容を提示することはできませんけれども、そこには経済組織の将来像への示唆があるのではないかと思っています。社会的企業には協同組合等も含まれていますが、場合によっては参加型株式会社もこの中にに入る動きも出てきています。

5～6年前にスウェーデンに行ったとき、私は協同組合支援センターの人とある論争をしました。スウェーデンの協同組合は、その傘下に小さな株式会社を数多く持っています。私は、あなた方は株式会社をむしろ積極的に作ろうという問題意識を持っているけれども、それは協同組合の理念と反するのではないかと問い合わせたのです。彼らの反論は、それは便宜的に作っているだけあって、基本方針は協同組合的な一人一票の形であるというのです。株式会社を利用することは、今の市場問題に我々が対応する一つのストラテジーであり、それによって銀行からの融資も受けられるなど、様々な活動が容易になります。だからあくまで一つの枠組みのもとでの対策であって、原理的な問題は起こらないと主張されました。

その議論以来、私は参加型株式会社というものの関心を持ち始めました。株式会社が変わらなければ、我々がオルタナティブと考えているものは、我々の前には出てこないのではないかと考えたのです。そして、ESOPs（従業員持ち株制度）というシステムに興味を持ち始めました。例えばイギリスでは、このESOPsと協同組合を混合した形のECOPという組織が出ています。ESOPのすべてが参加型や、民主的な内容を持っているわけではありません。1985年に出了された『Working Together』という本の中の資料によれば、縦軸にマネジメントに対する決定への参加、横軸には所有の割合が示されており、その図の右上に協同組合が書かれています。そして下の方に、ESOPが、I, II, IIIとあります。Iは、従業員の協同持ち株が少数の場合。IIは、従業員が全員株を持っているけれども、役員が多数の株を持っている場合。IIIは、従業員が多数の株を持っているけれども、一人一票ではな

い場合です。このような経済組織の分析がもうすでに出てるわけです。

協同組合が、我々のオルタナティブのすべての形態であるとは考えていません。しかし、相当程度大きな可能性を持っていると思います。このような視点からすると、ESOPは必ずしも非営利・協同セクターの株式会社への必然的な反映であるとは言えません。しかしその中には、我々が注意すべきオルタナティブの萌芽としてもっと注目し、心ある経営者等に伝えるべき問題があるのではないかと思います。

そして我々は、こういう組織問題を考える際に、次のようなことを充分に考える時期・状況に来ているのではないかと思うのです。特に、次の3点を注意しておきたいと思います。1つ目は、現在の多様な社会において、地域的なニーズの吸収と対応のできる組織が要求されていることです。2つ目は、個性的であり、自己実現的な活動という要求を充分吸収し展開できる組織でなければならないことです。3つ目は、個々の人間の多様な活動を保障しながら、自己抑制を伴う集団的な社会的課題を実現できる組織でなければならないことです。このアプローチは、環境問題を考える際に非常に有益なものであると思われます。なぜなら環境の問題は、社会的な、あるいは集団的な自己抑制をしなければならない面を伴うからです。少なくとも、この3点の組織的な要請が、我々の社会の中に出てきていると思われます。

我々は、非営利・協同の組織であれ、株式会社であれ、組織の内部や、組織間関係を相当向上させなければならないところにきています。そこで、諸組織のシステムの形態として、私は協議システムを提唱しています。例えば、大学の教授会中心の運営なども、一つの協議システムであると考えます。資本主義的な市場システム、そして、福祉国家的な交渉システムでも上手く行かない場合、オルタナティブとして次に出てくるのは、共生社会的協議システムであろうと思われます。

(3) 地域福祉の協議システム

福祉を例として、日本における可能性というものを模索してみます。今、地域福祉は、3つのセクター、正確にいうと4つのセクターで担われていますが、公的な組織、そして、公的な背景を持った福祉組織によって、非採算的な重介護等々の部分が担わなければならないと考えられますが、その他に福祉NPOと福祉ビジネスがあります。

私が見た限りでは、福祉ビジネスというものは、大量にものを供給できる、あるいは、かなり高価な形でものを供給できるところに限られています。そこで、福祉ビジネスというものを新たな産業政策として、そこに一定のフィールドを与えたいという動きもありますが、産業政策的なものを福祉の世界に持ち込むと、NPOの活動を中心とする本来の福祉活動の在り方をある程度制約する恐れがあります。従って、公的な組織のフィールド、それから多様な介護等を展開できるNPOの機能、福祉ビジネスが展開できる分野等をわきまえながら、地域福祉の協議システムでうまくこれらを調整していくことが必要でしょう。また、社会福祉協議会のシステムを見直し、活性化させることによって、今後、協議システムを具体的に追及していくための出発点とすることもできるのではないかと考えています。

Ⅱ. 環境問題と新しい社会経済 システム

(1) 環境問題と資本主義システムの限界

環境問題と新しい社会経済システムの問題というのは、オルタナティブの最も重要な部分と思われます。環境問題は、我々がシステムを転換しなければならない場合の一番大きなモメン

トになります。またそれと同時に、一番重い問題であると思います。

まず、資本主義システムが環境問題と相いれなくなっている問題に関連して、発展途上国と先進国との対立の問題があります。この対立の中で、市場競争的な資本主義システムと環境問題悪化との関係が転換しないと、この対立が解決に向かわないということは、発展途上国と先進国との議論の中でもほとんど出てきていません。もっとこの問題を議論しなければ、発展途上国と先進国との対立の底流は接近しないという感じを持っています。二酸化炭素の排出量にしても、2015年には発展途上国が先進国を追い抜く可能性がでてきています。その時点で、発展途上国も先進国も、システム自体について問題にせざるをえません。しかし、発展途上国には、まだ多くの貧困な人々が存在する状況をどうすればいいのでしょうか。

この問題には、持続可能な発展論という形で問題になっている場合でも、弱い持続可能発展論、強い持続可能発展論があります。アメリカや日本は、EUに比べるとずっと弱い持続可能発展論です。そういう状況からすると、この問題に関しては当面EUのイニシアティブを期待して動くほかはないと思われます。EUの環境問題におけるイニシアティブを日本も支持して、社会経済システムの転換の問題に環境問題を結びつけていく必要があると思われます。

(2) 環境問題と新しい社会経済システムの不可避性

社会経済システムの転換が不可避であるという議論をする場合に、その理論的な原理をどのように考えればよいのかが問題になります。この問題は、経済のゼロ成長経済システムを考えるだけでは済まない問題であろうと考えます。ジョージエスク・レーゲンは、いくら拡大なき経済の定常状態を考えても、生態系の維持は不可能だという問題を出しています。そうすると我々は、原理のありようの基本をどこにおくのかという問題に迫られるのです。

ここで3つの考え方を出します。1つは中村

氏の考え方『地域自立の経済学』に展開されているものであり、2つは神戸大の鷲田氏の考え方です。3つ目の考え方は、カップ等に見られる、生存最低限の経済のスケールを考えることから出発する考え方です。

まず、鷲田氏の考え方ですが、これは動植物のエコシステムと経済の人間のシステムとを統一して、生物システムとしてまとめます。そして呼吸廃熱量という貨幣のような統一した単位を設けて、この中に最適なシステムを探る考え方です。これ自体は、環境問題を大きな体系として分析する道を開いたという点で、非常に画期的なものだと思っています。しかし、生物システムという一つの考え方でとらえることは、環境問題を引き起こしたのも人間であり、それを引き取って対処するのも人間であるということを考えると、人間がシステム的に対応しなければならないという視点からは、上記の2つのシステムを1つに統合する考え方には、やはり問題があるのではないかと思われます。

中村氏は、環境の多様性や地域性を考慮すべきことを強調されています。こう考えることにより、人間の出した問題を人間でどうシステム的に引き受けるのかという問題が出来きます。しかしそれ成長にすれば、つまり単純再生産の現状維持的な経済システムにすればそれで済むほど生やさしくはないのです。そこで、人間の生存レベルが問題とならざるを得ません。我々は、人間と自然との突き合わせから、原理的な問題を出発させざるを得ないです。

この問題は、いわば、NGO・NPOの問題とつながってきます。環境NGO・NPOは、個人と社会との間の、そして、人間社会と自然との媒介環として、環境問題に対応し得る社会システム上の重要な意味を持っています。主張されなければならない問題は、環境問題の多様性・地球性・地域性に対応でき、また消費の抑制もなし得るような、自己抑制力を内包し得る社会システムを我々は持たなければならないということです。NGO・NPOによるシステムの方が、従来型の市場や政府のシステムより環境問題に対応できるであろうと思われます。

III.

環日本海地域と「共生的交流」の必要性

国際的なシステムとしても、協議型の地域経済圏、あるいは協議型の経済システムが有効であるという考え方がある。私の中には芽生えています。例えば、ASEANにベトナムなどが入るという動きがあります。ASEANが、かつての反共連合システムからずいぶんその機能が変わっているという動きからしますと、地域的な協議をして、そのいろいろな紛争をやわらげる機能を果たし始めているという感じがします。少なくとも環日本海から見ると、ASEANはそれなりの力を發揮し始めていると感じます。それに比べると、日本の周りには何もなさすぎると思います。北東アジアにも色々な細かい問題を協議する場が多様な形態で必要なではないでしょうか。しかし、現存するのはほとんど二国間での協議の場です。

北東アジアにおける協議型のシステムを作る必要があるという考えは、次の点からも考えられます。アメリカのアジア戦略の一つの重点は、APECを中心にして、アジア全部をAPECに巻き込むというものでした。私は以前に、このアジア戦略に一定の抵抗を示さなければならない、これは、アメリカのペースでアジアの諸国に国際ルールを浸透させる戦略であると主張したことがあります。その後90年代になって、このAPECに中国が入りました。そして、ついに1993年、東南アジア経済連合（EAEC）をAPECが取り込みました。私はこの時点で、APECの機能は大きく変わったと見てています。アメリカの戦略が続いているという基本的流れはありますが、一つの大きな協議機関に中国やEAECまでも包含することによって変わってきたいるのではないか。それは、ある意味では、日本等のアジアの諸国の努力によって、国際的



金沢の町なみ

な大きな協議機関になりうる要素も含んでおり、そのように仕向けていく必要があるのではないか。

我々が関わっている地域経済圏を整理しますと、一番大きな枠組みがAPECです。そして協議システムとして展開しているのが、東南アジア経済圏の中のいくつかです。残念ながら北東アジア経済圏では協議システムがありません。協議システムを作っていくなければ、APECの方向もまた、この地域の経済的な展開や政治的な変化の問題、それから文化の問題等をいい方向に向かわせることができないと考えています。

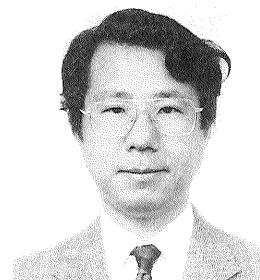
新しい社会経済システムの形成の大きな流れとしては、資本主義経済システムを基調にするシステムから、福祉国家的な交渉システムを中心とするシステムへの変化があり、そして今、我々は、共生社会的な協議システムに向かう必要に迫られている、あるいはそのような社会的要請があるのではないかと考えています。その場合に考えられる論点には、3つのキーワードがあると思われます。1つは非営利・協同セクターの役割、2つは組織文化の発展の下における協議システムの内容の発展、3つは地域生活コミュニティーの構築です。これらの視点から、社会経済システムの方向を探っていきたいと考えています。

(本稿は基礎研春季交流大会での記念講演を一部修正したものです。資料、文献等は省略しました。)

(ふじた あきお 金沢大学)

日本の対外投資と ドル高の構図

今回のドル高・円安は95年春のG7での「円高是正」合意をきっかけとするものである。日米通貨当局の為替市場介入による「是正」は「円投」、「外転」をもたらし、これがさらなる円安を生み出している。また、アジア通貨危機、米のバブル的株価上昇もこれを一因としている。



OKUDA Hiroshi

奥田 宏司

I. 1995年春のG7と 為替相場の反転

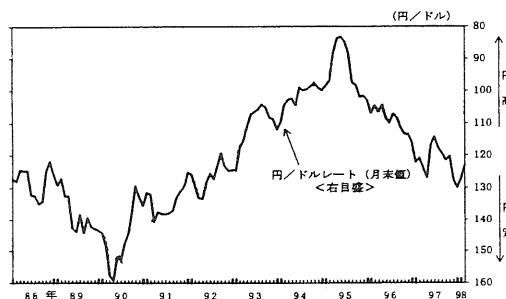
円・ドル為替相場は1990年4月に1ドル=160円近くまで円が下がって以後、95年4月まで円高傾向が続いた。95年4月19日には瞬間に79円75銭の最高値をつけた。その後は今度はドル高・円安が続いている（第1図）。

なぜ95年春に円高是正の転換点が訪れたのか。それは4月25日にワシントンでG7が行なわれたからである。G7は為替相場について「最近の変動は…正当化される水準を越えており、こうした変動を、秩序ある形で反転させることが望ましい」との声明を出した¹⁾。これは一部に「逆グラザ合意」とも言われ、この声明以後、8月まで日米通貨当局は為替市場介入を連続的に行なった。5月31日にはG10が協調介入を行ない、ニューヨーク連銀は対円、対マルクでそれ

ぞれ5億ドルの為替介入を行った。以後も7月7日、8月2日、8月15日の3回にわたって協調介入を行ない、ニューヨーク連銀は円、マルクを対価に15億3300万ドルを購入している²⁾。

それでは、アメリカはなぜ円高是正に協力したのだろうか。2点指摘できる。第1は、日本経済の悪化である。これ以上の円高を続けると、日本の景気の悪化と金融システムに悪影響をもたらし、世界経済、金融システムに混乱を起こすことをアメリカが危惧したからである。第2。

第1図 円・ドルレート



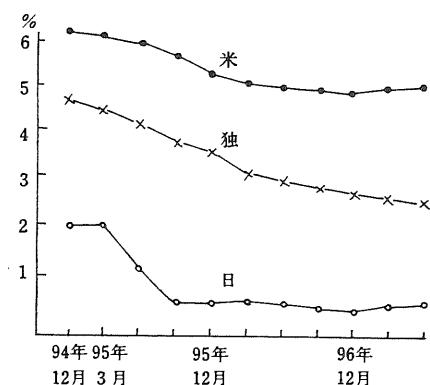
出所：日本銀行『日本銀行月報』1998年3月、18ページ

こちらの方がアメリカにとっては重要であるが、95年に入ってアメリカにも景気減速の兆しがはつきりしてきた。94年第4・四半期の成長率は年率で5.1%であったのが、95年第1・四半期には2.7%，第2・四半期には1.3%に低下してきた（『日銀月報』より）。金利の引き下げが検討された。しかし、ドルが下落している時期に金利の引き下げを行なうとドルの暴落につながりかねない。現にこの時期、アジア各国では外貨準備の一部がドル離れをおこしていた。基軸通貨ドルの失墜である。また、これが円高の一要因にもなっていた。したがって、米金利の引き下げにはドル安を止めておく必要があった³⁾。

さらに、ドル安・米金利の低下はアメリカ債券市場への資金流入を止めてしまう恐れがあった。この市場は日本からの資金に依存することが大きく、ドル安の進行、米金利の低下によって資金が引き上げられるとアメリカの経常収支赤字ファイナンスが危ぶまれることになり、逆に金利が上昇して証券相場の急落が生じる可能性が出てくる。米経常収支赤字は93年の908億ドルから94年には1335億ドル、95年上半期にも同規模の赤字が生じていた。かくして、95年春の時期は日米双方で円高を是正し、金利協調を実施しなければならない状況にあった。そこで、次に金利協調の方を見よう。

日本銀行は95年4月14日に公定歩合を1.75%から1.0%へ引き下げていたが、さらに、日米は

第2図 米独日の3カ月金利¹⁾



注 1) 米-CD, 独-3カ月大口預金, 日-1000万円以上定期預金。

出所：『日本銀行月報』の各号より作成。

7月7日に協調して金融緩和をおこなった。アメリカ連邦準備理事会はフェデラル・ファンド金利の誘導水準を0.25%引き下げ、5.75%になると発表した。これは2年10か月ぶりのことである。同日、日本銀行は無担保コール翌日もの金利の誘導水準を公定歩合を下回る水準に引き下げるとして発表し実施した⁴⁾。

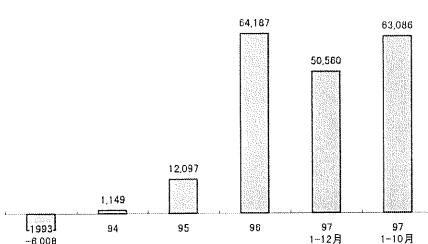
さらに、日本は同年8月2日に「円高是正のための海外投融資促進対策」（大蔵省）を発表した。(1)保険会社の外貨建貸付の解禁、(2)保険会社の円建貸付の50%ルールの撤廃、(3)非居住者ユーロ円債還流制限の完全撤廃、(4)機関投資家保有外債の評価方法の改正、(5)為銀の持高規制の緩和により円投入外債投資の促進、(6)公的機関による資金協力の推進、というものである⁵⁾。

9月に入ると日本銀行は公定歩合をさらに1%から0.5%へ引き下げた（8日）。これにより日米間の短期市場金利の差は5%以上に拡大することになった（第2図）。以上の経過を経て瞬間に1ドル=80円を割るまでにいたった為替相場も95年10月には100円近くまで低下した。

II. 協調的為替・金利政策と 「円投」

これまでに見てきた日米の協調的為替・金融政策にもかかわらず、95年末までは為替相場に対する警戒感が依然根強く、日本の機関投資家（信託、生保、損保）による円を外貨に替えての対外投資（円投入・外貨建投資＝「円投」）が急速に増大するのは96年になってからのことである。日本の機関投資家による外国証券・保有増加額が第3図に示されている。95年には1兆2100億円の増加であったのが、96年には6兆4200億円、97年1月から10月までは6兆3100億円の増加となっている（97年11～12月の減少は山一証券、北海道拓殖銀行の倒産をきっかけとする金融システム危機による）。銀行の外国証券保有も96年には2兆3400億円、97年1月～10月には1兆4600億円の増加（11～12月には1兆

第3図 日本の機関投資家^{*}の外国証券
保有の増加額（億円）



*信託勘定、生保、損保
出所：日銀『経済統計月報』

第1表 日本所在銀行¹⁾の外貨建資産負債

	外貨資産①	外貨負債②		③=①-②			
		対外④	対内⑤				
1994年12月	7,600	4,381	3,219	8,120	4,709	3,411	-520
95年12月	8,874	5,927	2,947	7,666	4,556	3,110	1,208
96年12月	8,112	5,734	2,378	6,493	4,338	2,155	1,619
97年6月	8,221	6,089	2,132	6,658	4,581	2,077	1,563

注 1) 日本の銀行及び外銀在日支店。

出所：BIS, *International Banking and Financial Market Developments*, 各号の Table 2E, 2F, 3A, 3B より。

3500億円の減少）である。

銀行以外の金融機関の外国証券投資は「円投」である。銀行の外国証券投資も一部「円投」の可能性がある。というのは、先に見た95年8月の対外投融資促進策によって持高規制が緩和されているからである。この緩和によって日本の銀行は外国証券保有ばかりでなく、貸付等においても円を外貨に替えての運用（=「外転」）を増加させた（第1表）。日本所在銀行（外銀支店を含む）は94年末に外貨建で520億ドルの純負債であったのが、95年末には一挙に1208億ドルの純資産になっている。この転換が95年末にかけての円高是正の中心的役割をはたしている。

ら、外貨準備の増は日本の通貨当局によるドル投資とみてさしつかえない。したがって、民間の対米投資収支赤字と外貨準備増を加えると、合計額は95年以後日本の対米経常黒字を上回っていることがわかる。すなわち、95年から大量の資金がアメリカへ向かい、この資金が回りまわって結局アメリカの株価を上昇させるきっかけを作り、下支える役割を果たしているのである。第5図を見ると、95年はじめまで米株価は一進一退で推移しているが、95年下期から急上昇している。日本からの資金が米株価上昇のすべてではないが、重要な役割を果たしていることは間違いない。

一方、95年春からの協調的為替・金融政策は、アジア各国への資金流入を継続させることになった。アジアへの資金流入は90年代初頭から続いていたが95年以後一層増大した。ネットの資金流入は全アジアで94年に238億ドルであったのが95年には693億ドル、96年には396億ドルにのぼった。とくに、タイ、韓国への流入が大きく、94年にタイへは178億ドルであったのが、95年に329億ドルに、韓国へは94年に105億ドルであったのが95年に177億ドル、96年に204億ドルにそれぞれ増加した。⁶⁾

アジアへの資金流入と並行して日本の銀行のアジア向け貸付は増大していった。日本の銀行のアジア向け貸付残高は94年末の933億ドルから97年6月末には1238億ドルに達し、これは同地

III. 日本の対外投資と米株価 上昇、アジアへの貸付

このような95年後半期からの日本の金融機関を中心とする対外投資の増大は、一方ではアメリカの株価を急上昇させるきっかけを作り、他方では日本の銀行のアジア各国への貸付の増加をもたらした。前者から見ていくと、第4図に日本の対米・国際収支が示されている。日本の外貨準備はほとんどすべてがドル準備であり、米財務省証券等のドル資産で保有されているか

域向け全貸付の32%に達している。とくに、タイ向けでは日本の銀行の比重は54%にもなっている。タイ以外でも日本の銀行がトップの地位を占めている（第2表）。⁷⁾

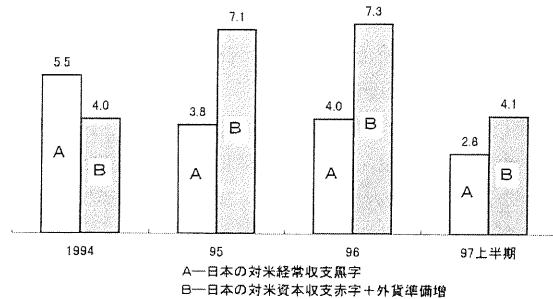
IV. 為替相場と 「円投」の悪循環

機関投資家の「円投」、銀行の「外転」による対外投資は為替リスクを伴う。資産がドル等の

外貨であるから、ドル相場が下がれば為替差損が発生するのである。したがって、90年代前半期の円高時代には低調に推移していたものである。しかし、95年からの円高は正に「円投」、「外転」を進展させた。ところが今度は、「円投」、「外転」が一層の円安・ドル高をもたらした（第1図）。円安と「円投」の循環である。円安進行時には金利を度外視しても為替差益が得られるから、円をドルに替えての投資が進む。為替相場と対外投資の逆の「循環」は円高時にも生じた。円高進行時には為替差損が生まれ「円投」は停滞するから一層の円高が生じたのである⁸⁾。

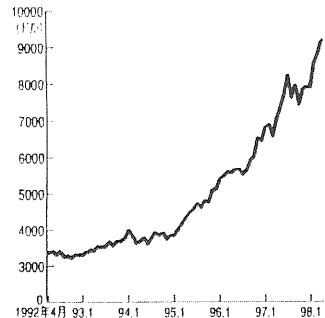
非基軸通貨国は先進国でさえその大半を基軸

第4図 日本の対米国際収支（兆円）



出所：日銀『国際収支統計月報』

第5図 ニューヨーク市場のダウ工業株30種平均の推移（終値）



出所：日銀『経済統計月報』

第2表 国籍別銀行¹⁾の各国に対する債権残高（97年6月）

（億ドル）

	ラテン・アメリカ	アジア							途上国を含む全地域 ²⁾
			タイ	韓国	インドネシア	マレーシア	中国		
日本	145	1,238	377	237	232	105	187		1,727
アメリカ	603	323	40	100	46	24	29		1,310
イギリス	169	297	28	61	43	20	69		778
ドイツ	319	472	76	108	56	57	73		1,782 ⁴⁾
フランス	193	404	51	101	48	29	73		1,002
オランダ	162	128	16	17	28	11	16		419
計 ³⁾	2,511	3,894	694	1,034	587	288	579		10,549

注 1) 在外支店を含む。2) 報告地域以外の全地域。3) その他の国を含む。

4) 東欧向けが485億ドルにのぼっている。

出所：BIS, *The Maturity, Sectoral and Nationality Distribution of International Lending, First Half 1997*, Jan 1998.

通貨で以て対外取引を行なうがゆえに、なんらかの取引において常に為替リスクを負わされている。途上国の場合には、資本取引はもちろん貿易取引においてさえほとんど先進国通貨が利用され（韓国では80年代から90年代にかけて輸出でドル建が90%前後、円建が6～9%，マルク建が1～3%，輸入ではドル建が80%前後、円建が13～14%，マルク建が3～4%）⁹⁾、為替リスクを免れるためにはなんらかの為替のペッグ制度を採用せざるをえなかった。日本の場合、輸出の36%が円建、輸入の23%が円建である（97年9月）。ドル建は輸出で52.1%，輸入で70.8%である（同）¹⁰⁾。この比率で計算すると、97年の貿易黒字は12兆3300億円であるが、通貨別で見ると円建は9兆3200億円の黒字、ドル建は5300億円の赤字、その他通貨建（ほとんどが西欧諸通貨建）は3兆5400億円の黒字である。日本の貿易収支黒字のほとんどは円建であり、個々の貿易業者次元はともかく日本全体で言えば貿易において為替リスクをもっていない。しかし、非基軸通貨国のままであるがゆえに自国通貨建・対外投資を十全に行なえず、為替相場と対外投資の「悪循環」が生まれるのである。このことについてもう少し基本に戻って論じることにしよう。

日本以外の各国は日本に対して円建貿易赤字をもっているのであるから、円資金が必要である。それは以下の3つのいずれかの方法によって調達される。第1はドル等の貿易黒字をもっている諸国はそれを円に替えることができる。第2は日本から種々の円建債務を作り調達する。第3は外貨を借り入れ、それを円に替える。この3つのうちどの方法がどれくらい使われているのかは正確にはつかめない。日本の円建投資額さえも統計の限界によって正確な値を把握できないのである。ここでは割愛せざるをえないが、通貨スワップも考慮に入れてざっと計算すると、海外諸国が貿易取引において円で支払わなければならぬ約半分が日本からの円建対外投資（円借款を含む）で賄われている。そうすると、残りの半分がドル等の外貨を円に替えて支払われていることになる。

海外の貿易業者は大半が自国にある銀行との

為替取引によって円を得て貿易代金に当てるであろう。これによって海外の銀行は円の売持になり、日本の銀行とドル売・円買の為替取引を行なおうとするから、日本の資本取引を除外すれば、日本の銀行はいったんドル等外貨の買持になる。そして、資本取引によって、つまり、機関投資家等の「円投」、直接投資等によって日本の銀行にはドル売・円買がおこるが、この資本取引がどれくらいの額にのぼるかによってドルの買持の程度が決まる。「円投」、直接投資等の円をドルに替えての投資が少なければドルの買持が残り、邦銀各行はインターバンク取引で円相場を上げても持高をなくそうとするから螺旋状に円高が生じる。買持は結局は通貨当局の為替市場介入（円売・ドル買）によってしか解消されない。また、「円投」等の円をドルに替えての投資が多ければ、邦銀は売持になりインターバンク市場においてドル相場を上げてもドルを調達しようとし（為替資金の調整・売持の解消）、ドル相場はさらに上昇する。

かくして、インターバンク市場でのドル・円相場は「円投」、直接投資等の円を外貨に替えての対外投資の額に基本的に左右されるのであるが、「円投」はまた為替相場に左右される。いったん少し為替相場が円高に振れだと、「円投」は停滞気味になりさらなる円高を生み、逆に、いったん円安に振れだと「円投」は増大して一層の円安を生むとともに国内金融市场も空洞化する。この「悪循環」を断ち切るためにには円建対外投資を増加させる以外にはない。

V. 中・長期的な 「悪循環」の打開策

中・長期的には日本の対外投資は為替相場に大きく左右されるドル建投資から徐々に脱却していく必要がある。日本が世界最大の債権国（アメリカは債務国）といっても、国民一人一人にその恩恵の実感がないのは巨額のドル建投資のために為替相場が左右され、国内市场の空洞

化を生み出しているからである。円建対外投資の増大によって海外の円建貿易赤字国はその資金を円建貿易代金に当てることができ、海外の銀行は円の売持をもつことがなくなり、このことは邦銀のドルの買持を低下させる。

円高の時には円建投資が困難であったが、円安の時代それが可能になってきている。というのは、円高時には借り手にとって円建債務形成は返済時にコストが上昇して不利であり、タイ、中国等は日本政府からの円借款でさえ嫌がった経緯がある（円建貿易赤字をもつにもかかわらず）。今日、円建対外投資増大の好機である。しかし、円建対外投資が伸びるためには国内の短期市場をもっと使い易くする必要がある。円建投資に伴い「手取金」が形成され、それが日本で短期に運用されることになるからである。したがって、これまで以上に国内短期市場の整備と市場を拡大する諸措置が求められる。円建投資は国内市場の空洞化も防ぐことになる。さらに、アジアにおける円の国際通貨への成長も、アジア向けの円建対外投資が増大していくなかで展望をもちうるであろう¹¹⁾。

VII. バブル的な米株価と当面の為替、金利動向

最後に、当面のバブル的なアメリカの株価に関連したいいくつかの問題に触れておこう。日本を中心とするマネーフローは、97年夏から年末にかけてのアジア通貨危機と年末の日本の金融破綻によって大きく変化した。アジア危機によってアジアへの正常なマネーフローは停止し、日本の金融破綻は一時的に機関投資家の外国証券の売り払いを招いた（第3図参照）。他方、日本の金融破綻を契機とするジャパンプレミアムの拡大は日本の銀行の海外支店の資金調達を困難にさせ、海外支店は本店から多額の資金供給を受ける状態になった。このような状況の出現によって、米株価も97年秋から末にかけて8000ドルを割る調整に入った。

ところが、年を明けると行き場がない巨額の国際資金がアメリカへ流入し、円安が進むなかで超低金利を続ける日本からもアメリカへの投資が「復活」して米株価は98年1月からの4カ月の間に1000ドル以上も上昇した¹²⁾。バブル的事態の発生である。アメリカの株価が異常な高値をつけており、日本の対米投資が落ち込む状況が出てくれれば、つまり、為替相場が円高に振れるようなこと、日米間の金利差の縮小のようなことがおこれば、アメリカの株価は暴落しかねない。アメリカが円高を叫んだりしたらそれは自殺行為となろう。アメリカが日本の景気対策として減税による内需拡大と低金利維持を声高に主張するのはまさにこのためである。

- 1) 『国際金融年報』1996年版、23ページ。
- 2) 『東銀四季報』各号より。
- 3) 『財経詳報』1995年9月5日、7ページも参照。
- 4) 『国際金融』1995年8月15日、63ページ。
- 5) 『日本銀行月報』1995年10月号。
- 6) BIS, *International Banking and Financial Market Developments*, 各号のTable 5A, 5Bより。
- 7) 小論のこれまでの論述の詳論は以下の拙稿を見られたい。『環太平洋地域のマネーフローと金融・通貨危機』『経済』1998年4月号。
- 8) 詳しくは拙稿「円高についての基本認識」『阪南論集』第31巻第4号（1996年3月）参照。
- 9) 『韓国統計年鑑』より。
- 10) 通産省「輸出入決済通貨建動向調査」1998年1月21日
- 11) 日本の円建貿易黒字と円建対外投資との関連、さらには、それらが円の国際通貨化を進展させる筋道については以下の拙著を見られたい。『日本の国際金融とドル・円』青木書店、1992年、第6章、『ドル体制と国際通貨』ミネルヴァ書房、1996年、第6、7、8章。
- 12) 4月中旬には9000ドルを上回ったが、本稿執筆時の5月はじめは9000ドルをわずかにきっている。連邦準備制度理事会における警戒感が株価上昇の小康状態を生み出している。

（おくだ ひろし 所員 立命館大学）

米国的好況をめぐる諸説

アメリカでは、堅調な実体経済と株高が続いている。アメリカは本当に「ニューエコノミー」になったのか。好調の原因は何か。アメリカ経済に関する議論を整理することによって、その光と影を検討する。



ITOH Kunihiko
伊藤 国彦

はじめに

現在、世界経済の中でアメリカとイギリスの金融活況と堅調な実体経済が際だっている。両国ともに、いち早く規制緩和や金融自由化を押し進めてきた。対照的に、日本経済はバブル崩壊後に不良債権処理でもたつき、長い不況から脱しきれないばかりか、金融危機の可能性さえ懸念されている。金融機関の不祥事から管理当局の大蔵省や日本銀行の官僚の汚職事件と目を覆いたくなるような出来事ばかりである。こうした状況の中で、規制緩和論がますます勢いを増している。とりわけ、今年4月にスタートした日本版“ビッグバン”への期待は大きい。さらに、財界や自民党の政治家の中には、日本版“レーガノミックス”を言い出す者さえ出てきている。

本稿では、アメリカ経済に関する議論に焦点をあてて、次のような問題を考えてみたい。現

在のアメリカ経済の好況は、「規制緩和」と「自由化」によってもたらされたものであろうか。市場における競争がそれほど信頼のおけるものであろうか。

I. 80年代から 90年代初頭

(1) 生産性の低下

レーガンとブッシュが大統領を務めた80年代から92年にかけては、レーガンが標榜した「強いアメリカ」とは裏腹に、経済はそれほど芳しいものではなかった。ただし、図1のように、この間に80年代初頭に猛威をふるったインフレと失業は84年頃から収束に向かったことは事実である。しかしながら、レーガン政権下での高金利とドル高は、アメリカ企業の競争力を著しく低下させたことは疑いない。財政収支と経常

収支の「双子の赤字」が急速に膨らみ、ついには世界一の債務国に転落した。

この背後には、深刻な生産性の低下がある。1960年代後半から生産性上昇率が低下し続け、1982年には最低を記録し、80年代に若干回復するものの89年から再び低下した。生産性の落ち込みは、アメリカ経済の成長率の低下とアメリカ企業の国際競争力の低下につながる。つまり、アメリカ経済が抱えていた問題は、生産性の低下にあった。標準的なマクロ経済学のテキスト¹⁾を見れば、このことがよく分かる。また、ステイグリツが指摘しているように、生産性の低下と歩調を合わせて、所得分配の不平等が拡大してきた。1960年代後半から、富める者はますます富み、貧しき者はますます貧しくなる傾向が現れている。とりわけ1975年以降、この傾向は拡大してきた。

(2) 度重なる金融危機

アメリカの金融自由化は、1975年5月1日（メーデー）からの証券取引所手数料の自由化を起点として、1986年には金利の自由化を終え、その後業務分野規制（グラス＝スティーガル法）

の規制緩和を残すのみとなっていた。しかしながら、自由化の過程では10年以上に及ぶ大規模な金融危機を経験することになった。80年代初めに、自らの高金利政策により、南米の途上国が債務危機に陥った。この不良債権がアメリカの大手銀行に打撃を与えた。また、80年から82年にかけて、貯蓄貸付組合（S & L）の第一次の経営破綻が起こった。預金金利規制の撤廃によって、預金を集めるために高い金利を付けたために、逆ぎやが生じたのである。この破綻に対して、1982年のガーン＝セントジャメイン預金金融機関法では、S & Lの資金運用に関する規制を緩和し、エネルギー開発投資や不動産投資などハイリターン分野への参入を認めた。ところが、1986年以降のエネルギー価格の低迷・不動産価格の低迷は、S & Lの新規事業の多くを不良債権化した。これが、第二次S & L危機である。破綻が多数に及んだため、S & Lの預金保険機構に当たる連邦貯蓄貸付保険公社（FSLIC）の資金は枯渇してしまった。政府は、89年になってようやく処理のための立法措置をとった。過剰な不動産融資による経営危機は、S & Lだけでなく商業銀行にも及んだ。銀行の株価は低迷し、貸し渋りによる信用逼迫が

図1 アメリカのフィリップス曲線（1960—97年）

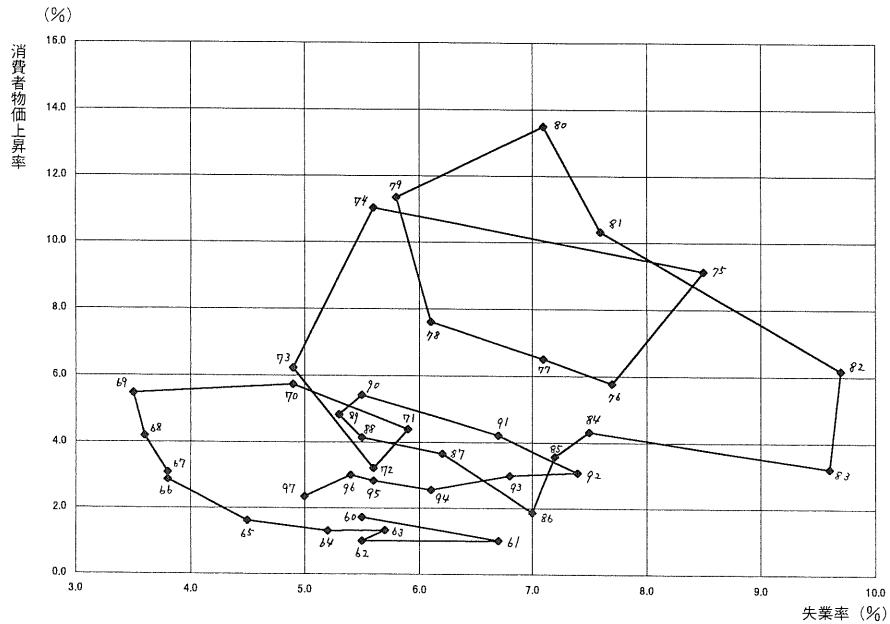
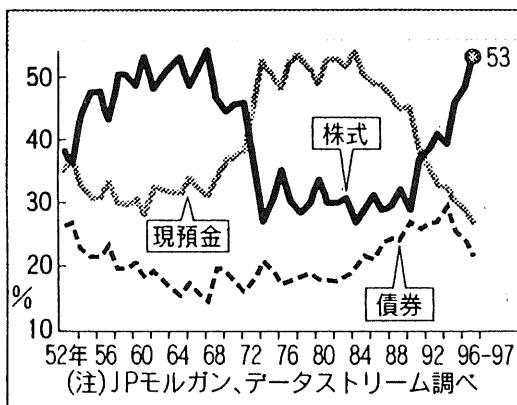


図2 米個人金融資産の内訳



出所：日本経済新聞、1998年2月15日

90年代初頭の米景気の足を引っ張った。さらに、90年にはジャンク債（ハイリスク・ハイリターンの債券）市場で名をはせた有力証券会社のドレクセル・バーナル・ランペールの経営が破綻し、90年だけで300社以上の証券会社が姿を消した。

個人の金融資産保有形態にも大きな変化が見られる（図2）。80年代中頃から、現金・預金の保有が低下し、逆に債券や株式の保有が増加している。とりわけ89年以降、株式保有が急増している。証券化が個人の金融資産運用にまで浸透し、証券価格が下落した場合の個人への悪影響が大きくなつたことになる。

II. ニューエコノミー論の台頭

ところが、91年3月に景気の底から脱したアメリカ経済は、"不思議な"ほどの好調ぶりである。景気の回復・拡大はすでに8年続いている。97年の経済成長率は3.8%，失業率も12月に4.7%と低率になった。失業率の低下にも関わらず、インフレ率が驚くほどに落ち着いている。つまり、「インフレなき経済成長」を遂げているのである。株価は、97年秋のアジア通貨危機の影響を受けて一時的に下落したものの、再び回復し

て今年4月にはダウ平均が9000ドル台に達した（p.21の図5参照）。今なお、アメリカ株式市場は個人年金資産や日本・アジアを逃れた資金を吸収し続けている。景気の拡大による所得の上昇とキャピタルゲインの急増は、「不治の病」といわれた財政赤字をも急速に縮小させている。

こうした中で、アメリカ経済が大きな構造変化を遂げて、景気循環は穏やかなものとなり、「インフレなき経済成長」が持続する「新時代」に入ったという論調が目立つようになってきた。いわゆる「ニューエコノミー論」である。代表的な論者は、カリフォルニア大学の政治学者S. ウェーバー²⁾やエコノミストのS. B. シェパード³⁾である。経済雑誌では、『ウォール・ストリート・ジャーナル』やダウ・ジョーンズ社に関連する『バロンズ』などがニューエコノミー論寄りである。97年7月の議会証言において、グリーンスパンFRB議長が「100年に1度の構造変化」と述べ、ニューエコノミー論の一部を容認する発言をしたことによって、注目を浴びるようになった。また、98年3月の大統領経済報告においても肯定的に扱われている。ただし、FRB議長も政府も「楽観論」を全面的に肯定しているわけではない。

景気循環を弱めて、「インフレなき高成長」を持续できるようになった構造変化とは何か。ウェーバーは、6つの要因を挙げている。①経済のグローバリゼイション、②情報技術の革新、③雇用の変化、④政府の政策、⑤新興市場の存在、⑥資金調達の変化である。とりわけ、①から③が重要な要因である。

まず、雇用の変化は、雇用の製造業からサービス業へのシフトと終身雇用から一時的雇用へのシフトである。サービス業での雇用は、製造業雇用ほど景気循環の影響を被らないために、景気循環による雇用変動が小さくなる。サービス業での雇用の増加は、労働組合の力を弱め、賃上げ圧力と賃金コスト上昇によるインフレの可能性を低下させる。さらに、労働市場において労働を流動化させ、企業は正社員を削減して一時的雇用に切り替えている。つまり、企業にとって、最も高価な生産要素である労働を安くして容易に手に入れることのできる効率的な労働

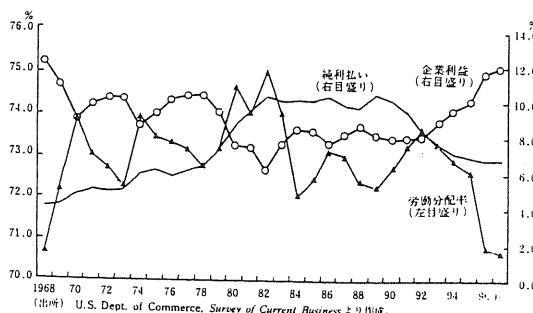
市場となったということである。

次に、情報技術の革新は、企業家が意志決定を行うために必要とする情報の価格を引き下げ、その質を向上させた。企業家は、不確実性から解放され、生産、投入、販売、在庫などの管理能力を高めて、大幅にコストを削減できるようになった。したがって、この情報技術の革新も景気循環を弱めて、生産性を高めることに貢献している。

最後の要因は、経済のグローバル化である。これは、二つの内容を含んでいる。一つは、企業が最適な生産・販売・資金調達を世界の中から選び出すことが容易になるというグローバル化によるコスト削減の効果である。もう一つは、企業活動が分散されているため、ある国での出来事から受けける影響を減らすことができるようになったことである。また、経済のグローバル化は、国際的な競争を通じて安価な商品が輸入され、物価の安定化に寄与するという意味で使われることもある。

それらの構造変化の中で、アメリカ企業は好況の最中にあってもリストラクチャリング（事業の再構築）の手を休めていない。徹底した生産性の向上のために、一方で非生産的な資産を処分し、他方でM&Aなどによる「建設的投資」を積極的に進めている。図3に示されるように、低下し続ける労働分配率とは逆に、アメリカ企業の収益はハイテク企業を中心に高水準でかつ上昇し続けている。その評価が、株価の高騰に反映されている。

図3 アメリカのマクロ所得分配の変化



出所：中本・夏目・萩原（『経済』1998年2月号論文），p. 68

III. その評価

今やアメリカ経済は、生産性低下を解決した堅調な実体経済のもとで、危機を克服した金融が活況を呈しているのである。ニューエコノミー論への経済学の従来の理論的立場からの批判は、クルーグマンが行っている⁴⁾。ここでは、最も議論が集中している生産性向上とそれによる企業収益の増加に関する議論に絞って評価しておこう。

(1) 労働者の犠牲

ニューエコノミー論者の挙げる構造変化の中で、情報化とグローバル化はアメリカ経済に固有のものではない。ところが、アメリカの資本賃労働関係は独特である。アラン・ブラインダーは、企業収益はアメリカ労働者の犠牲の上に伸びてきたということに注目する⁵⁾。「攻めの姿勢の企業と従順な労働者の組み合せによって、収入の配分を賃金に薄く企業収益に厚くする結果となった」と見ている。要するに、アメリカ企業は搾取を増大することに成功したがゆえに、資本主義としての活気を取り戻しているのである。

(2) 貧富格差の拡大

ニューエコノミー論者の楽観論は、一部の成功者の事例にしか目を向けない。かつて安定的に雇用されていた中流階級にまでリストラの波が押し寄せ、「持てる層」と「持たざる層」に社会が分断されつつある。ロバート・ライシュはこの点を米国の最大の課題であると強調する⁶⁾。図4は1976年から1996年にかけての階層別所得の増減率である。20%の最富裕層のみの所得が上昇し、残りの80%の所得は低下した。かつ、所得の低い階層ほど減少率は大きい。金融資産を含む富の分布では一層格差が激しい。ライシ

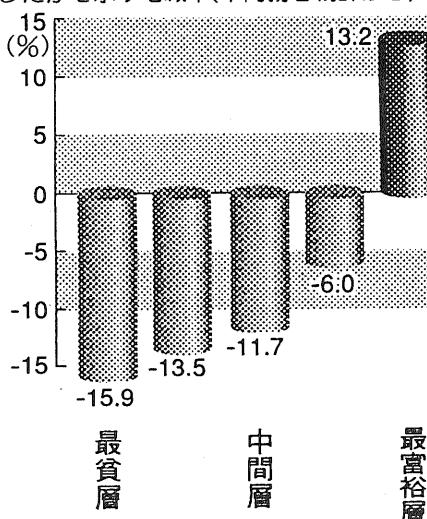
ユは次のように述べている。「最も裕福な上位1%が、今では米家計の富の39%を握っている。・・・富の93%は上位5分の1の層に集中している。」

(3) 福祉の削減

クルーグマンは、経済のグローバル化・新興市場の出現・規制緩和はむしろ国際競争を激化させて、賃金格差を拡大し失業率を高めると考える。競争激化によって企業は生産性の高い労働者にはより高い賃金を、生産性の低い労働者にはより低い賃金を払うようになる。失業手当などの生活保障水準が以前と同じならば、賃金を失業手当以下に引き下げられて失業する方を選ぶ労働者が増えるからである。ところが、アメリカでは小さな政府づくりの中で生活保障水準（失業手当）を切り下してきた。これによって、失業率を低下させた。こうした政府による政策も、現在のアメリカの好況を支える要因である。

図4 米国における所得格差の拡大

全世界を5段階に分け、1976年から96年にかけて全体の所得に対する割合はどう変化したかを示す増減率（米商務省統計から）



出所：朝日新聞、1998年4月18日

(4) リスクを抱えた老後

401Kと呼ばれる企業年金が急増している。401Kは「確定拠出型年金」であり、企業が積立金の一部を拠出するが、運用は各個人に任せられている。つまり、企業の運用リスクが労働者に移ったことになる。この運用先がここ数年投資信託を通じて株式に集中している。アメリカの労働者は、所得の低下を高株価による年金のための金融資産の膨らみでカバーしている状態になっている。しかも、十分な資産運用の知識もなく運用は個人責任となっている。すでに、運用の失敗によって年金を失ったケースもある。最後の望みの網を株式のキャピタルゲインに託せるであろうか。確かに、アメリカでは日本のバブル時代ほど浮かれてはいない。しかし、アメリカの労働者の老後は株価変動リスクを負い、否応なくニューエコノミー論的願望を抱かざる得なくなっている。

IV. 日本経済への示唆

以上のように、アメリカ経済の好況は、表面的には問題を克服したように見えつつも、多数の労働者の雇用条件をより悪化させ、所得や富の不平等化を加速している。アメリカの経験からは、「規制緩和」や「自由化」あるいは「競争原理」は、企業が労働者からの搾取の增大を容易にすることで活力を回復すると言うことであることが分かる。大多数の国民にとっては、好況の時でさえもその恩恵にあずかれないばかりか、より生活が悪化さえするのである。

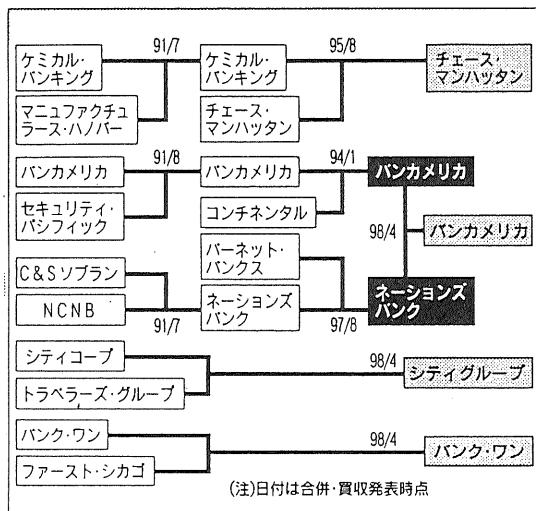
また、ほとんど議論されない問題がある。それは、独占の形成である。「規制緩和」や「自由化」を求める根拠は、市場に「完全競争」を取り戻して、市場メカニズムによって最適な資源配分を達成しようということにある。しかし、現実は競争といっても「完全競争」とはほど遠い。つまり、複数の大企業が完全なる独占を目

指して霸権を争う競争である。アメリカの金融業界を例に取ろう。金融危機の80年代は、弱小金融機関の淘汰時代であった。90年代に入って、生き残った有力金融機関の巨大化・総合化が加速している（図5）。21世紀初頭にはさらに数社に絞られる見通しである。金融自由化は、金融機関の淘汰・再編の過程である。その過程では、競争の激化によってむしろ金融危機を招くのである。そして、その後は「霸権」をめぐる競争に転化する。

最後に、現在のアメリカ経済の好況の主因は、消費者が国民の利益につながるような「規制緩和」や「自由化」ではないことである。そして、日本版“ビッグバン”が日本の不況克服の突破口になるものではない。結局、規制緩和論は、日本の大企業と大手金融機関が国際的な独占的地位を獲得する霸権競争に負けないように、日本においてもアメリカ企業と同様な搾取を行えるよう主張しているにすぎないのである。

- 1) 次の二冊を参照されたい。J. E. Stiglitz (1993), *ECONOMICS* (腋下史郎訳『スティグリッツ マクロ経済学』東洋経済新報社, 1995年) および J. D. Sacks and Larrain, F. B. (1993), *MACROECONOMICS IN THE GLOBAL ECONOMY* (石井菜穂子・伊藤隆敏訳『マクロエコノミクス』日本評論社, 1996年)。スティグリッツは、93年からクリントン政権の経済諮問委員会 (CEA) の委員を務めている。
- 2) Steven Weber, "The End of the Business Cycle?", *Foreign Affairs*, July-August, 1997.
- 3) Stephen B. Shepard "The New Economy: What It Really Means", *Business Week*, November 17, 1997.

図5 90年代の米銀再編の主な動き



出所：日本経済新聞，1998年4月14日

- 4) ポール・クルーグマン「ニュー・エコノミー論への警鐘」『Diamond ハーバード・ビジネス』, 1997年10-11月号。多角的な観点から評価を与えている論文として、中本悟・夏目啓二・萩原伸次郎「アメリカ『ニューエコノミー』とそのゆくえ」『経済』, 1998年2月号がある。
- 5) アラン・ブライナー「経済教室 ニューパラダイム論検証を」『日本経済経済』, 1997年12月30日。
- 6) ロバート・ライシュ「経済教室 社会の分断、米国の懸案に」『日本経済新聞』, 1998年4月22日。
- 7) 竹中平蔵「米ニューエコノミーの虚実」『エコノミスト』, 1997年9月16日号において紹介されている。

(いとう くにひこ 所員 徳島大学)

タイの通貨危機

小論では、①タイの通貨危機の原因、②タイが1980年代半ば以降採用してきた外貨依存の輸出指向型工業化(EOI)政策の限界、および③この危機からの回復(経済再建策)として実施されているIMFのコンディショナリティの有効性、という3つの問題について検討を加えた。



NISHIGUCHI Kiyokatsu

西口 清勝

97年7月2日にタイ・バーツは切り下げられ、それまでのドルにほぼ連動した「通貨バスケット方式」(ドル・ペッグ制)から管理変動相場制へ移行した。その影響は瞬く間にインドネシア、マレーシア、フィリピン等のASEAN諸国に波及し、通貨安・株安の連鎖が生じた。タイを震源地とするアジアの通貨・経済危機の始まりであり、現在に至るもその不安定な状況は続いている。小論では、第1節でタイの通貨危機の原因について、第2節で外資依存の輸出指向型工業化(EOI:Export-Oriented Industrialization)政策の限界を、そして最後に第3節でこの危機からの回復(経済再建策)として実施されているIMFのコンディショナリティの問題点について検討することにしたい。

I. ブームから通貨危機へ

タイが昨年来今日に至るまでこれほど深刻な

通貨・経済危機に陥ると予測した人は決して多くはないはずである。と言うのも、1980年代半ば(「プラザ合意」)以降、タイは世界銀行が言う『東アジアの奇跡』(1993年)をまさに体現する国のひとつとして高度経済成長を記録していたからである。図表1が示すように、1985—95年の10年間の経済成長率は9.5%であった。この高度経済成長を牽引したのは外資による製造業部門への設備投資と製造品の輸出であり、それは外資によるEOI政策の成功例として高く評価してきた。これまで「米のモノカルチャーエコノミー」とのイメージの強かったタイであるが、この10年余りの間に農産物と工業製品の輸出比率は逆転し、製造品が全輸出の80%を占めるにまでなっている(図表2参照)。『タイのブーム』の著者である、パスク・ポンパイチットとクリス・ベーカーがこの10年間でタイは「別の国」になってしまったと言うほどその変化は大きいものであった¹⁾。

実は、この10年間でバーツが投機にさらされたのは今回が最初ではない。1995年の初めにメキシコ通貨危機の余波(「テキーラ効果」)を受

図表1 タイ経済（1985—95年）

(1988年価格で表示)

	1985年	1995年	年成長率(%)
人口（100万人）	52	60	1.4
GNP（10億バーツ）	1,191	2,912	9.4
1人当たりGNP（バーツ）	22,731	48,000	7.8
GDPに占める製造業の割合	22	31	
総資本形成（10億バーツ）	346	1,215	13.4
同上がGDPにしめる割合(%)	29	42	
輸出（10億バーツ、時価）	193	1,320	21.2
製造品輸出額（同上）	96	1,103	27.8
全輸出に占める製造品の割合(%)	49	84	
製造業部門の雇用者数（100万人）	2	4.2	
全雇用者数に占める製造業部門の割合(%)	8.2	12.6	7.7

(出所) Pasuk Phongpaichit and Chris Baker, *Thailand's Boom!*, Silkworm Books, Chiang Mai, Thailand, 1996, p.3.

図表2 タイの輸出構造（1981—93年）

(単位：%)

	1981年	1985年	1988年	1990年	1993年
農産物					
米	17	12	9	5	4
タピオカ	11	9	5	4	2
合計	48	38	26	17	12
労働集約的製造品 ^a					
繊維・衣類	10	14	16	16	14
宝石	3	4	6	6	4
履き物	0	1	2	3	3
合計	15	21	29	31	27
中位ハイテク技術製造品					
機械・部品 ^b	0	1	4	8	10
電機	0	1	2	6	7
半導体	4	4	7	6	8
自動車・部品	0	0	1	1	2
合計	5	7	15	22	30
製造品合計	36	49	66	75	80
全輸出	100	100	100	100	100

a: その他のカテゴリー（農産物加工や他の労働集約的製造品等）を除いている。

b: 主にコンピューター・部品

(出所) Pasuk Phongpaichit and Chris Baker, *Thailand: Economy and Politics*, Oxford University Press, 1997, p.160.

けてバーツも投機の対象となったが、その影響は一時的で軽微なものに終わった。その理由として、メキシコ経済と比較してタイ経済のファンダメンタルズが極めて良好であることが挙げられた²⁾。事実、図表3が示すように、経常収支の赤字を除いてタイのファンダメンタルズは良好（高成長率、高貯蓄率、高投資率、財政黒字、物価の安定）であり、このような見方に立てば「タイで通貨危機が発生するなどということは予見すらできない」³⁾ということになる。

では、なぜタイで通貨危機が発生したのか。その原因については、概略次のような説明がなされている⁴⁾。そのきっかけは輸出の低迷にあった。タイの主要な輸出手国であるアメリカ、日本、シンガポール等が景気後退に見舞われ、とりわけ半導体不況の影響が大きかった、また労働集約的産業の国際競争力が低下した。賃金が上昇する一方で産業構造の高度化や人材育成が遅れ、中国やベトナムといった後発国に追い上げられタイの輸出は停滞した。その際、見逃してならないのはタイがドル・ペッグ制を探っていたことである。94年1月の中国・元の切り下げと95年以降の円安のなかで、バーツは為替面からも国際競争力を失っていった。EOI戦略に伴って中間財や資本財を輸入せざるをえない状況下での輸出の低迷は、タイの経常収支赤字を対GDP比で8%を超えるまでに大幅なものにした。タイは、この経常収支の赤字を短期資本の流入によって賄った。タイは、90年代に入ると3次にわたる金融・為替の自由化を実施したが、なかでも93年のBIBF（バンコック・オフショア市場）の開設によって巨大な量の短期資本がタイに流入した（BIBFの開設以降96年までのわずか3年間で、その規模は500億ドルを超えていたという）。そのため、不動産や株式等においてバブルが発生し、そのバブルの崩壊と共に外資は流出した。バーツは売り浴びせられ、ドル・ペッグ制を維持することは困難となりフロート制への移行を余儀なくされた。タイで起こった通貨危機は瞬く間にASEAN諸国に波及していくが、その理由はタイと同じく外資依存のEOI政策とドル・ペッグ制を採用していたためである。

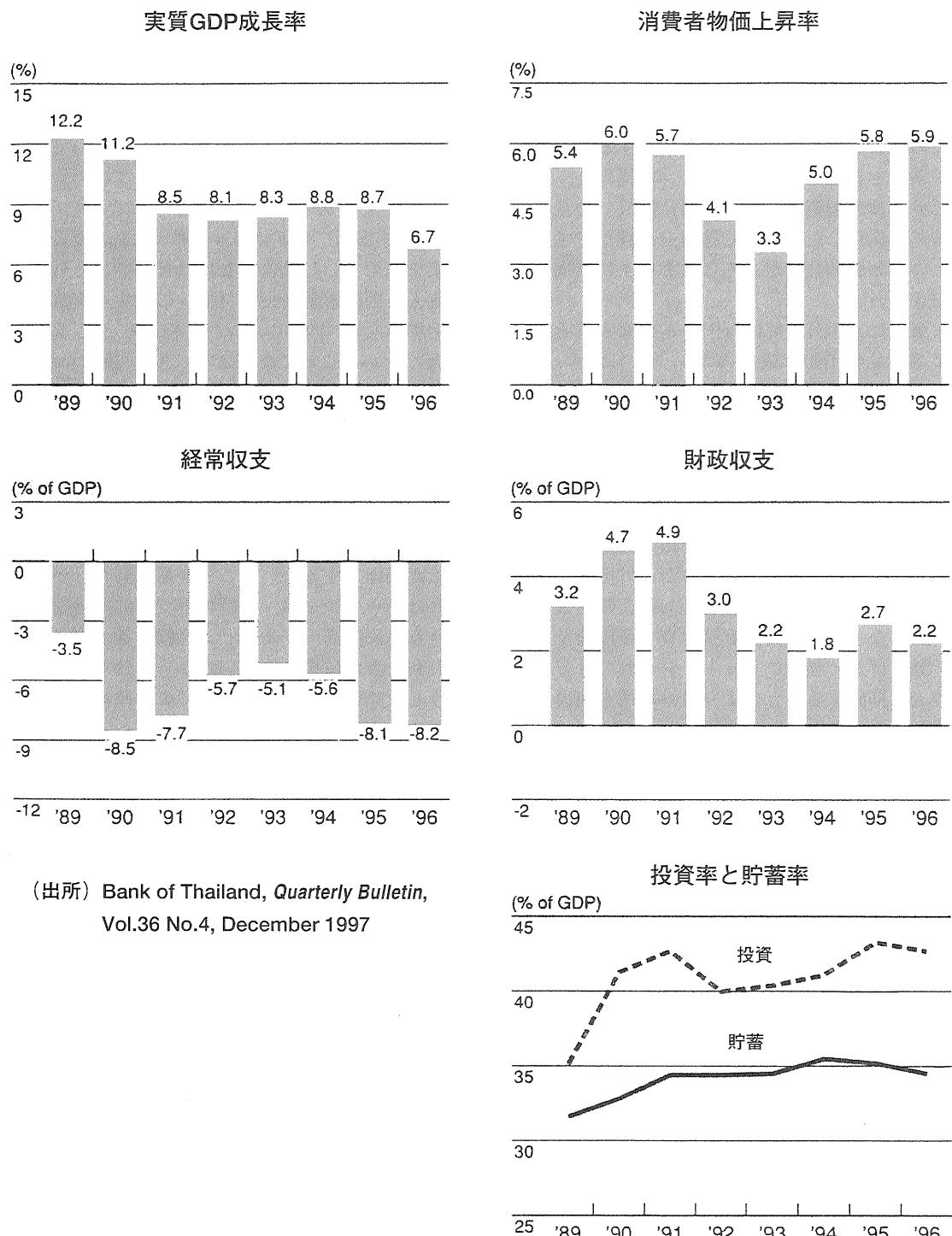
以上のような説明から、一方ではアジアの通貨危機について大変楽観的な見解が打ち出されてきている。アメリカのジェフリー・サックスとスティーヴン・ラデレットや日本の渡辺利夫の見解はその典型例であると言える⁵⁾。彼らによれば、今回の通貨危機は長期的な経済成長の過程で生じた調整局面に過ぎず、2~3年のうちに再び高度経済成長の軌道に復帰するという。その論拠は、一つは「外因説」というべきものであり、短期資本の急激な流出入が今回の通貨危機の主原因であり金融システムを整備してその管理を行うことはなるほど必要だが、ファンダメンタルズは良好だから一時の混乱が収めれば回復は速いということであり、もう一つは東アジアにおいては日本→アジアNIES→ASEAN諸国→中国→さらにベトナムやミャンマー等へと中心から周辺へと経済発展が波及する他の地域にはない「雁行形態的経済発展」が見られるためほどなくして成長軌道へ復帰するだろう、ということである。次節ではこうした見解について検討することにしよう。

II. 外資依存の輸出指向型 工業化（EOI）政策の限界

タイを震源地とするアジアの通貨・経済危機が注目を集めているひとつの大きな理由は、世界銀行が『奇跡』として賞賛して止まなかった東アジア諸国での突然の暗転ということに求められる。こうした諸国での通貨・経済危機の発生は、サックスやラデレットのような楽観的な見解ばかりでなく、他方では悲観的な見解も生み出した。例えば呉軍華は、たとえ97年に通貨危機が起きなくても東アジア諸国は早晚調整局面を迎えていた、通貨危機を惹起した根本的な原因は「東アジア型発展モデル」（外資依存のEOI政策と開発独裁型政治システム）による成長が限界に来ているためであるという⁶⁾。

ここでは、外資依存のEOI政策の限界について我々の考えを述べることにしたい。すでに指

図表3 タイのマクロ経済指標（1989—96年）



(出所) Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin*, Vol.36 No.4, December 1997

摘したように、タイの高度経済成長を牽引したのは外資による製造業部門への設備投資と製造品の輸出であり、それは外資によるEOI政策の成功例として高く評価されてきた。しかし実際には、タイをはじめとするASEAN諸国がEOI政策を本格的に採用したのは、1980年代半ば以降のことには過ぎない。80年代半ばの、当時戦後最大と言われていた、経済不況から脱出するためにこの政策（それは外資に対する大幅な規制緩和と有利なインセンティブの提供を、一言でいえば多国籍企業への「門戸開放」を意味する）を採用した、ないし採用を余儀なくされたという歴史的経緯があることを第1に指摘しておきたい⁷⁾。

第2は、EOI政策は外国資本の導入とそれによる製品輸出が「成長のエンジン」であって、この型の工業化に必要な中間財や資本財の輸入が必要なことを加えると、もともと外的ショックに脆弱なものであるということができる。タイの場合、EOI政策の下で貿易依存度は急上昇を見せ（1982年の54%から1994年には89%に上昇）⁸⁾、タイはますます製造品の輸出に依存するようになってきている。また、外国直接投資の急増は輸入の急増をもたらし経常収支は赤字基調となつたが、外国直接投資（多国籍企業の活動）はタイ経済にビルトインされてきており輸入を抑制することにより対外均衡を回復することはますます難しくなってきている。

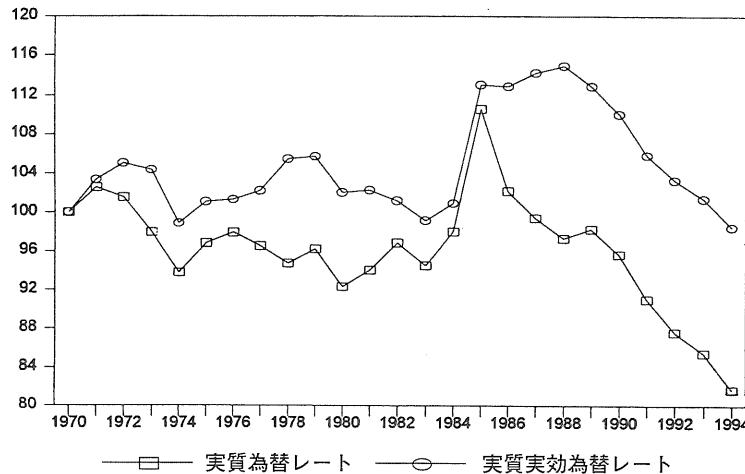
第3は、サックスとラデレットや渡辺利夫が高く評価する東アジアにおける「雁行形態的発展」についてである。彼らは、この形態の発展においては中心から周辺への経済発展の波及=連鎖が生ずるとしているが、そのためには当然のことながら先発国は比較優位産業あるいは高付加価値産業へとシフトし経済構造を高度化して行かねばならない。もしそれに失敗ないし遅れれば後発国からの追い上げによる輸出の減少と外資の撤退（後発国への移転）という形で「成長のエンジン」が減速するという特徴を持っている。この意味でアジア通貨危機がタイで最初に勃発したのは決して偶然ではない。タイは東アジアにおいて、先発国（日本、韓国、台湾等）と後発国（中国、ベトナム等）の中間に位

置しており、労働集約型産業と中位のハイテク技術型産業の双方において挾撃される立場にあつたのである。

最後に第4として、為替相場制についてふれたい。EOI政策を採用している国が外資を導入するには、為替相場が安定している必要があり、東アジアにとってアメリカが主要な市場でもあったという条件もあり、ドル・ペッグ制（固定相場制）が採用された。EOI政策においては外資の導入と製品輸出の拡大がその成功のために不可欠である。ところで、ドル・ペッグ制（固定相場制）の下での外資導入は総需要管理政策を採用ないし機能しなければ一般に、外資の流入→国内需要増→インフレの発生→実質為替相場の増価（内外のインフレ格差率/名目為替相場）、ということになるはずである。換言すれば、資本の流入は輸入に有利に輸出に不利に働くはずであり、EOI政策の下での外資の導入と製品輸出の拡大とは矛盾することとなる。ところが、図表4が示すように80年代半ば以降バーツ危機が発生するまでタイの実質為替相場が大幅な低下傾向を見せ、実際に外資の流入と製品輸出の拡大が両立するということが見られた。が、それは専らドル・ペッグ制の下で、85年のプラザ合意以降円高・ドル安という輸出拡大が可能な有利な条件に恵まれていたからに他ならず、そうした条件があつてはじめてこの政策は成功したことを意味する。言い替えれば、こうした歴史的条件が失われた時、つまり95年以降円安・ドル高に振れた時タイは為替面から急速にその国際競争力を失うことになってしまう。その意味で、プラザ合意以降のアジアの10年は「プラザ効果の10年」だった、アジアの通貨・経済危機はアジアが「ポスト・プラザ」の新しい時代に突入したと見ることができる、という見方には説得力がある⁹⁾。

以上検討してきたように、外資依存のEOI政策はいくつもの問題点を孕んでおり、その成功は特別な歴史的条件に恵まれてはじめて可能なものであったということができる。したがって、サックスとラデレットや渡辺利夫の言うように、ファンダメンタルズが良好でありかつ「雁行形態的発展」が見られたから、ほどなくして元の

図表4 タイの為替レート（1970—94年）



(出所) Karel Jansen, *External Finance in Thailand's Development: An interpretation of Thailand's Growth Boom*, Macmillan Press, London, 1997, p.111.

高度成長の軌道に復帰するという見解には疑問を感じざるをえない。こう考えると、アジア通貨危機をむしろ奇貨として、これまでの「外国直接投資主導型成長」から「自力主導成長」へと東アジア経済再出発のために発展戦略を転換すべきだという小島清の主張は示唆に富むものであると思われる¹⁰⁾。

IMFのコンディショナリティ の問題点

タイ政府は通貨・経済危機に対処するために、昨年8月に172億ドルの融資の見返りとしてIMFのコンディショナリティを受け入れ経済再建に向けて取り組むこととなった。タイに示されたコンディショナリティの主な内容は、①付加価値税を7%から10%へ引き上げる、②電力、水道等の公共料金を引き上げる、③ノンバンク42社を営業停止にする、④外貨準備を250億ドル以上に維持する、⑤経常収支赤字の対GNP比を97年は5%，98年は3%に引き下げる、⑥97年、98年の実質経済成長率を3～4%にする、⑦97

年のインフレ率を8～9%にする、⑧均衡財政を実現する、等であり、IMFの一般的なメニューに従って緊縮的な財政金融政策により内外均衡の達成（財政均衡と国際収支の均衡）を目指したものであった¹¹⁾。

ここでの問題は、果たしてこのコンディショナリティによってタイ経済が再建されるのか、それが適切な処方箋であるのかどうか、ということである。

タイがIMFのコンディショナリティを受け入れたのは今回が最初という訳ではない。タイは1980年代半ばにも通貨危機に見舞われIMFからの融資と引き替えにコンディショナリティを受け入れたが、その時と現在との違いをまず指摘しなければならない。カレン・ジャンセンによる2つの時期（1975～85年と1987～94年）の比較研究によれば、前者の時期においては財政赤字と公的部門における累積債務および経常収支赤字が見られたのに対して、後者の時期では財政黒字と民間部門における短期債務の急増および経常収支赤字が見られる¹²⁾。つまり、80年代の通貨危機の原因は財政赤字と公的部門の危機にあった——したがって、IMFが緊縮財政金融政策によってその再建を目指したことにはそれなりの根拠があったが、90年代の通貨危機は財政黒字を含めてファンダメンタルズが良好であ

っても生じてきており、その原因は民間部門への短資資本の流出入と銀行危機に求められる。

実は、こうしたことはタイに限らず世界的に観察される事柄であり、通貨危機と銀行危機の同時発生が近年増加する傾向にある¹³⁾。その背景としては周知のように、80年代以降とりわけ90年代に入ってから世界的に国内金融市場の規制緩和と対外資本取引の自由化が急速に進行したことがあり、その下で民間資本、なかでも短期資本のグローバルな移動が巨額かつ極めて速くなっていることがある¹⁴⁾。

以上のように、今回のタイの通貨危機は80年代のそれとは異なる「新しいタイプの通貨危機」(その嚆矢は1994～95年のメキシコ危機であり、IMFのカムドッシュ専務理事はそれを「21世紀型の危機」と呼んだという)¹⁵⁾である。したがって、①いかにファンダメンタルズが良好であっても、グローバルな民間資本の流出入を適切に管理をする金融システムを整備しなければ、このタイプの通貨危機はこれからも発生するのであり、②それに対処するのにIMFのコンディショナリティは単に不適切で効果がないのみならず、緊縮的な財政金融政策を主柱とするその処方箋は銀行危機を一層深刻化させ実体経済を悪化させずにはおかしいものである。

その意味で、IMFを大幅に改組し国際的な融資のファシリティーを創設し、「グローバル・ケインズ主義」(global Keynesianism)を実施するという新たな提案は、この「新しいタイプの通貨危機」に対処するためのひとつの新しい方向を示唆していると言えよう¹⁶⁾。

- 1) Pasuk Phongpaichit and Chris Baker, *Thailand Boom!*, Silkworm, Chiang Mai, Thailand, 1996, chapter 1.
- 2) アジア経済研究所『メキシコ通貨危機とアジアへの教訓』1995年, 73-75ページ。
- 3) 滝井光夫・福島光丘編『アジア通貨危機』日本貿易振興会, 1998年, 45ページ。
- 4) 例えば、滝井光夫・福島光丘編の前掲書では、①ジョージ・ソロス等の「投資家」悪者説、②ポートフォリオ投資（短期間での巨額な資本の流出入）の

問題点、③経常収支の赤字、④実質実効為替レートの増価、等を（同書、第1章）、またM. F. モンテスは、①中国、インド等の低コスト生産国が国際的な輸出市場に参入したことによる国際競争力の低下、②経常収支の赤字、③短期の民間借入による銀行部門の拡大、等を（Manuel F. Montes, *The Asian Currency Crisis in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 1998, chapter 1），その原因として挙げていた。

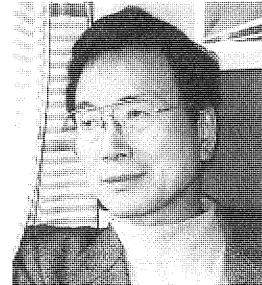
- 5) Jeffrey Sachs and Steven Radelet, "Asia's Reemergence", *Foreign Affairs*, November / December 1997 (ジェフリー・サックス、スティーヴン・ラデレット「それでもアジアは甦る」, 『中央公論』1998年2月号。渡辺利夫「アジア成長神話は終わっていない」, 『中央公論』1998年1月号)。
- 6) 吳軍華「東アジア発展モデルの限界」, 『週刊東洋経済』1998年1月17日号。
- 7) 振著『アジアの経済発展と開発経済学』法律文化社, 1993年, 第3章, 参照。
- 8) Karel Jansen, *External Finance in Thailand's Development : An Interpretation of Thailand's Growth Boom*, Macmillan, 1997, chapter 4.
- 9) 近藤健彦「『アジアバブル』の崩壊」『朝日新聞』1997年11月22日付け。
- 10) 小島清「東アジア経済の再出発——直接投資主導型発展戦略の評価」, 『世界経済評論』1998年1月号。
- 11) 『日本経済新聞』1997年8月6日付け。
- 12) Karel Jansen, *op.,cit.*, chapter 4.
- 13) Manuel F. Montes, *op.,cit.*, chapter 2.
- 14) The World Bank, *Private Capital Flows to Developing Countries : The Road to Financial Integration*, Oxford University Press, 1997, chapter 2.
- 15) Stephany Griffith-Jones, *The Mexican Peso Crisis*, Institute of Development Studies at the University of Sussex, Discussion Paper, No.354, July 1996, Brighton, UK, p.1.
- 16) Sunanda Sen, "Debt, Development and the International Monetary Fund" in Jo Marie Griesgraber and Bernard G.Gunter (eds.), *The World's Monetary System*, Pluto Press, London, 1996, chapter 2.

(にしごち きよかつ 所員 立命館大学)

アジア経済危機と 中国の香港

—「米ドル本位制度」の矛盾とその解決方向—

アジア諸国の対ドル「ペッグ」は次々と崩れたが、香港と中國ではとりあえず保たれた。なぜか？今後はどうなるのか？香港通貨制度の発展史に現状を位置づけてみれば、興味ある答えが浮かび上がってくる。



SATOH Susumu

佐藤 進

はじめに

香港の1997年11月16日付け英字新聞「サンデーポスト」は、香港金融管理局長ヤム氏 (Monetary Authority of Hong Kong chief executive Joseph Yam Chi-kwong)との会見記事を載せている。この中でヤム氏は、アジア経済危機が香港におよぼしている諸問題について、きわめて率直に語っている。ヤム氏は香港通貨当局の最高責任者であり、通貨金融のみならず、香港経済全体について観察するのに最も有利な立場にいる当事者である。香港通貨のおかれた基本的問題に迫るてつとりばやい方法として、氏の証言をたどり、その観点の当否について吟味してみることにしよう。

なお、97年11月中旬という時点は、アジア経済危機がタイを皮切りとして東南アジアを席巻

し、北上してさらに香港を巻き込んだのち韓国を襲った頃に当たる。日本では、北海道拓殖銀行の破綻を見て、山一証券の自主廃業発表をこれから聞こうとする時であった。香港も、つい10月下旬に、香港ドル切り下げを見込んだ投機の波に襲われたばかりであった。米ドルに対する香港ドルの固定相場制は守り抜かれたが、しかし、香港証券市場での株価は暴落し、欧米市場と東京市場にも大きな影響を与えた。

アジア各地の通貨・金融危機の高まりは、その後やや沈静化したが、当時は通貨・金融現象に隠されていた、より根本的な経済問題、たとえば過剰投資に対する過少消費（すなわち相對的過剰生産）、失業の急増などの問題は、日本を含めアジアのどこでも、今大きく前面に浮上しつつある。こういう状態では、通貨・金融問題自体にしても、とても解決したといえるものではない。金融市场には、米ドルや日本円までも巻き込んだ、より広範囲な危機となって再燃しそうな不気味さが漂っている。

以下、この会見から特徴的な部分を拾ってみたい。

I. 通貨・金融政策における主権の譲渡

記者「米ドルに対するペッグ制度を守るためにかかるコストとはなんでしょうか？」

ヤム「米ドルに対する固定相場制度を運用するのにともなうコストとは、自国の金融政策に関わる主権を自国の通貨がリンクしている通貨の国の中銀に譲り渡してしまっていることです。我々の場合でいえば、アラン・グリーンスパン（米国連邦準備制度議長）が我々の金融政策を決めているのです」

イギリスから中国へ、香港の「主権の回復」を盛大に祝ってから4ヶ月半しかたっていない時点である。きわめて大胆な発言だといわなければならぬ。金融政策の範囲内ではあるが、まるで香港がアメリカの植民地だと言っているようなものだからである。しかし、言われていることは客観的事実であって、その事実を率直に明言できるあたり、ヤム氏は小なりとはいえ経済的には一独立国に擬せられている¹⁾「中国香港」の通貨と金融の最高責任者として、なかなかの人物だといわなければならない。「香港が金融政策の主権を米国に譲っている」客観的事実は、今日の香港通貨・金融そのものだけでなく、金融に大きく傾斜している香港経済全般を見るさいにも、常に考察の中軸に据えておくべき基本問題なのである。

II. 現通貨制度の原型

—不換通貨制度としての「英ポンド本位制度」

記者「(香港が) 900億ドルに近い外貨準備を持っているにしても、ひとたび市場の流

れが香港ドル売りに傾けば、他の国で見てのとおり、なすすべもないということになるのでは？」

ヤム「香港は他の国とはちがった為替相場制度を実施しているのです。我々の制度は厳密にはペッグ為替相場制度ではありません。それは一種のカレンシー・ボード・システムであって、通貨の発行または償還が100パーセント米ドルに裏付けられているのです。」

カレンシー・ボード・システム²⁾とはイギリス植民地で広く行われた通貨制度であって、植民地当局が母国通貨（英ポンド）の保有を裏付けとして植民地通貨を発行する。植民地通貨は、母国通貨が姿を変えただけだ、という立て前のつった通貨制度—「英ポンド本位制度」である。英ポンドと植民地通貨は固定相場によって結ばれている。香港の場合、「1935年通貨条例」によって中国とともに銀本位制をやめたが、その際に民間から買い取った銀をロンドンで売却した対価、英ポンドを資産とする外国為替基金(the Exchange Fund)を設立した。それ以来、民間銀行（香港上海銀行を筆頭とする3行—以下「発券銀行」と呼ぶ）の発行する銀行券を法貨(legal tender)として認め、発券銀行に政府（外国為替基金）に対して相当金額の英ポンドを預託させ、代わりに発券銀行に対して債務証書(Certificates of Indebtedness)を与えることにした。発券銀行としては、直接には債務証書を裏付けとして銀行券を発行することになった。したがって、香港版カレンシー・ボード・システムは、政府と発券銀行が機能を分担しているのが特徴である。

1930年代は、世界の主要国が次々と金兌換制を廃止して不換通貨の体制になった時期であるが、香港も銀兌換を廃止して、不換通貨制になった。本位貨幣の英ポンド自体がその前（1931年）に金との兌換をやめ、不換通貨になっていたからである。「英ポンド本位制度」は1935年から（太平洋戦争の間、日本軍による香港の占領と軍政の時代—軍票の時代—を別として）1972年に英ポンドが他の通貨に先行して変動相

場制に移行するまで（この間、英ポンドの動搖にもとづく固定相場の変更はあったが）続いた。

英ポンドが変動相場になると、上記の通貨発行の形式的手続きだけは踏襲されたものの、発券銀行による政府＝外国為替基金への預託は英ポンドから香港ドルへ代わり、したがって香港ドル通貨はカレンシー・ボード・システムによる発行ではなくなった。それはあたかも独立国が自国通貨の発行を外貨準備によって直接的には拘束されないと似た状態になった。香港政府の外貨準備の内容は英ポンド一辺倒から急速に米ドルその他へと変えられたが、香港ドル通貨発行は外貨準備との直接の関係を失ったからである。この時期の通貨制度を便宜的に「香港ドル管理通貨制度」と呼んでおく。

III. 「香港ドル管理通貨制度」の破綻と「米ドル本位制度」（現通貨制度）の成立

1982年に香港返還に関わる中英交渉が始まると、交渉の前半（1982－83年）は、中英双方の主張の隔たりが大きく、イギリス統治終了後の香港がどうなるかについて、香港住民の間に大きな懸念が広がった。この懸念は香港金融市場に敏感に反映した。不安がピークとなった1983年9月になると、通貨危機と銀行危機が同時に進行して香港の通貨金融制度全体を崩壊しかねない勢いとなり、危機はさらに、米の買いだめなど経済全般に広がり始めた。しかし、通貨危機は、直接的には現通貨制度の導入（1983年10月）によって収束に向かうことになった。では靈験あらたかな新しい制度とは、何であったのだろうか？

それは、本質的には、英ポンドとの固定関係を前提とする1972年以前の制度への復帰であった。ただし、本位貨幣を英ポンドにして戻ったのではなく、かつての英ポンドの位置を、今度は米ドルが占めることになった。新制度では、香港上海銀行などの発券銀行は、1米ドル＝7.

8香港ドルの固定相場によって米ドルを外国為

替基金に預託し、引き替えに債務証書を受け取ることによって香港ドル銀行券発行が可能になるのである（銀行券回収の場合はこの逆）。

この新制度に対する中国政府の態度はどうであったか？いずれ97年には復帰すべき香港の通貨が中国通貨人民元にではなく、外国通貨である米ドルに固定相場でもって結びつくばかりか、「米ドル本位制度」³⁾とでもいうべき植民地型通貨制度を採用することについてである。これに対して中国当局者は、復帰前から支持の態度を明確にしていた⁴⁾。

記者「北京はペッグについてあなたと同じように戦略的だと思っているのですか？」

ヤム「それについては全く安心していただいていると言えます。本来香港の問題なのですが、北京の人々は、我々が現在も将来もリンク為替相場制度⁵⁾を堅持するつもりだということをよく理解してくれているのです。北京は非常に協力的です。」

IV. 「米ドル本位制度」防衛にからむ利害関係—残存する植民地的市場構造

記者「香港が（固定相場を守るのに）孤軍奮闘すればするほど投機筋の攻勢は増していくのではないですか？」

ヤム「その可能性はあります。しかし、本当にやろうと思うなら、彼らは最後の貸し手（lender of the last resort）、つまり私たち（HKMA=香港金融管理局）のところに（外貨を買うための香港ドル資金を借りに——佐藤）やって来なければなりません。香港ドルを自分で不足させている人々に対して、この私が安く貸してやるはずがないでしょう。まったくわかりました。彼らは怪我をするほかないのです。」

特に発券二大銀行、香港上海銀行と中国銀行

は、傘下の銀行グループも含めると香港ドル資本市場の中で伝統的に「出し手」であり、市場資金の需給の傾きについてはいち早く知り得る立場にある。「最後の貸し手」HKMAと発券銀行が協力すれば、(外貨買い香港ドル売りを仕掛ける)投機者の大規模で追加的な香港ドル借り入れに対しては、懲罰的な高金利を課すことができるだろう。現に昨年10月の通貨危機において、コール市場の金利は一時280%をつけたと伝えられる。為替市場での投機意欲がこの超高金利によって減退させられた事実は否めない。ヤム氏の自信は根拠があってのことである。

この事実は自ずと、「米ドル本位制度」の裏面を語っている。

第1に、「米ドル本位制度」において、米国並みの金利水準を受け入れざるをえないのが香港にとってのコストだ、とヤム氏は言う(次項V.引用箇所参照)が、実は上に述べたように、それ以上の金利コスト(「米ドル本位制度」防衛のための懲罰的高金利)が一定期間、かかるのである。そのコストは当然、香港国際金融市場の大きな構成要素である株式市場、および金融市场と深い関係にある不動産市場に対して圧力を加える。ひいては特に中国経済発展のための貨幣資本調達地である香港の役割を阻害することにもなる。(投機目的ではない)通常の営業に必要な資金の需要者であっても、このような時期には高金利の支払いを余儀なくされる。

第2に、「米ドル本位制度」防衛においては、「最後の出し手」HKMAと資金構造的に常時資本市場での「貸し手」である発券銀行は、資金市場において共通の利害関係に立つことが多い。危機状況下での高金利は、HKMAにとってと同様、民間銀行である発券銀行グループにとっても、厚い利ざやの運用利益を得る好機となるからである。利害関係からしても、市場資金の枯渇は人為的にも強められざるをえない。

第3に、以上(第1、第2)の事実は、イギリス植民地時代に、植民地支配者が香港ドル通貨・金融において特権的存在であったことを想起させる。当時の支配者は、イギリス香港政府とイギリス系植民地銀行であった。中国へ復帰後の香港においては、香港特別行政区政府

(HKMA)と、イギリス系銀行(香港上海銀行)グループ、新たに発券に加わった中国銀行グループの三者がこれに置き換わっているのであろう。香港ドル資本市場は規制が少ないと意味で自由な市場だが、上記関係者の力が他を圧倒するを持つ市場でもある。

すなわち香港金融市场は、通貨・金融の制度面において米国への徹底した従属関係にあるばかりでなく、それに加えて、支配グループに特権的利益をもたらす市場構造においても(従属への寄生という)植民地的性格を色濃く残していることがわかる。

V. 米ドル通貨価値崩壊の危険—金準備充実のすすめ

ヤム「金利水準を(米国なみに)維持することは国内の状況に必ずしも適合しないかも知れない。しかし米国市場は香港にとって最大の市場の一つです。米ドルは香港の貿易を行う上で主要な通貨です。さらに香港経済は、極端なほど外国に依存しています。このために、香港経済にとって米ドル金利(水準)は適合性があるといえます。・・・固定相場制度のもとでは金利水準を操作することができないので、その分が追加的なコストになります。・・・外部からのショックが与えられれば資産価格のデフレーションあるいはインフレーションという形で実体経済において対応を迫られることになります。結果として、国内経済がより不安定になることがあります⁶⁾。一方で為替相場の安定から得るところは大きい。結局得るものの方が払うコストより大きいということです。」

「米ドル本位制度」は貿易相手国として最大である米国と取引を行う上で合理的な通貨制度だということになる。しかし、それは多くのアジ

ア諸国に共通する条件である。香港ドルは東南アジア諸国通貨が米ドルにペッグされていた以上に米ドルと固く結びついている（銀行券発行が固定相場を通して100%米ドルに裏付けられている）。中国も人民元の対米ドル相場を1994年以来、事実上固定させている。したがって香港ドル対人民元の相場もほとんど動いていない、という関係になっている。米ドルはメキシコ危機（1994－95年）以降は堅調に推移している。そこで、ここ数年を見るかぎり（昨年からは特に顕著に）、香港ドルと中国人民元は、強い米ドルに結びついている結果として、世界でも最も堅調な通貨の仲間に入っているのである（表1参照）。

だから、香港とその背後にいる中国が、米ドルが堅調な時期にも「米ドル本位制度」を維持する主要な動機は何かといえば、それはヤム氏の言うように貿易取引のためではない。輸出のためだけならば、自國通貨を切り下げるほうが競争上、有利な地位に立つことができるはずである。実は香港、中国とも、対米ドル為替相場の安定に細心の注意を払うのは、輸出よりも外国からの投資を招くのに躍起になっているからなのだ。中国にとって、香港は経済成長を持續させるための資金調達市場である。しかし、香港市場が資金を中国に提供できるためには、まず香港自身が通貨面で安定しており、外国人にとって魅力的な投資先でなければならない。投資するごとに外国為替評価損が発生してしまう投資対象先では困るのである。

では香港（米ドル本位制）と中国（事実上の米ドル為替相場固定）という「米ドル圏」を維持するのに関わる問題点は上記で尽くされているだろうか？97年来のアジア通貨危機の時期を含め、過去数年間、世界の為替市場では、世界各地から米国への資本の流れを反映して米ドルに対する需要が強い一方で、米ドル以外の通貨は米ドルに対して変動相場という形で切り下がる傾向にあった。今度は別の局面を考えてみなければならない。アメリカからの資本逃避、ドル危機の局面では、米ドルと一蓮托生の通貨の国に何が起こり得るであろうか？米国と同様に、その国からもやはり資本逃避が起きるか、少なくともその国には投資家が寄りつかないといふ

（現在まさに「米ドル本位制」に期待されていることとは逆の）事態が容易に予想されよう。そればかりではない。米ドルの上昇の局面に対して、米ドルの崩落という局面においては、単なる資金移動にとどまらず、今からは予想もつかない大きな経済的・社会的混乱が避けられないであろう。世界最強の国家、米国としては、経済外の力を動員して米ドルの通貨価値崩壊に逆らおうとするにちがいないからである。にもかかわらず、米国が対外収支を均衡させることができず、不換通貨米ドルを垂れ流し慢性的な対外債務から脱却できない以上、米ドルの通貨価値が崩壊するのは経済的には必然なのである。

香港が米ドル本位をやめることになる場合、他の何を本位（スタンダード）となし得るだろうか？当分のところ、人民元ではないということは、中国自身が米ドルを必要としていることでも自明である。ヤム氏は同じ記者会見の中で、アジア独自の基金を創造してIMFを量的に補完する必要を強調しているが、EUの単一通貨構想（これも成否のほどはまだわからないのだが）のような、米ドルに対する依存から脱却する方向は同氏にはまったく意識されていないようだ。

1983年の通貨金融危機のさいに、「米ドル本位制度」が「英ポンド本位制度」を模して考案されたのは、「香港ドル管理通貨制」が破綻した後に、より原則的な通貨制度を求めた試みだった。同様に、「米ドル本位制度」が破綻した場合の構想としては、「英ポンド本位制度以前」の原則への回帰でなければならない。米ドル本位制の崩壊はひとり香港や中国の問題だけではなく、米ドル価値崩壊という世界通貨史的な出来事の一環として起きるであろうが、世界史的に見た「原則への回帰」とは、「不換制から兌換制への回帰」しかありえないだろう。不換通貨ドルからの脱却とは、結局は、本位通貨を本来の世界貨幣、金に求めること（何らかの形——過去の姿とは異なるであろうが——での金兌換制の実現）であるほかはないのである。香港と中国を含む、アジアの豊かな外貨準備保有諸国（その代表的存在は、もちろん日本である）は、保有外貨の大部分を占める不換通貨米ドルを、漸次、乏しい金準備の増強にあてることを考える

べきである。今こそ、ありうべき米ドル通貨価値崩落の災厄から少しでも国の資産を守るためにの発想として、ひかえめに言えば「リスク分散の対象として」、金準備充実を検討すべき時である。EU諸国が巨額の金を保有している事実、米ドルに対して近い将来対抗すべき単一通貨ユーロが為替市場において評価される場合も、その事実が暗黙のうちにカウントされるであろうこと——こうしたこと、(欧米への資本流失に悩む) アジア諸国は銘記すべきである。

表1 近年の外国為替相場

各年末時点	米ドル	人民元	日本円	香港ドル
1993	7.726	1.3318	0.0690	113.8
1994	7.738	0.9163	0.0775	123.5
1995	7.732	0.9297	0.0750	122.7
1996	7.736	0.9329	0.0666	125.3
1997	7.746	0.9359	0.0597	137.9
1998(3月末)	7.749	0.9358	0.0584	136.6

注：外国通貨については1単位当たり香港ドル
香港ドルについては1983年11月を100とする貿易
加重平均実効相場指数

資料：HKMA *Monthly Statistical Bulletin* 4/1998。

1) 「香港問題に関する中英共同宣言」(1984年12月調印) 参照。

2) R. S. Sayers ed. *Banking in the British Commonwealth*, 1952, p. 423.

3) 拙稿「香港返還の歴史的意義について」『経済科学通信』No. 84, 1977。

4) 例えば Chen Yuan, Deputy Chairman of the People's Bank of China, "Financial Relations between Hong Kong and the Mainland", HKMA *Money and Banking In Hong Kong*, 1995.

5) 本稿の「米ドル本位制度」俗称「ペッグ（和訳は「連動」制度）」に対して、同じ通貨制度を香港通貨当局はこう呼んでいる。なお筆者は上記拙稿では「米ドル兌換性」と呼んでいた。この方が正確だと思うが、本稿では金兌換性との関係でまぎらわしくならないよう、あえて次善の「米ドル本位制度」を選んだ。

6) 紙幅が許されないので十分に紹介できないが、記者会見では高金利がモーゲージ金利の引き上げとなって不動産市場に影響を及ぼしていることが問題にされている。しかし、通貨危機以前に「(香港の本土への) 復帰景気」とその反動がいかに激しかったかは、たとえば1998年2月9日付け日本経済新聞「香港 バブル崩壊の裏側」、2月16日付け Business Week 香港特集などが事実でもって伝えるとおりである。アジア経済およびアジアと他地域の交易低迷が香港の高率地代を許さなくなっているという客観的事情の看過とともに、ここには強引に「資産価格」を金利だけで片づけようとする理論的誤りがある。

(さとう すすむ 京都大学)



どうなる日本の 金融システム

過剰資本の蓄積と過剰資本処理の失敗が、バブルの形成と崩壊、不良債権を生んだ。その中でビッグバンという外圧にさらされ護送船団型金融システムを維持できなくなった日本は、国民生活無視の「自己責任」転嫁の自由競争金融システムへ向かっている。



YAMANISHI Manzo

山西 万三

I.

高まるばかりの金融不安

「毎晩遅くまで不良債権の山と格闘している」と。大手都銀に勤務するベテラン行員の友人の年賀状に書かれていたこの言葉は、高まるばかりの金融不安のなかの銀行現場を象徴している。

金融ビッグバンによって日本の金融システムはどうなるのか。1997年から日本の金融システムは、第一勧銀野村証券の利益供与事件、官僚の腐敗、北海道拓殖銀行、山一証券の破綻など、大揺れに揺れた。金融不安の高まりは安全性が高いとされる金融機関への資金シフトやタンス預金を増大させている。早期是正措置導入は金融機関の貸し出し余力を減少させ貸し渋り現象が発生、銀行の貸し渋りによる企業倒産を招いている（早期是正措置は金融機関の自己資本規制についての措置、海外に営業拠点を持ち国際

業務を行う金融機関は8パーセント、国内でのみ営業を行う金融機関は4パーセントの自己資本比率達成が義務づけられ、未達成の場合はその度合に応じて監督官庁の指導監督や民間企業の倒産にあたる業務停止命令が自動的に出される）。

日本の金融システムは内外から不安視され、国際金融市場では日本プレミアムが発生している。このようななか金融ビッグバンの時代を生き残ることができる都市銀行は3行程度になるとの予測も飛び交い、中小金融機関はこれからもっと潰れるのではないかと金融不安を増幅させている。著者の勤務する金融機関の窓口でも、「おたくは本当に大丈夫ですか」といって数十万円の預金を預けて頂く高齢者が時に見かけられる。一方で、不良債権比率が0.36パーセントと聞いて他行から預け代えてくれる人もいる。最近の特徴として、消費者が、金融機関のリスクに敏感になっていることを実感する。97年、非常勤として銀行論の集中講義を行った三重大学の学生には、ビッグバンが始まると東海銀行は一地方銀行のようになるのですかと質問された。

金融不安に対する危機感は学生にも深く重い。

元祖金融ビッグバンは、米国の「メーデー」による証券売買委託手数料自由化である。これによって、ニューヨーク市場に奪われた顧客を取り返そうと行われた証券市場中心の改革が英國「金融ビッグバン」である。日本版金融ビッグバンでは、証券売買委託手数料自由化だけでなく銀行、証券、保険の業態間の垣根を無くしたり、外為取引制限の撤廃など、金融システム全般にわたる大規制緩和がなされる。その影響の度合いを日銀や大蔵省も大手銀行も計りきれないでいる。それなのに、海外からの要請をそのままに日本の金融システムは早期に「フリー」「フェア」「グローバル」を達成しなければならない、これを達成しなければ海外の金融機関や企業から日本の金融機関は相手にされなくなるといっている。しかし、国民もマスコミも、住専処理で「アンフェア」と内外から悪評を高め無能ぶりを發揮した大蔵省は、「競争による市場メカニズムの導入」により「フェア」で「フリー」な市場を標榜することにより責任逃れをしていると受け止めている。

企業や国民の金融的必要がどのように充たされるのかが分からぬ金融改革。日本の金融不安の根深さはこんなところにもあるのである。そこに、アジアの金融危機が日本の金融危機と重なり世界の金融不安を増幅させている。

ビッグバンについての解説書は溢れている。日本の金融システムを独占資本の為の資金の過不足と金融の歴史という視点をいれつつ見ていこう。

II.

資金不足対応型金融システム

戦後日本の金融システムは、資金不足の経済のなかで競争力を復活させようとする経済政策の一環として形成されてきた。その特徴は、その根源にある戦時戦費動員システムと戦後傾斜生産方式や集中生産方式のもとでの独占資本へ

の資金集中システムである。これらのシステムは非市場的な性格を色濃く持った資金の集中と配分のための厳しい統制システムであり、「配給型資金配分システム」と言えるものである。「配給型資金配分システム」における金融機関経営は、厳しい「金利規制」による価格カルテル（人為的低金利政策の手段でもある）と「業務規制」による供給カルテルによって競争制限され保護されたシステムであり、貸し倒れのないように確実な担保をとり、事務的なミスさえ犯さなければ、リスクをとる業務展開を避けていても確実に収益が保証される仕組みであった。

この「配給型資金配分システム」は、日本の戦後資本蓄積体制と金融機構の特徴の根源に位置している。間接金融中心構造と長短分離、外國為替銀行制度、銀行証券分離政策などは、この配給型資金配分システムのもとに組み込まれ、そのシステム維持のために護送船団型行政が存在してきたといえよう。

護送船団型行政は、本当の意味で弱小な中小金融機関の保護育成を図ってきたのではなく、都市銀行を中心とした大銀行への資金集中機構の担い手となる地域金融機関や中小金融機関の多くは、低賃金長時間労働による低コストでの資金吸収をはかりコール等インバウンド市場を通して大銀行への資金供給を担うことにより資金運用の解決を図ってきた）。ここから戦後金融制度における資金偏在構造は、独占資本への資金集中配分機構の一環として機能してきたといえよう。

戦後日本の金融制度の特徴としてあげられる日銀のオーバーローンは、配給型資金配分システムを通じて、都市銀行への特権的追加資金供給機構（資金配分）として位置づけられるものである。

戦後金融体制は、以上の点に加えて固定為替レートのもとでの厳しい為替管理による海外市场との遮断、海外資本の参入規制と、大蔵、日銀による信用秩序維持、都市銀行への資金集中と配分を機軸とする間接金融優位構造を特徴とする。

このような金融機構のもとでは、より有利な

資金配分を獲得するためには資金配分機構の統制者である官僚機構と金融機関の癒着的体質が生じることは避けられない。

ともあれ、配給型資金配分システムは、資金不足の経済に対応して独占資本再編を図る金融機構であった。

III. 過剰資金ため込み型の 金融システム

資金不足の経済に対応した配給型資金配分システムは、国家・企業の赤字を家計の黒字でファイナンスする仕組みであった（但し、マクロ的に家計が黒字であっても、家計が豊かさを享受していたとはいえない。家計黒字の実態は、貧困な家計からの半強制的貯蓄による黒字が大きな位置を占めていた）。

日本経済において資金不足から資金過剰への転換が、企業部門の資本蓄積の拡大による自己金融が増加したこと、1975年以降の経常収支黒字による海外資金流入（国内信用拡張のもととなる本源的預金増）、家計黒字の拡大の三点を中心に生じてきた。さらに財政赤字の増加が民間資金過剰を招いてきた（ここでの資金過剰は独占資本中心の経済運営のもとで生じる過剰のことであり、国民の生活基盤整備や福祉の向上のために回される資金等は不足状態が続いている）。

このような状況を反映した1970年代の日本の金融システムは、二つのコクサイ化、大量の国債発行と国際経済化にともなう金融の国際化による圧力にさらされた。国債の大量発行による国債消化困難の問題解決のため国債流通市場形成、短期金融市场改革がなされ現先市場が生まれ、戦後の配給型資金配分システムにおける規制が壊崩されはじめ部分緩和される。他方、経済活動の国際化を反映して1980年12月に外国為替管理法改正により対外取引については「原則禁止」から「原則自由」へと転換される。

日本の資金過剰拡大は、内外資本の金融自由化要求を激化する事となった。このような背景のもと行われた1983年の日米円・ドル委員会は、日本の金融自由化について具体的なスケジュールを示し、それに従って段階的自由化が進められてきた。

1983年以降、規制金利の段階的廃止、金融業態間の垣根の部分的緩和をしながら金融自由化が進められてきた。1994年10月には、当座預金以外の預金金利完全自由化がなされた。

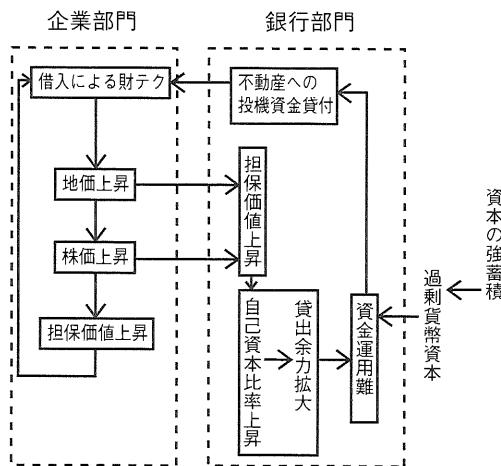
日本の金融自由化は、護送船団行政の実質を崩すことなく進められてきた。資金過剰の経済のもとでも資金不足の経済のもとで形成された配給型資金配分金融システムの根幹が維持され続け、過剰資金の滞留を呼ぶこととなった。

IV. 過剰資金処理の失敗・ バブルと不良債権

資金過剰の経済のもとでは、過剰資金の運用の場を創出することが貨幣資本にとり大きな課題となり、過剰資金の収益獲得のための架空的信用拡張メカニズムが働く。この典型が土地・株等架空資本を媒介とする日本の国内信用拡張メカニズムである。80年代後半のバブルの発生は、このような金融システムが不可避的にもたらしたものとも言えるが、金融行政が金融自由化の流れの中で、信用拡張メカニズムに対する適正な規制措置をとることなく暴走を許したことにもある。

1975年以降、日本経済の過剰貨幣資本の蓄積深化による銀行信用拡張を基礎として地価、株価が上昇。地価上昇は土地取引のための資金需要を膨らませ、地価上昇による含み益をもとにする株価上昇を背景として、企業はエクイティファイナンス（時価発行や転換社債、新株引受権付社債など）による資金調達により株式投資や株式持合を強化していく。このような傾向は80年代に入ってからの低金利政策によって過剰

図一 1 バブル発生メカニズム

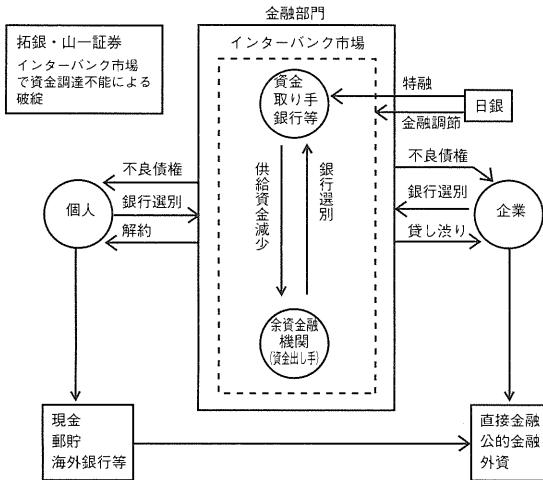


出所：野村総研 淀田康之氏講演資料一部修正

促進され、金融システム発のバブルの形成に向かっていくことになったのである（図1）。

なお、日本経済における信用拡張メカニズムが大きく作動するようになった70年代以降とりわけ80年代の金融機関経営は、一方での業務の多様化と、他方で経営リスクの増大のなかにおかれ。またこの時期は金融の情報化・システム化による金融業務の大きな変化がもたらされた時期でもある。

図一 2 金融危機の構図



出所：野村総研 淀田康之氏講演資料一部修正

業務の多様化・資金調達の多様化による金利リスク、大企業に比べ信用力に劣る中堅中小企業向け融資拡大、長期固定的傾向の個人向けローン拡大、国際業務拡大と簿外取引の拡大、証券関連業務拡大などのリスク増大を伴う信用拡張が計られたのもこの時期の大きな特徴である。

バブルの崩壊により、土地、株式価格の右肩上がりの上昇が持続することを前提として作られた金融システムは、土地、株式価格の急激な低下により大量の不良債権に埋もれた構造的な危機に陥る。このような構造的危機はBIS自己資本規制への対応による銀行のバランスシート改善行動によってより深刻化し、金融危機へと発展したのである（図2）。

V. 「自己責任」転嫁の金融システム

日本版金融ビッグバンは、金融自由化の総仕上げとして位置づけられ、4月よりの改正外為法施行による内外資金移動の自由化、証券売買手数料の自由化、銀行・証券・保険の相互参入、一般企業による金融事業参入など、米英とは比較にならない広い範囲の規制緩和を一気に行おうとするものであり、フリー・フェア・グローバルの同時達成をしようとするものである。

フリーとはすべての規制を取り払うこと、換言すればすべての資本の自由な行動を保証せよという要求であり、フェアとは一般的の意味において公正であること以外に、配給的資金分配システムにみられる（とりわけ外資からみて）不公平な制度並びに慣行の排除が織り込まれた言葉である。グローバルは、内外資本の自由な行動（競争）の保証のために金融制度を世界標準の制度（実質は英米を中心とする制度）にあわせるということである。

金融ビッグバンが開始されることは、戦後金融体制から決別して、内外資本入り乱れての金融大競争時代に入ることを意味する。日本の金融システムにおける大金融競争時代の制度的枠

組みは、金融機関の自己責任原則の徹底（その具体化措置の制度化としての情報開示、早期是正措置、国際標準化）であり、法的、行政的管理制度面では、新外為法、新日銀法、金融監督庁など、企業制度面では、金融持株会社解禁や会計制度の国際標準化などの整備により形成されつつある。金融ビッグバン時代への金融機関経営は不良債権処理問題とも絡んで厳しいリストラ含みの再編提携の時代を迎えている。

ビッグバンは、内外の垣根と、銀行、証券、保険の垣根を一気に取り払い、内外の金融機関の営業の自由を全面的に認めていこうとする金融大規制緩和である。そこでは、1200兆円の日本の金融資産市場を巡って、金融機関間で弱肉強食のむき出しの競争が展開される。この金融大競争のなかで淘汰される金融機関がでてくることは避けられない。護送船団型金融行政の維持はもはや不可能である。接待汚職、利益供与で何人の逮捕者や自殺者までだした大蔵省は、「市場メカニズム導入」を錦の御旗として「自己責任」を放棄した格好で、金融機関にも金融機関利用者にも「自己責任」を求め責任逃れを行っているとしか言いようがない状態に陥っている。

「自己責任」を求められた金融機関は、資金吸収・資金運用力強化を計り競争力を高めるため、得意な戦略分野への特化や外資との関係も含め再編・提携を促進することになる。情報力、システム力、企画力の格差がこれまで以上に経営力の格差となって現れ、収益力に反映されるようになる。収益力は格付により常に評価され、資金の調達運用力に跳ね返る。このような資本の運動のなかで独占の再編成、国際的スケールを持った独占金融資本を頂点とする資本序列の再編成がおきると予測される。

独占資本の再編成の歴史という糸をたぐりながら、金融ビッグバンを見てくると、ルールの自由化→ルールなき効率至上主義・利益至上主義→「自己責任」という名の責任の国民・消費者への転嫁、国民・消費者無視の金融秩序という図式が現実化する恐れが大きい。

金融ビッグバンにより、これまで中小企業や国民生活の金融的必要を充たしてきた中小金融機関や協同組織金融機関が淘汰の最大の対象となる。金融の一層の規制緩和が避けられない状況にあった1996年6月に成立した金融三法「金融機関等経営健全性確保法」「金融機関更生手続特例法」「預金保険法改正法」は、円滑な中小金融機関の整理淘汰のための準備的意味をもつものであったことは、政策意図としても中小金融機関等の整理淘汰による金融再編成が予定されていたことを意味している。

中小企業や消費者に対して、日常的に手間ひま掛けて経営相談や生活相談を行うようなきめ細かい金融サービスが十分に充足されなければ、中小企業の経営困難やサラ金等の高利金融による被害が増大すると懸念される。中小企業や消費者の資金不足には充分に応えられる金融システムが必要とされる。

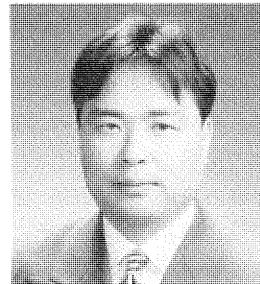
ビッグバンでは、金融商品開発に対する規制も大緩和される。消費者にとって多様な商品、便利な商品が供給され商品選択肢が増加する一方で、高リスク商品の販売も増加、販売方法も過剰勧誘を招きやすくなる。悪徳金融業者の増加も懸念される。日本は、これまでも金融関連消費者保護施策は極めて不充分であったが、金融システムに消費者保護をくみこまず出発する日本の金融ビッグバンでは、消費者被害が深刻化するであろう。

過剰貸付やリストラ等原因は様々であるが個人の自己破産も急拡大している。ワラント取引や変額保険等の金融被害も記憶に新しい。英国ビッグバンでも消費者被害が増加したが、日本版ビッグバンでも消費者被害の急増・深刻化が懸念される。金融ビッグバンを迎えて、消費者保護の徹底強化を図る金融サービス法の制定と、犯罪的金融機関行動の規制・取り締まりが緊急課題となっている。

(やまにし まんぞう 所員
大阪経済大学／立命館大学非常勤講師・金融労働者)

地域経済から見た 金融ビッグバン

金融ビッグバンは金融自由化のゴールである。市場原理を徹底させようとするこの動きは、弱肉強食と経済格差の拡大に帰結することは明白である。本稿ではこの考えを基礎において地域経済にビッグバンがどのように影響するかを考えてみたい。



MATSUMOTO Akira

松本 朗

I. はじめに

本年（1998年）4月、改正外為法が施行され、外国為替取引が自由化された。これによって金融ビッグバンが本格的にスタートを切った。新聞やテレビなどマスコミは連日金融ビッグバン関連のニュースや番組を流している。「ドルで買いたい物ができる」「金券ショップで外貨への両替を開始」「24時間テレfon・バンキング」などの報道や外資系銀行による派手な宣伝や売り込み攻勢などをみると、ビッグバンの影響が確実に広がり始めているように思える。

このビッグバンをめぐる一連の動きは都市圏ではかなりハッキリと実感できるのであるが、筆者のような四国の地方都市に在住する者にとってはそれほどハッキリと実感できるわけではない。それでは、地方にビッグバンは波及しないのであろうか。こうした素朴な疑問が地方都市に住む人間には当然出てくる。しかし、少な

くとも筆者の知る限り、ビッグバンの地域経済への影響を考える基本的な枠組みを示した研究は意外と少ない。そこで本稿では、ビッグバンの地域経済への影響を考える場合の基本視角と今後の課題を明らかにすることを目的とした。

ところで、わが国において「地域経済」を考える場合に直面する问题是、日本型の経済成長＝資本蓄積の結果として起こった大都市圏と地方経済の経済格差の広がりにあるといえる。そして、その格差を克服するために「内発的発展」の可能性をさぐることがわが国の「地域経済論」の大きな課題であったと考えられる¹⁾。本稿の今後の展開においても、この問題意識を基礎においてすすめていきたい。

II. 地域経済、地域金融と 金融ビッグバン

まず最初に地域金融ないし地域金融機関が一般にどのように捉えられているのかを明らかに

しておきたい。金融制度調査会第一委員会は1990年に出した報告の中で、この二つを次のように定義している。

地域金融とは、「一つは、地域内の個人、それから企業とくに中小・零細企業、農林漁業者等からの総合的金融ニーズに綿密かつ的確に対応するのが地域金融である。第二として、地域内の地場産業等地域内産業企業の育成、地域開発計画に金融的に貢献することを通じて地域経済の活性化に寄与することである。それから、第三として、図書館等の地域の文化施設、育英資金等地域内の教育制度の充実に寄与することである」²⁾。

地域金融機関とは、「地域に密着して地域とは離れては存在し得ない金融機関、地域で調達した資金をその地域内で運用する金融機関と地域といわば運命共同体的関係に立つ金融機関を地域金融機関というのである。また、ある程度効率性、収益性を軽視しても地域に結びつくことを使命とする金融機関とも言えよう。具体的に民間金融機関の中で示すと地方銀行と共同組織形態の金融機関をさすことになろう」³⁾。

戦後、地域金融機関が地域で地場産業の育成など重要な役割を担ってきたことは否定できない。しかし、その一方で、都市銀行の地方における資金の吸収窓口という性格もあった。例えば、高度成長期について熊野剛雄氏は次のように指摘する。

「高度成長期は、6大資本集団の形成期であるが、都市銀行は信用創造による通貨供給という手段によってその重要な役割を担った。しかし、信用創造によって預金創造をすれば都市銀行からの「リークはどうしてもさけられない」。リークした預金は「中央から地方へと散布され」、財政支出によっても「かなり拡散していく」。「こうして、…地方に濃密な店舗網をもつ相互銀行・信用金庫の（預金の一引用者）比重が増大し、都市銀行の比重低下がはなはだしく」なる。「資金遍在」問題の発生である。結局、「金融市场を整備し、インターバンク取引をつうじて資金余剰機関から準備預金を借り入れ、都市銀行の準備を補強することにならざるをえない。都市銀行の信用創造のリークと財政資金の散布を

受ける側の機関（中小企業金融機関、農林系統金融機関）は資金が余剰となり、余剰市場での資金の出し手となる。高度成長期までの金融市场は、コール市場として発展した」⁴⁾。

また、近年の傾向について、数阪孝志氏は地方銀行の地元比率を分析し、次のように結論づけている。「バブル経済の進展とともに、地方銀行もその業務比重を東京へ一定シフトさせたのであるが、バブル崩壊後地元回帰の傾向をみせている。だが、地元回帰傾向は数値上はあらわれてはいるが、都市銀行の中小企業貸出の積極化や地元での競争激化など、銀行の地元での営業は新たな問題に直面しているといえる」⁵⁾。

いずれにしても、地域の金融機関は「基本的に預貯金業務が収益源」であり、その結果「預金量が貸金量を上回り、コール・手形市場で資金の出し手になることが多い」⁶⁾という性格を有している。

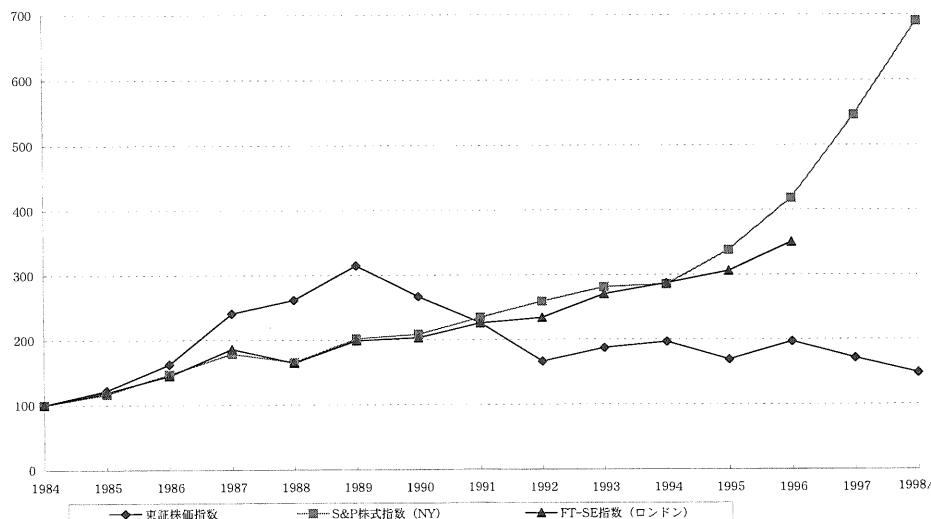
それでは、こうした地方銀行あるいは地域金融機関の役割は金融ビッグバンによって変化するのであろうか。この点をさらに見てみよう。

III. 金融ビッグバンで変わる 資金の調達・運用

ビッグバンは短期的には日本経済の建て直し、金融市场の建て直しをそのねらいとしている。例えば、図1には株式市場の平均株価指数の変化を示してみたが、欧米の株式市場に比べ日本の株式市場が立ち後れていることが理解できる。

その一方で、日本版ビッグバンは長期的・構造的には金融自由化・金融規制緩和の最終ゴールという意味を持っている。別稿⁷⁾において指摘したように、高度経済成長から低成長経済変化によって、現実資本の蓄積の鈍化と貨幣資本の蓄積の併存という今までにない経済構造が現れた。この経済構造が「ストック経済」化と金融自由化の最終ゴールであるビッグバンの基礎にあるものである。

図1 日米英株価指数の推移



(出所) 日本銀行『国際比較統計』より作成

低成長経済下で現実資本に転化できない蓄積された貨幣資本は、日々の価格変動を利用した運用が可能なストック市場へと向かわざるをえない。ビッグバンの本来的な狙いのひとつは、規制緩和と競争の促進策によって自由化された金融・資本市場を今述べた貨幣資本の投下先へと広げることにあるといえる。さらに、情報化によって狭まった世界中のストック市場がそれに加わる。金融市场としてのストック市場は拡大し、従来からの銀行を主体とする間接金融に対して株式や債券などを利用する直接金融の比重が高まる。表1は金融革新の進行で直接金融のウェートが高まっていることを示している(セキュリティゼーション)。この傾向を一層進展させようとしているのがビッグバンといえる。

金融ビッグバンによって顧客にとっては様々な金融商品が提供されると宣伝されているが、そのほとんどはストック市場の価格差を利用して、開発された金融商品、ないしは金融派生商品(デリバティブ商品)であろう。当面、投資信託の開発・販売が注目されている。

日本の場合、1200兆円にのぼる個人金融資産の大部分が預貯金で占められているが、その構成も変化すると考えられる。従って、投資信託

等への資産シフトは欧米に比べて急速になるものと予想されている(表2を参照)⁸⁾。

問題は、こうした直接金融への変化が地域経済を支えている地場の中小企業に資金調達面で不利な状況を生む可能性があるという点である。なぜならば、資本市場から直接に資金を取り入れることができる企業は、株式市場に上場している企業ないしは債券格付けに適合する企業に限られると考えられるからである。表3に見るよう、わが国の上場企業は、わずかに0.07%にすぎない。もちろん、近年日本においても、

表1 企業部門の外部資金調達構成比の推移

	1966 ～70年	1971 ～75年	1976 ～80年	1981 ～85年	1986 ～90年	1991 ～93年
借入金 (民間金融)	85.5 (76.7)	86.3 (78.4)	83.0 (71.7)	84.5 (77.3)	66.2 (58.9)	84.5 (54.6)
証券発行 (事業債)	11.6 (3.5)	10.9 (4.3)	14.2 (4.7)	16.2 (2.9)	22.3 (3.8)	22.8 (14.9)
(株式)	(7.8)	(6.2)	(7.9)	(8.2)	(9.7)	(3.1)
(外貨債)	(0.2)	(0.3)	(1.6)	(5.1)	(8.9)	(4.8)
C P	(—)	(—)	(—)	(—)	5.8	△5.8
対外借入	2.9	2.8	2.8	△0.6	5.7	△1.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(データ) 日本銀行『経済統計年表』
(出所) 酒井・鹿野著(1996年)『金融システム』(有斐閣)

表2

証券手数料自由化以後の個人金融資産に占める預金のシェア変化

	1975年（メーデー）	1995年	変化	年平均低下率
アメリカ	26.60%	16.20%	−10ポイント／20年	0.5ポイント
	1986年（ビッグ・バン）	1995年	変化	年平均低下率
イギリス	27.80%	20.40%	−7.4ポイント／11年	0.7ポイント

日本の個人資産構成

預金	保険	その他有価証券（株式、債券）
57.30%	25.60%	17.10%

「技術開発型のベンチャー企業の株式公開を促す店頭特則市場が創設され」、成長可能な中小企業にも資本市場への接近の道が開かれた⁹⁾。しかし、その将来性はまだ未知数であり、評価できる段階には無い。

むしろ、地域に多く存在する中小企業はそのほとんどが株式市場（資本市場）に上場不可能な、間接金融に依存した企業といえる。地域の金融機関がビッグ・バン後の競争の結果、投資信託等へと運用資産の構成や提供する金融商品内容を変化させるとすれば、地場の中小企業の資金調達のパイプが細くなる可能性が考えられる（一種のクラウディング・アウト現象と言って良いであろう）。

さらに、金融商品の内容の変化・多角化は、地域金融機関にとって別の変化ももたらすであろう。なぜなら、都銀・他の大手金融機関や外資系金融機関との競争が激化するようになれば、地域金融機関の商品開発力、資本力が問われることになるからである。具体的には、競争激化の中で資本力に限界のある地域金融機関が大手金融機関の「持ち株会社の傘下に合同」するという見方にそのことが示される¹⁰⁾。また、商品開発力を補うために大手金融機関の開発した商品の下請け的な販売を行うということも考えられる。そうなれば、地域金融機関は都市部の金融機関や外資系金融機関の資金の吸

表3 日本の企業の姿

	全企業	上場企業
法人数	2,106,584	1,521 (0.07%)
総資産(10億円)	1,206,153	377,646 (31.3%)
売上高(10億円)	1,474,774	393,673 (26.7%)
経常利益(10億円)	33,647	11,599 (34.5%)
従業員数（人）	37,665,126	4,106,261 (10.9%)

(注) 「全企業」は大蔵省「法人企業統計年報」による全国全株式会社（金融・保険業除く）。
「上場企業」は日本経済新聞社「日経財務データ」による東京・大阪・名古屋証券取引所上場会社で過去19年間連続してデータ比較可能な会社（金融・保険業除く）。

(出所) 日本経済新聞社編（1997年）
『ゼミナール日本経済入門』

収窓口という性格を一層強めることになる。その結果、地域の資金が中央へ吸い上げられる事態が起りかねない（ここではこれを資金のストロー現象と呼ぶ）。

わが国の地域格差の現状ではどうであろうか。わが国ではすでに金利自由化という形で金融の自由化が先行している。その結果、地域間で金利のばらつきが見られる。図2と図3では1992年8月から1993年1月までの都道府県別の金利の状態を、図4では1997年3月現在の地域別の金利の状態を示してある。これだけで一概に「地域間格差」を主張することはできないが、本来使用価値的に差が無い以上国民経済全体で「単一価格」がつくはずの「利子生み資本」に地域間での相違が出ていることに注目すべきであろう。

さらに、日本においては店舗展開において地域間の格差が従来から見られてきた。その結果、金融サービスの提供に一定の格差が現れてきて

いるといえる。例えば、地域独自の育英奨学基金や財團を運用するための手段がないために、遠距離の金融機関に運用を委託せざるを得ない状態になっているとの報告もある¹¹⁾。このことは、地域金融の役割の一つである、「図書館等の地域の文化施設、育英資金等地域内の教育制度の充実に寄与する」という役割が十分に果たされていない現状があることを示している。

IV. 金融ビッグバンで予想される格差の広がり

以上、ビッグバンによって予想される変化と問題点について、「地域間格差（特に都市部と地域経済）のひろがり」というを中心見てきた。ここでは、「格差の広がり」をキーワードにさらに考える。日本版ビッグバンの目標は、言い換れば、金融システムへの徹底した市場原理の導入である。

経済行動を市場メカニズムへゆだねることは利潤追求原理へ経済調整をゆだねることになるのであるから、利潤原理を基準とした大口取引の優遇と非効率な小口取引の切り捨てにつながる危険性がある。例えば、リテールを強化しているシティー・バンクは、顧客に24時間バンキングなどの様々な金融サービスの提供を行っている一方で、預金残高30万円以下の顧客から口座開設手数料を徴収している¹²⁾。また、ビッグバンの元祖であるロンドン証券市場では大口取引の証券手数料は下がったものの、小口取引の証券手数料は上昇した¹³⁾。このように、市場メカニズムへの経済調整の無制限の依存（自由化）は金融機関・企業による顧客の選別（セグメンテーション）を促し、零細・小口の部門（例えば、家計）にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

セグメンテーションは、単に小口・大口というところに止まらない。前に見てきたように、経済力格差のある地域間問題も同様の範疇に含

まれる問題である。アメリカの住宅金融への金融革命の影響を分析したギャリー・ディムスキートドレーヌ・アイゼンバーグは、金融の自由化・証券化が地域間格差や所得間格差を広げたとして次のように分析・結論している。

アメリカでは金融革命の結果、住宅金融は「一般金融市场に統合」された。住宅金融は「住宅金融革命の前より、証券化の程度を強め」、その結果、金融機関が住宅ローンの貸付を行う場合の判断基準として、住宅ローンによって発行される住宅モーゲッジが第2市場（一種の流通市場）で引き受けられるか否かが重要な要素となった。このことは、「第2市場の適格性基準が」、住宅ローン貸付の審査基準になることを意味した。問題は、「第2市場の参加者に用いられる引き受け基準が」明らかに「社会的・人種的偏向に縛られて」おり、「マイノリティ居住地域」や「低所得・中所得者向けの住宅」へのローンは排除される傾向が生まれたことにある。つまり、「人種と所得水準に関する中立性が悪化した」のである。

さらに、こうした第2市場基準が審査基準になるということは、次のような問題をも引き起こす。すなわち、第2市場基準が審査基準になれば、「地方支店による評価があてにされなくな」り、「ローン当たりの支店維持費が上昇し」、「支店が閉鎖」される。支店が閉鎖された地域では「貸出能力が減少し」、その地域の資産価値が低下する。このことが、「資本市場の漏出効果（spillover effect）」を呼び起し、支店が閉鎖されて貸出機会の失われた地域の近隣地域の資産価値をも低下させる。「漏出効果は、小規模な金融機関では克服できない市場の失敗を誘導し、「発展可能な住宅市場における一定地域の地盤沈下をもたらす」¹⁴⁾。

この結論は、金融市場の自由化・証券化がわが国の地域経済（特に経済地盤の弱い地域）に及ぼすであろう影響を予想させるものである。すなわち、資本市場に「適格」でない経済力の地域では、貸出機会を奪われ、さらに経済効率追求のために支店が閉鎖・撤退され、金融サービスの提供の面でも格差が拡大することになる。

図2 地域別の水準（スーパー定期）～東日本地域

(92年8月～93年1月の単純平均)

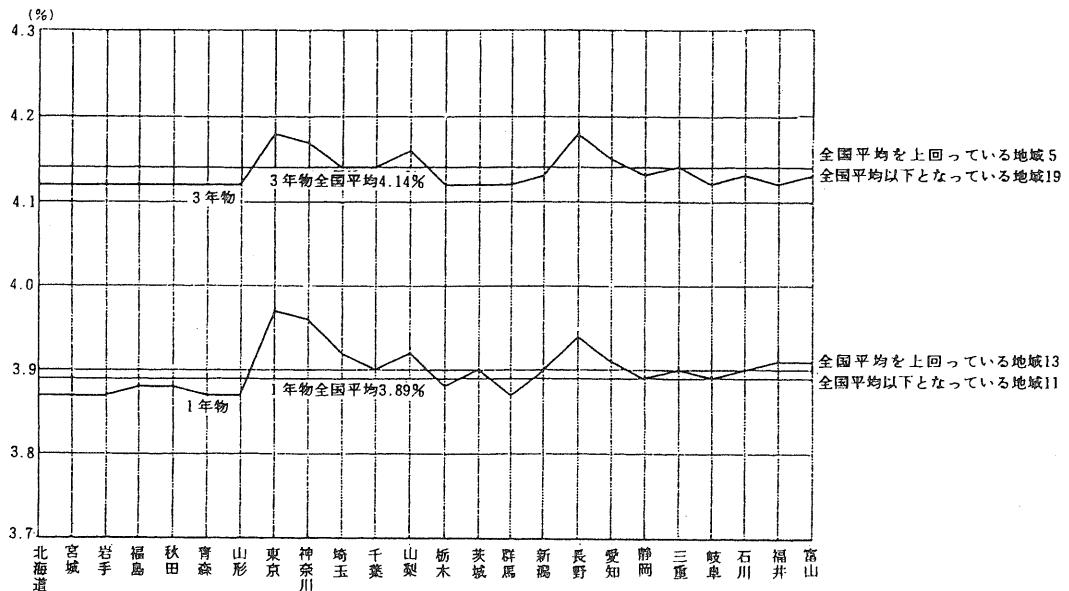
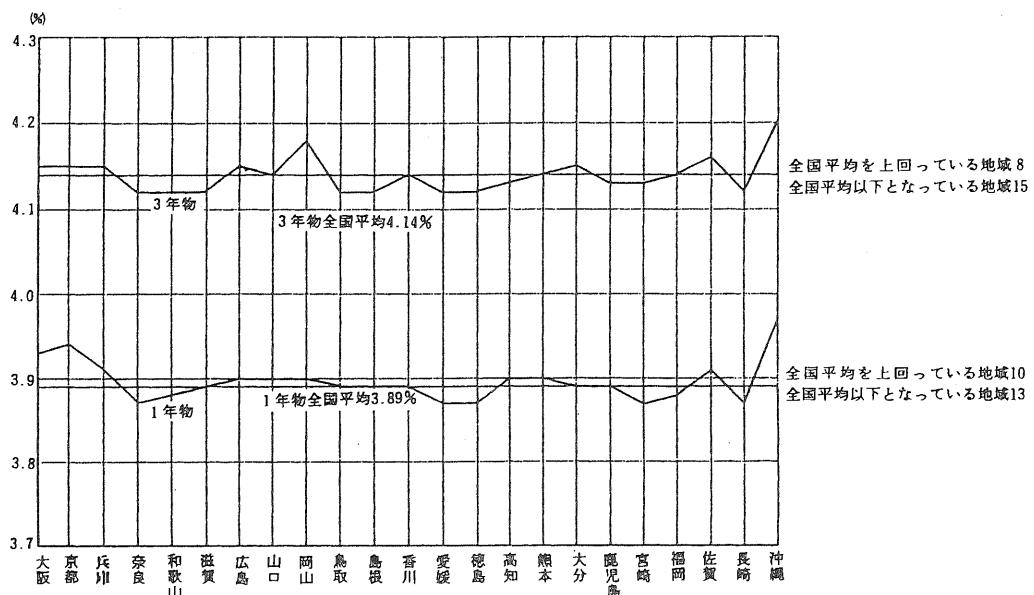


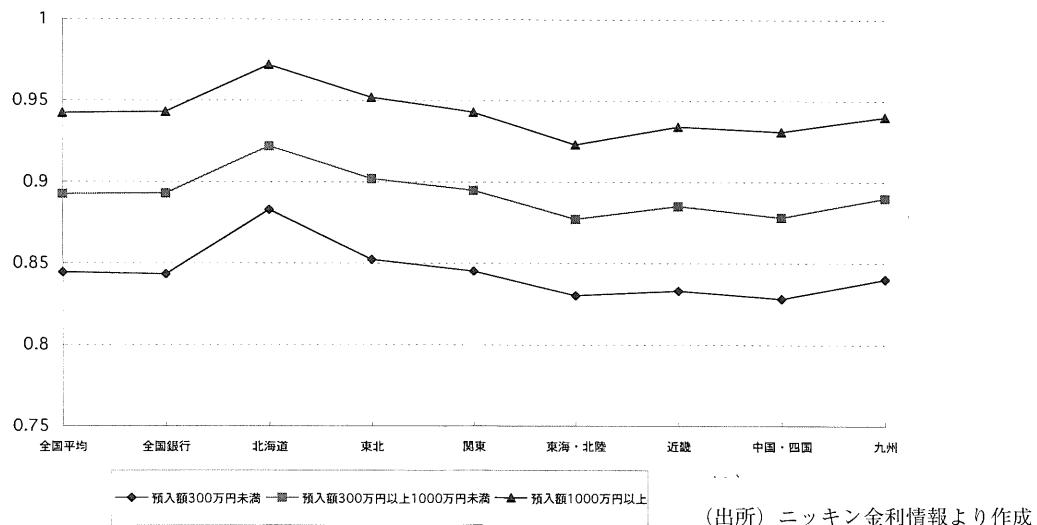
図3 地域別の水準（スーパー定期）～西日本地域

(92年8月～93年1月の単純平均)



(出所) 原司郎 (1994年) 「地域金融の意義とその影響」『生活経済学会特別公開シンポジウム報告書』

図4 地域別定期預金金利（3年もの：1997年3月末現在）



(出所) ニッキン金利情報より作成

が出てきた。

この法律制定後金融機関の多くは、融資計画に対して差別非難を避けるための考慮を払い、さらには、当局への各種許認可申請への異議申し立てを防止するために、地域住民団体と協議すると同時に地域開発計画に融資することを約束するという動きが現れたと言われている。

このように、CRAは人種差別とマイノリティへの配慮を目的とした法律であって、さまざまな移民がコミュニティーをつくり生活圏を形成しているアメリカ独特の法律と言える。こうした法律がわが国で注目される背景には、金融改革とビッグバンを前に地域金融機関の再編淘汰が進行し、金融面での地域間格差の問題が今まで以上に広がることが避けられないからである。すなわち、地域金融重視・資金の地域への公正配分という考えに決済性預金（通貨）という公共財を提供する銀行のあり方をめぐる議論が結びつき、一つの政策的着地点としてCRAに目が向けられているものと思われる。

その点で、CRAが今後の地域金融政策を考える上で重要な雛形になるであろうことは筆者も否定しない。しかし、考えなければならない点もあるように思われる。たとえば、アメリカにおける「コミュニティー」と日本の「地域経済」を同一レベルで取り扱って良いかどうかと

V. CRA (Community Reinvestment Act)について

以上見てきたビッグバン後に予想される「格差」の拡大に有効な手だては無いのか。本稿の最後に、従来から注目されている「地域再投資法 (Community Reinvestment Act)」を簡単に紹介する¹⁵⁾。

アメリカでは、公民権運動の流れの中で差別是正の動きが強まった。この流れに沿って1977年10月、住宅および地域開発法の第8章としてCRAが制定された。この法律の目的は、金融機関の健全経営を追求しながら、金融機関の特定地域への差別的な融資姿勢を禁止し、地域社会の信用需要を満たすことにある。この法律では、金融機関の地域への貢献度が住民によって監視され、各種許認可申請の諾否がその監視結果によって左右されることになった。例えば、住民の訴えなどによって金融機関の地域への信用供与の態度に差別的な状況が明らかになった場合、支店設置などの許認可申請が否認される可能性

いう問題である。アメリカの「コミュニティー」が抱える問題と日本の「地域」が抱える問題はおそらく異なっており、その意味でCRAをそのまま日本に適用できるのかどうか疑問の残るところである。

ところで、カーター政権下の差別撤廃運動の中で制定された地域再投資法は、レーガン政権下の規制緩和によって意義が変わってくる。それまで規制されていた州際業務が認められ、それによって金融機関の合併・吸収が進み、銀行業務が広域化（スーパーリージョナル・バンク）・国際化してきたからである。そのため、「地域への貢献」の内容が変化した。このように、その後のCRAの意義・役割にも注意しながら、日本への応用が可能か否かを考える必要がある。これらは今後の研究課題の一つである。

VI. おわりに

以上、限られた紙幅のなかではあるが、金融ビッグバンと地域経済について考える場合の基本的な視点・枠組みのようなものは示すことができたのではないかと考えている。今取り上げてきた問題はそれぞれさらに深く展開すべき課題ではあるが、本稿を締めくくるに当たり、なお、検討しておきたいことを挙げることにする。

日本における金融ビッグバンはすでに述べたように一方での現実資本の蓄積低下と他方での貨幣資本の蓄積が基礎にある。このことは「金融機関の過剰」という言葉で言い換えられる。この「過剰な金融機関」を整理淘汰する過程で金融ビッグバンが実行されようとしている。

ところが、どの程度の金融機関が「過剰」であるのか、実証的に示された研究は少ないようと思われる。その一方で、地域金融機関をはじめとする中小金融機関は「決して過剰ではない」という議論もある。事実、バブル崩壊以後も中小金融機関は地域において確実に貸出残高を増

やしているケースもみられる。このように、「現実に金融機関が過剰であるのか否か」、「過剰であるとすれば、どこを対象にした、どの程度の金融機関が過剰なのか」について実証的な研究が是非必要であると筆者は考えている。

- 1) 地域経済学の課題・方法などについては、宮本・横田・中村編（1990年）『地域経済学』（有斐閣）を参照されたい。
- 2) 金融制度調査会第一委員会報告（1990年）「地域金融のあり方について」。
- 3) 同上。
- 4) 熊野剛雄（1992年）「日本の金融」熊野・龍編『現代日本の金融（現代の金融、下）』（大月書店），13頁から14頁。
- 5) 数阪孝志（1995年）「地方銀行の地元比率」『季刊経済研究』（大阪市立大学）。
- 6) 日本総合研究所「衝撃ビッグバン—金融業再生への道—」『日本経済新聞』1998年4月8日
- 7) 拙稿「トピックス 金融ビッグバン」『経済科学通信』（基礎経済科学研究所）第86号。
- 8) 日本総合研究所、同上。
- 9) 福光寛（1997年）『証券分析論』（中央経済社），7頁から9頁。
- 10) 日本総合研究所「衝撃ビッグバン—金融業再生への道—」『日本経済新聞』1998年4月1日
- 11) 外山茂樹（1994年）「北海道における地域金融の現状と課題」『生活経済学会特別公開シンポジウム』
- 12) 角川総一（1997年）「家計から見たビッグバン」『エコノミスト』、7月8日号。
- 13) 証券団体協議会（1992年）「英國証券市場の現状と問題—ビッグ・バン後5年を経て—」
- 14) ギャリー・ディムスキー、ドレース・アイゼンバーグ（岡田徹太郎訳）（1997年）「アメリカ住宅金融における社会効率性と『金融革命』」渋谷、井村、中浜編著『日米の福祉国家システム』（日本経済評論社）。
- 15) CRAについては、以下の論文を参考にした。福光寛（1993年）「CRA（地域社会再投資法）について」『立命館経済学』第42巻第1号、<再録>（1994年）『銀行政策論』同文館。

（まつもと あきら 所員 愛媛大学）

地域国民のための金融・ 経済改革の道

グローバリゼイション（ビッグバン）は多国籍企業（米系多国籍金融機関）による経営資源の世界的活用であり、国民経済、地域経済（金融）の発展と対立するものである。この本質を問わぬ理解は誤りである。



UNNO Yahirō

海野 八尋

I.

問題の所在

(1) 現段階のグローバリゼイションの本質

現段階で展開しているグローバリゼイションの本質はなにか。第一に、その推進主体は各国の支配的資本である多国籍企業・銀行であり、グローバリゼイションはかれらの事業の国際展開である。

第二に、それは多国籍企業金融機関の事業展開に適応した各国民経済の改廃をもとめ、日本については60～70年代前半にかけて確立した旧日本のシステム（日本の国民経済）の改廃を要求し、「規制緩和（廃止）」と「構造改革」の実施をもとめている。多国籍企業・銀行の国際的展開を妨害するあらゆる規制の排除、規制からの解放、経済的自由の承認が中心的要求であ

る。それ以外の「規制緩和」は世論対策の飾りである。

第三に、グローバリゼイションは、国際化一般現象ではなく、ドルの流出、変動相場制、資本・為替・貿易自由化措置を条件とした変動相場制採用以来そして80年代後半以降急速に進んだ一つの特殊な形態の国際化現象である。

第四に、グローバリゼイションは旧国家社会主義の失敗、崩壊、市場経済化によって正当化され、拍車をかけられた。旧社会主义国、非同盟諸国、途上国支配層が、70年代の国民経済の確立という政策を放棄し、外資と外需に依存した経済政策を採用している。

(2) グローバリゼイションをめぐる政治的対応

これに対して、国内政治勢力は三つに分化している。第一の勢力は、日本のシステムの改廃とアングロアメリカ化、ドル圏への積極的参加を主張している。金融ビッグバンの原案が大蔵省ではなく、金融制度調査会の作業部会（マル

クス経済学者も参加）から橋本首相に提出され、トップダウン的に決まったことは注目される。

第二の立場は、日本のシステムの改編の必要は認めながら、これを市場任せにせず、グローバル化推進と旧システムとの調整をはかろうとする第二の立場がある。98年2月の国会本会議における自民党加藤幹事長の代表質問が、その立場を端的に表現する。それに対する橋本首相の答弁は明らかに第一の立場からのものである。金融に問題を限定すれば、橋本は日本の金融自由化の全面的推進を主張し、加藤は「市場の暴走」の危険への対応の必要と円ブロックの確立を提起している。前者はドル圏への積極的参加を意味し、後者はドルを基軸とする現行国際通貨金融市場の改善を求め、円資産の安定確保の必要を提起することになる。両者は自由民主党という同じ政党に所属しているながら異なる政治主張を述べている。加藤幹事長の質問に対し、民主党（当時）菅代表と太陽党羽田党首（当時）は自らの質問の際、これを高く評価している。

多国籍企業主導の国際化であるグローバリゼイションにたいする第三の立場、もっとも明快な対抗戦略は先進国、途上国の市民運動として展開されている。彼らは、グローバル化に反対し、国民経済（社会システム）の保全と改革（公正、参加）、世界経済の構造的改革（公正原則、各国国民経済保全型国際協力）を求めている。

マルクス主義者はまったく混乱状態である。伝統的思考を維持する人々は、グローバリゼイションを資本主義の否定的一般的法則と考え（特殊と一般の取違え）、市場を排除した空想的社会主義モデルを対置させ、よりましな、改良された市場経済システムを提起することはしない。この立場は現実の問題に対する積極的な解決策を提示せず、ラディカルな選択をしない大衆の愚かさを嘆くが、大衆の支持を得ることができない。また、危機に陥った資本主義を社会主義の視点から冷笑するという伝統的態度も登場する。春田素夫は、危機解決のために階級支配の道具である国家よりも資本の手に任せた方がましだ、と言う（『金融不安定のゆくえ』、『経済と社会』8号、時潮社、1997年）。彼らの一部

は、旧日本システムつまり欧米資本主義以上の強権取の体制である日本独占資本主義に反発してきたマルクス主義的伝統をまもり、このシステムの解体に賛成し、グローバリゼイションを支持している。中には、日本のシステムこそが日米経済摩擦の元凶と主張するアメリカ政府に具体的に協力する者もでてきている。

金融政策についてみると、例えば、向壽一は、日本の金融自由化の遅れが金融危機の原因であり、積極的にビッグバンを進めることが事態改善の政策であると主張する（『金融ビッグバン』、講談社、1997年）。この点について橋本首相の立場と彼の立場の間に本質的な相違はない。中尾茂夫は、いわば第二の立場にたつ（『ビッグバン岐路に立つ日本マネー』、NHK出版、1998年）。彼は、日本の銀行のグローバリゼイションへの対応の遅れ（貸し付け業務への依存、金融商品取り引き手数料の低さ）と日本の金融危機の根拠とを指摘する（この事実自体には異論はない）。ドル支配の拡大を恐れ、円圏の確立を主張してきた中尾（その主張は加藤自民党幹事長の先の国会質問と同じ）は向ほど楽天的ではないが、グローバリゼイションそのものは受け入れた上で、金融機関の経営改善を対応策として提起するだけである。両者には国際通貨・金融体制の安定化をいかにして実現するかという、実践的研究者にとってもっとも重要な課題の提起はない。既に、国際通貨体制の不安定化抑制に苦労してきた各国金融行政実務官僚の中から「ビッグバン」と逆の方向での模索が試みられているというのに、である（『21世紀の国際通貨システムブレトンウッズ委員会報告』、ブレトンウッズ委員会日本委員会編、金融財政事情研究会、1995年）。とくに日本の関係者が改革に熱心であることに留意すべきである。

第三の立場をとるマルクス主義者も当然いる。しかし、この立場を明示的にとる内外の活動家の多くが従来途上国の政府や民衆による軍事的抵抗闘争も支持してきたためか、彼らとの共同には踏み出している。

要するにグローバリゼイションを対抗軸として新しい政治・思想関係が内外に形成されつつある。

(3) 過去との異同

① 19~20世紀前半

この時期は、国民経済拡張型国際化（イギリス資本主義の勝利、欧米産業革命、帝国主義）の時代であった。政府は企業活動を支援し、企業活動に対する規制は弱く、「営業の自由」を政府が積極的に保障し、労働保護、福祉、環境、公平についての規制は弱体であった。後発資本主義国では先進国へのキャッチアップ戦略のために、企業活動を「妨害する」労働者の運動が抑圧された（「開発独裁」）。国際化は先進国の各国民経済の対外的拡大、依存関係の拡大、衝突という形態で展開した。

② 日本の国際化政策

19世紀後半からの国際化に日本はどう対応したか。周知のように明治政府は反欧米帝国主義（ロシア、イギリス、フランス、アメリカ）という民族主義的精神の下に国力増強（欧米の圧力に対抗できる政治的・経済的に強力な国家）を進めた。日本の戦前の政治体制は開発独裁であるが、私企業の活動は軍部独裁時以外は戦後（日本のシステム）よりも自由度が高い。

明治政府は、農業を基礎にした初期蓄積を進め、銅、茶、美術工芸品、絹輸出によって生産手段、技術、文化の導入をはかった。低賃金労働力を利用した軽工業の移入と輸出工業化、重工業の育成、技術・資金導入、労働力・技術者・経営者・官僚の育成（義務教育制度、低学費の高等教育）等々である。

さらに外交政策として、周辺の支配を進めた。それは①欧米露帝国主義の進出阻止、脅威回避、②経済圏の拡大（抑圧）、③対欧米協調・対抗という基本戦略に基づく。①の点は、道義的に正当である。特に、朝鮮と中国東北部に進出しつつあったロシアの脅威に対抗することは、まったく必要かつ当然であった。この点を曖昧にするために「左翼史観」批判が容易に受容されることになる。しかし、ロシアの脅威から自国を守るために中、韓を抑圧し、これを支配しようとする戦略には道義がなく、かつ合理的（政治

的妥当性）でもなかった。朝鮮、中国の反帝民族主義と結束、連帯、同盟し、他の欧米諸国の反対政策を利用して北東アジアの民族自決を実現する政策こそに道義があり、かつ中長期的に見て効果的な政策であったし、当時そうした主張もあった。しかし、日本政府は、その方向をとらず、中韓の民族自決（国際的正義）なき「反帝反封建」（韓国皇室の解体、土地横奪による封建的地主制解体、併合・領土化）という政策を採用した。反欧米露帝国主義であっても反帝国主義ではなかった。自らが欧米露と同じ帝国主義になったのである。政治的民主主義の欠如が選択肢を狭めたといえよう。

③ ブレトンウッズ体制

帝国主義戦争と社会主義をもたらした反省は戦後、帝国主義的自由競争の抑制、統制の体制を生み出した。民族自決権は承認され、公式には各国民経済の確立を制度的には保障する体制が造られた。ドルの流通は金交換保証によって規制を受けた。各国は獲得した外貨と保有する金の許容する範囲で国際金融活動を展開した。輸入の拡大は輸出の拡大を前提とした。金融活動は貿易に直結していた。GATTは、先進国の保護主義を規制しつつ、後発国の産業保護を許容した。基軸通貨発行特権を得たアメリカが直接投資を増強させ得たが（次いでドルを獲得できた欧、日が）、それは民族主義の厚い壁と絶えず衝突した。冷戦体制の下では全ての国に対して直接投資を受容させる程の強い政策をアメリカは取り得なかった。後発国を先進国の下部産業構造とし、そこから大きな利益を得ようとした新植民地主義政策は完全な成功を収めることはできなかった。逆に、欧州、日本、韓国、台湾などは自国民経済を拡大させ、アメリカに対抗できる国際競争力を獲得して行った。つまりブレトンウッズ体制は、一面ではアメリカの非社会主義圏支配の機構であると同時に、他面では各国民経済の確立を制度的に保障し、資本主義国間の対立を回避、緩和する機構であった。いま、この体制が、崩壊・転換しつつある。ドルの完全不換化、巨額のドルの流出、変動相場制の採用という条件の下で、ブレトンウ

ツ体制の下で自立した国民経済を確立できなかつた途上国、最大の債務国に転落したアメリカ、崩壊した旧国家社会主義国、この三者が変化を求めた。日欧の多くの企業もこれに対応し、国民経済の擁護から離れた。

II. 諸説とその批判

金融ビッグバンとグローバリゼイションにかかる議論は以下の様に分類される。①メガトレンド歓迎説（ビッグバン・構造転換推進；「産業改革」），②歴史的必然説（研究・サービス立国、環境、トービンタックスその他セイフティ・ネット構築による補整），③国家間競争・対立の止揚、世界市場=世界的次元での資本労働対決展開（杉本、山口），④日本資本主義特殊・悪玉説（リヴィジョニスト、メディア、奥村；官僚悪玉説、財閥悪玉説など）。

しかし、これらの見解は以下の様な幾つかの誤りと弱点をもつてゐる。すなわち、

①特殊な国際化の形態であるグローバリゼイションの一般化

②グローバリゼイションの国民経済・地域経済破壊、形骸化の作用の過小評価

③比較優位説の無批判な支持

④アメリカの覇権主義と多国籍企業・銀行の私性格（反公益的側面）の軽視

⑤国際通貨制度、国際金融不安定性に対する批判の欠如

などである。

III. 国民経済、地域経済への作用

(1) 「市場の失敗」

自由な金融市場は適正な資金配分機能をもたらす、経済的不均衡や金融危機を増幅させる。金融自由化は一般的には強い貸手（低成本の資金提供）、借手（高利支払能力、低リスク）の勝利をもたらす。市場は善悪それ自体を区別しない。必要と高収益は同義ではない。投機も含め収益率の高い金融商品、地域へ資金は過度に流入する（逆は逆）。信用組合、政策金融機関、IMF、世銀が設置される根拠は、自由市場原理では必要な資金が必要な場所に投下されないためであり、（自由）市場原理だけで資金配分をすることは経済的福祉（公益）に合致しない。日本では地方は資金の貸手であり、大都市地域に資金供給していた。しかし資金需要がないのではなく、利子負担に耐える強い経済力が無かつた。それを財政や政策金融政策が補っていた。自由市場原理に任せれば資金は高利子、高安定を求めて大都市地域だけでなく、今後はアメリカ市場あるいは米系金融機関経由で国際金融市场に流れ込む。彼らが、日本の、例えば北陸地域経済の振興のために資金を低利で、零細企業にまできめ細かく運用すると想定するのは笑止である。堀内昭義東大教授は、「ビッグバンが日本の金融システムを効率化できれば、われわれの高い貯蓄は実物経済の投資活動に有効に結びつけられ、世界経済の安定的な発展により大きく貢献できるようになるであろう」（『金融システムの未来』、岩波新書），というが、その理論的根拠、政策的根拠はない。ビッグバン支持者は同時に「土建行政」を例に挙げ、政策金融と財政投融資の縮小・廃止を主張しているが、従来の土建行政の肯定的効果（地域経済の維持）を確保し、否定的効果（行政と土木業者の癒着、環境破壊）を排除することが必要である。環境回復・福祉整備型の土木事業は必要である。

市場原理を利用しながら自由市場に任せない住宅金融公庫、農林金融公庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の日本の政策金融のシステムの役割を評価すべきである。批判者はベンチャービジネスに対する融資がないというが、日本のベンチャービジネスに対し、欧米と異なり政府系金融機関や自治体が金融活動を展開してきた。「貸し渋り」のもとで、これらの金融機関



や保護された信用組合、信用金庫、地方銀行が重要な役割を現に果している。小規模地域金融機関は大きな利益を追及しないかぎり経営は安定的である。企業数の80%以上、北陸では95%を占める零細企業の活動と地域経済を支える地域金融機関の役割はきわめて大きい。グローバリゼイションの進行に対し、地域的産業連関の強い地域経済を確立することが重要である。しかし、ビッグバンによって預金者が高利に惹かれて都市銀行や外銀に預金するようになれば、低利に甘んずる金融機関も経営が維持できない。それらの経営者が対抗上国際金融に乗り出せば、国際金融の不安定性は拡大し、預金の安全性はより後退する。地域の経済活動に直結していたアメリカのS&L、日本的一部の信用金庫、農業信用連が金融自由化措置によって不動産や証券投資に参入し、経営危機をまねいた事実を直視すべきである。国際金融の不安定性による損失を税で埋めるということは、ビッグバンにともなうリスク負担を財政まで拡大するということである。

国際金融の安定化の実現は制度的にはG7による話し合いと政策協調、国際投資銀行の申し合わせしかない。各国内金融市场は政府と中央銀行が監視、規制を行なっている。しかし、国際金融市场には統一的管理メカニズムが無いということに留意すべきである。世界は合理的な金融メカニズムの形成にむかっているのではなく、リスクとコストの高い制度を選択しつつあるのだ。セイフティネットは無いよりあった方が良いが、あったからといってリスクや自由化コストが消滅するわけではない。

IV.

改革の必要と方向、政策、運動

変動相場制が貿易も資本取り引きも調整できない、あるいは不均衡を助長促進するシステムになっている現実を直視すべきである。これを提起したマネタリズムの理論上、政策上の誤りは明らかである。G7やサミット参加国蔵相会議は、ラテンアメリカ・アジア諸国の通貨危機を招いた過剰貸し付け・借入・過大な短期資本移動の排除、為替相場の乱高下による実体経済への打撃の軽減について議論せざるをえなくなっている。われわれも積極的な通貨制度改革の理論と政策が提示しなければならない。

国際通貨改革の諸案として、①世界単一通貨(リチャード・クーパー)；全世界が単一の通貨しか使わない。②金無き金本位制(ロナルド・マッキノン)；主要3カ国通貨を国際貿易財バスクエットにリンクさせた固定為替レート制、③ターゲットゾーン(ジョン・ウイリアムソン＆マーカス・ミラー、ブレトンウッズ委員会)；制度化された政策協調と柔軟な為替相場圈設定、④円圏の確立、円の国際化(中尾)などが提案されている。主要な提案は新自由主義の立場と違い、いずれも為替の変動をいかに抑制するか、を目指している。しかし、ドルの非合理的な流通と破壊的な資本移動を抑える制度でないかぎり、通貨制度としての最終的完成は達成できることを曖昧にすべきではない。

以下、紙幅の都合で簡単にビッグバンに対抗する政策原理を箇条書きで提示する。
基本的原理としては以下の3つである。

- ①短期資本移動の排除：投機的変動を排除し、為替安定性を実現する。
- ②市場原理を利用しながらも、自由市場原理によらない公益重視・安定重視の国内的・国際的資金配分を行ない、市場が公正に働くように規制を行なう。
- ③霸権通貨の排除：国際的管理を受けないド

ルの発行をやめさせ、世界経済、各国経済に対するアメリカの一方的で霸権主義的な介入をやめさせる。

具体的には以下のようになる。

①単一国際通貨

②円の国際化：円建てODA、円建て外債

③主要通貨の為替固定→ドル流出と過剰発行の規制

④国際為替市場の共同管理（閉鎖できる権利）、オフショア市場開設・運用国際規制（投機的短期資本取引の抑制）、ユーロ市場の膨張阻止

⑤資本・為替自由化速度の低下・貿易自由化速度の低下をはかる。政治対立を深める管理貿易、国際分業より国民経済確立を重視。

⑥政策金融システム・内需確保（社会保障、福祉充実・環境保全・回復型公共事業、地域振興事業支援、技術開発、教育改革）の保全と改革。監視機構、情報公開。

⑦監査システムの改革：銀行の公共性維持のための銀行の内部要員監査（公認会計士資格をもった社員による監査）ではなく、外部監査制度を義務付ける。公認会計士の監査の審査の適正化。

⑧地域投資強制（再投資法）：信金、信組、地銀に対し地域還元投資を義務付ける。他方、大手都銀、外銀に対し、地域からの融資要請受入れ義務を設ける。小規模地域金融機関に対する税法上の優遇措置をこうする。信用保証協会の情報公開、自治体の監督を含む業務の適正化。

問題点と打開策を提示し、研究者、実務家、企業家の議論を多様化することが必要である。情報を制限した議論は危険である。金融改革を提起し得る金融理論、貿易理論の確立が世紀末の最大の課題の一つであろう。

（うんの やひろ 金沢大学）

基礎経済科学研究所編

地球社会の政治経済学

ナカニシヤ出版、本体2500円 [A5版上製]

地球市民が学ぶ教養！ グローバルな社会の一員として、現代世界と日本・アジアのダイナミックな政治経済の動きや、その未来を読み解くための新しい経済学入門！

序章 世界地図を広げてみよう

第1部○ 地球をおおう資本主義

第1章●世界経済を支配する多国籍企業 第2章●ヨーロッパ統合のあゆみとゆくえ

第3章●アジアの成長と変貌 第4章●市場経済化への新しい波

第2部○ 世界とともに生きる日本

第5章●世界のなかの日本企業 第6章●データで読む日米の景気循環

第7章●外国為替と国際通貨 第8章●世界の農業と食料

第9章●グローバリゼーションと地球環境問題

第3部○ 21世紀地球社会の市民生活

第10章●世界の労働時間 第11章●経済のグローバル化と女性労働

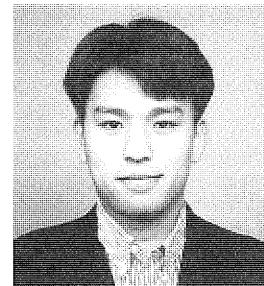
第12章●世界の高齢者福祉 第13章●21世紀地球社会とマルチメディア

ご注文は基礎経済科学研究所 075-255-2450 まで !!

フランス地方分権化の政治学

—A. マビローの「フランス地域システム」論を中心として—

わが国で現在進められている地方分権改革は、地域社会にどのようなインパクトを与えるのであろうか。改革から15年以上の年月が経過したフランスの現状を政治学的に分析した、マビローの議論を検討する。



NAKATA Shinji
中田 晋自

I. はじめに

「地方分権」論議は、わが国においても、国家改革をかけた国民的課題の一つとなりつつある。地方分権改革によって、わが国の政治にどのような変化がもたらされるのであろうか。その点では、ミッテラン政権下における地方分権改革（1982年）¹⁾から15年以上の年月が経過したフランスから、多くの経験や教訓を引き出すことが有効である。端的に述べるならば、この改革が、地域政治の舞台にどのようなインパクトを与えたのかを明らかにすることが、本稿の主要な課題である。

フランスでは、地方分権改革以降の政治・社会・経済について、多角的な学問的検討が開始されている²⁾。一方、わが国のフランス研究は、当初から、この改革を積極的に紹介してきたが、しかし、主要な関心は、法律上、権限がどのように移譲されたかに向けられてきた。従って、

政治学的視点からのフランス地方分権化研究は極めて限られているというのが現状である。また、地方分権改革に対するフランスの政治学者の評価として、「名望家支配」論³⁾が有力であるが、これらの議論は、「地域政治－行政システム」における「名望家権力」の存在（誰が権力を握っているのか）を前提とするために⁴⁾、経済・社会の領域にまで視野を拡大して、地方分権改革の結果を地域内から評価しようとする視点（地方政治はどのように運営されるようになったか）は出てきにくい。その点で、地域システムがいまや、「政治（地方議員たち）や行政（国の地方出先機関の官僚や地方公務員）の境界を乗り越えて、経済的・社会的環境」のなかにあるとし、今回の地方分権改革によって、「地方政府アンドサイティエヌオナリザシオンを正当化し、地域システムの制度化を正当化する一定の自律性」⁵⁾が、地方公共団体に認められたとするマビロー（Albert Mabileau）の「フランス地域システム」論は、重要な視点を我々に与えているといえる。

従って本稿では、マビローの議論を導きしながら、地方分権改革以降、フランスの地方政

治がどのように変化しているのか、考えていくことにする。

Ⅱ. 「地域システム」とは何か

上述のように、マビローにとって、1982年の地方分権改革がもった意味とは、地方公共団体の自律化であり、「地方政府」の出現であり、地域システムの制度化であった（地域内的政治過程の形成）。逆に言えば、フランスにおける地域システムの展開に視点をおくことで、地方分権改革に対する彼独自の評価を下すことが可能となるということである。その点では、こうしたスタンスは、地方分権改革以後のフランス政治のなかに、新たな動向を発見しようとする彼の意思の表れと読むこともできよう。

では、マビローは、「地域システム」をどのように想定するのか（図表1参照）。この概念は、彼の主著『フランスにおける地域システム』（第二版、1994年）のなかでは、「地方の公的諸機関と諸アクターの総体」であると定義され、「組織的なまとまりを形成するため、両者の調整的諸関係を維持している」とされる⁶⁾。地域システムの存在をこう定義した上で、さらに3つの視点が提示される。まず第一に、地域システムを、制度化されていったプロセスとして捉えていくことにある（通時のパースペクティヴ）。彼によれば、この過程は、「いまに始まったことではなく、何世紀にもわたる歴史的堆積過程」であるとされ、フランス革命以降、フランスの中央集権制が整備されていくなかで、地域がどのように位置づけられていったかが分析の対象として提示される⁷⁾。第二に、従来雑多に捉えられてきた地域諸問題とそれへの対処が、その分析の次元を「政治システム」「政治社会」「市民社会」の3段階に分けることで、それぞれに対応する歴史的現象として整理されることである（3段階分析）⁸⁾。第三には、「19世紀の初頭に決定的な確立をみて以来、地域システムが、フランス社会のなかで連続的におこった様々な変化を可視化させてきたこと」に鑑みれば、こうした3

段階分析の手法に基づいて、「政治的・経済的・社会的環境の展開に対する地域システムの適応能力とその近代化能力」が評価可能になるという点である（地域システムの適応能力・近代化能力）。

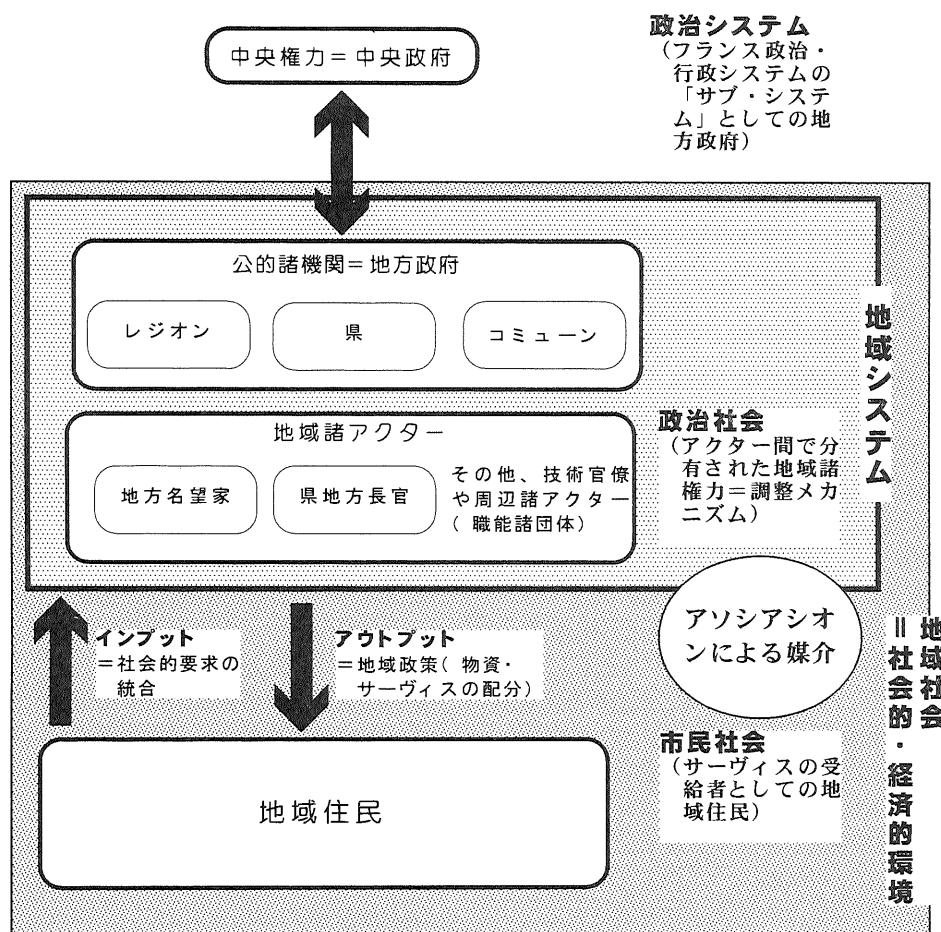
以上3つの視点から、マビローは、「社会の展開・発展に対する 地域システムの適応能力」を、3つの段階それぞれにおける通時的过程として仮説化し、地方分権改革以降のフランス地方政治の実態分析に適用していく（図表2参照）。ここで整理された3つの検討課題に沿って、地方分権改革以降におけるフランス地方政治の新しい動向を明らかにしていく。

Ⅲ. 地域システムと 政治システム

ここでは、地方分権改革以降、自らの存在意義を発見しつつあるフランスの地方政府に関して、まずは中央政府との中央－周辺諸関係が、次いで他の地方政府との水平的諸関係が検討の対象となる。

第一には中央－周辺諸関係が問題となる。「西欧デモクラシー諸国の中では、中央権力と地方の公的諸機関を結びつけている中央と周辺の諸関係が、これほど緊密で、政治システムの調整にとってこれほど決定的な意味をもっている国は、フランスより他にない」⁹⁾といわれるが、上述のようにマビローが、地方分権改革の結果を「地域の自律化」や「地方政府の出現」に求めたことは、中央－周辺諸関係に生じた変化に着目したからに他ならない。その点で、地方分権改革以前から進められてきた地方制度改革は、経済領域への介入をめぐる国家のスリム化を目指した、中央－周辺諸関係の「再均衡化の手段」¹⁰⁾として把握されるのである。従って、フランスの政治システムに中央政府と地方政府という二つの段階があるとすれば、このシステムを調整し、安定化を図るという役割が、地方政府へとシフトしたのである。マビローは、地方政府の

図表1 A. マロピーの「フランス地域システム」モデル



出典：A. マビロー『フランスにおける地域システム』（第二版、1994年）を参考に筆者が作成。

図表2 地域システムの適応能力と機能に関する仮説

分析レベル	解明すべき課題	具体的分析手法
政治システム	地方政府のパフォーマンス	外的現象(中央政府と地方政府との中央一周辺諸関係)
		内的現象(地方政府間の諸関係)
政治社会	地域(諸)権力の分散状況	様々な地域アクターが独占している地位や役割の分析
市民社会	地域システムと地域社会との相互作用	政治的代表メカニズム(政治社会への市民参加の諸形態)や地域政策(物資・サービスの受け手たる地域住民への対応のあり方)の分析

出典:A. マビロー『フランスにおける地域システム』(第二版、1994年)を参考に筆者が作成。

諸側面に関する具体的分析の必要性を述べているが、一方では「地方の自律性」を評価する3つの基準（地方の公的諸機関が介入する領域、地方自治体当局の決定権・裁量権、中央権力への地方議員のアクセス可能性）と、これを制約する3つの変数（包括的政治システムへの地方政府の包摂度、国家的統制の度合い、政治システムの政治的機能からの地方政府の排除の度合い）で検討している。さらに、1982年の地方分権改革は、70年代には既に認められていた地方での様々な変化を集約したものであるとの見方が一般的であることから、フランスにおける地方制度のあり方は、「通時的パースペクティヴ」¹¹⁾で捉えられることになる。

第二には、地方政府間諸関係が検討される。まず、制度のレベルで論じるならば、フランスの地方制度の特徴は、その「垂直的断片化」と「水平的断片化」にある¹²⁾。ヨーロッパの諸国が、社会の様々な変化にともなって地方制度の簡素化を図っているなか、フランスは、1982年まさに地方分権改革によって、従来から存在するコミューン（市町村）に、さらに、26のレジオンという広域行政圏を創設したのである。

地方分権改革が、フランスの地方政府間に新たな関係を形成したとすれば、その最大の契機は、官選県知事によるコミューンへの後見監督制度を廃止したことにある。結果として、コミューン・県・レジオンは相互に直接的な関係を結ぶようになっている¹³⁾。しかし、たとえ、地方自治体間の対等が条文上で宣言されたとしても¹⁴⁾、その直接的関係は、現実的な力の格差を表面化させざるを得ない。こうした自治体間格差は、まさに、地方分権改革の必然的帰結とみることができるのであるが、マビローは、このことを、各地方政府がもっている様々なリソースと被っている様々な拘束で説明し、改革に基づく「協同－敵対諸関係」の拡大として把握する。より具体的には、県とレジオンとの「構造的競争関係」¹⁵⁾が問題とされるのであるが、この両者間での競争は、フランスにおける政治－行政システムの弱体化を促進する危険性すら指摘されるのである。

IV. 地域システムと政治社会

ここでは、地方分権改革以降の地域権力の状況が重要な検討課題となる。フランスの地域権力をめぐる新たな状況を、マビローは「新しい調整モデル」の出現として把握する。

その内容を論じる前に、彼の「権力」観について触れておかなくてはならない。彼は、今日における権力を「政治社会一般に与えられた調整メカニズム」そのものと定義する。さらに、こうした定義は地域権力の分析にも適用可能であるとした上で、「地域権力」とは、「協同－競合の状況にある様々なアクター間で（権力を）分割した結果」として生じた、複数形で表記される「地域諸権力」の総体であるとされる。従って、マビローの多元主義的な地域権力分析において、最も重点が置かれているのは、地方分権改革以降、地域アクター間にどのような役割や地位の偏差が生じたかを明らかにすることであって、誰が地域権力を握っているのかを暴露することではなく、分析の対象は、「アクターたちの多様な地位によって決まる地域権力の配置状況」となる¹⁶⁾。そして、ここに登場する主要な地域アクターは、次の4つにカテゴライズされる。すなわち、地方分権改革によって地域システム内の中心的地位を県知事からもらい受けたことになった「地方名望家（地域エリート）」¹⁷⁾。逆にこの改革で、コミューンに対する後見監督権を含む県の執行権を奪われた「県地方長官（元県知事）」。また、本来は国家公務員でありながら、この改革以降、地方公共団体に派遣されるようになり、農業や土木などの専門的立場から地域政策の決定過程に介入するようになった「技術官僚」。さらに、地方の公的諸機関による経済・社会領域への公的介入が増大するのに伴って、周辺的地位に甘んじながらも、経済・社会・文化の各領域で個別に介入する、文化団体や諸企業、そして農協などの職能諸団体といった「周辺諸アクター」である。

以上のような現状把握に基づいて、マビロー

は「新しい調整モデル」を提出するのであるが、ここには、相互に関連した3つの特徴があるとされる。すなわち、第一には、全ての自治体に「大統領制型権力分立システム」が確立されたことである。つまり、議会内で互選されながら、ひとたび市町村長ないし県議会・レジオン議会の議長に選出されると、当該議会に対して責任を負わないという、フランスの地方自治体の特殊な執行権優位システムが「地域権力の安定性を保障」しているというのである。第二には、政治的コミュニケーション諸過程として現れる様々な権力ネットワーク（政治－選挙対策ネットワーク、行政的ネットワーク、経済的ネットワーク）の多極化である。ただし、これらのネットワークは統一されるのではなく、均衡したり、相互に交差したり、時には、重複したりしているとされる。第三には、地域システムの内的編成の多極構造化である。これは、地方分権改革によって、制度上、決定権限の集中が進んだ結果、決定権限をもったアクターたちが、「仲介的有力者」として権力ネットワークの結節点にたつようになったことを表現している。

以上のように、地方分権改革の結果として「新しい調整モデル」が出現したとはいえ、逆に、地域システム内部の複雑さは増大していることは明らかである。その調整に際しては、システムを取り囲んでいる「外的環境＝地域社会」との関係が重要な意味をもつようになる。

V. 地域システムと市民社会

ここでは、地方分権改革後の地域システムと地域社会との相互作用が検討の対象となる。それは、「システムと外的環境との諸関係」に着目するシステム分析の方法を援用することによって可能となる¹⁸⁾。両者の相互作用を分析するにあたって、二つのプロセスが提示されるが、第一のプロセスは、地方段階における地域住民の政治参加過程（政治的代表メカニズム）の問題と関わっており、第二のプロセスは、市民社会内の社会的な諸要求を政治社会へと伝達するメ

カニズムの問題や地方の公的諸機関が中心となって地域住民を社会的に統合していく問題と関わっている。

第一のプロセスに関連して、比較的新しい諸問題が3つあるという。すなわち、第一には地方選挙の性質の変化、第二には地方政治をめぐる「参加民主主義」論の挫折、そして、第三には市民諸団体（les associations）といった新しい仲介者の台頭が挙げられる。とりわけ、後者の二つは、極めて重要な視点である。マビローによれば、地域の近代化を目指して「フォルス・ヴィーヴ」¹⁹⁾が台頭した1960年代、他方では、地域レベルにおける参加民主主義を掲げた「自治体活動グループ（G A M）」²⁰⁾が勢力を伸ばしたが、フランス人の地方政治への参加意識は、決して高いとは言えないという。その点では、「住民の社会的参加が、諸集団の政治的参加を通じて代替されている」点に、マビローは注目しているように見えるのであり、市民諸団体を結成しようとする動きは、フランスでは1970年代から始まったという。

次いで、第二のプロセスについてみていく。上述のようにマビローは、地方分権改革によって、地方の公的諸機関が「地方政府」としての性格を獲得し、地域システムの制度化が進められつつあると指摘するが、これはさらに、次のような現状認識と結びついている。すなわち、82年法が地方公共団体による「住民の経済的・社会的諸利益の擁護」を規定していることから示されるように、福祉国家の危機がいわれるようになつた今日、中央政府にかわって、地方政府が「地域住民のための物資やサービスの提供」といった「人々の日常的な諸要求」に対応する役割を担っている、と²¹⁾。この問題は、システム分析的見地から、地域システムと地域社会（社会的・経済的環境）との「インプット（社会的諸要求の集約と地域住民の社会的統合）」²²⁾および「アウトプット（「地域諸政策」の実施）」のプロセスとして捉え直され、地方分権改革以降の新たな動向として分析される。

VI. むすび

以上、マビローの「フランス地域システム」論を導きとしながら、地方分権改革以降にみられるフランス地方政治の新たな動向について検討してきた。彼は、フランスの地域が果たしている諸機能をシステム的なもので把握することにより、地方分権改革による「地域の自律性」の高まりを、分析可能な対象にした。ただし、彼の視角に立脚した具体的な検討は不十分なままに止まっている。地方分権改革以降のフランス地方政治について、より具体的な動向を指摘すべきであるとすれば、さしあたり、分権参加型デモクラシーの現代フランス版と位置づけることができる「地域民主主義 (démocratie locale)」と呼ばれる地域管理様式が形成されたと、応答することができる²³⁾。これは、地方分権改革以降、分権型社会へと変貌を遂げる地域社会が市民参加の契機を要請するなか、制度的には、コミューンを単位とした住民投票制度と情報公開制度が確立され（1992年2月6日の地方行政指針法）、実体的には、中規模都市（グルノーブル）において、「地域民主主義」をスローガンとして、アソシエーションを媒介とした日常的な市民参加のあり方が探求され、一定の定着をみている点を説明している。

フランスでは、地方分権改革から15年の時を経て、この改革の影響や帰結を明らかにしようとする研究が、いままさに進められているといってよい。ヨーロッパ統合下におけるフランスの地方政治の問題も残されているし、フランスを対象とした独自の都市政治理論の構築に向けた動きもみられる。その点で、「フランス地方分権化の政治学」に、検討課題が尽きてしまうことは、まずありそうもない。

1) ミッテラン政権下における地方分権改革は、1982年3月2日法 (Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.以下、82年法と略す)

を基本法として開始された。これに関連する諸法律は、この82年法の第1条において実施が約束され、それ以後徐々に整備されていったものである。主要な改革点としては、次の点に要約される。
①レジオンの「地方公共団体」化に伴う、地方制度の三層構造化（コミューン・県・レジオン）。
②官選県知事制度の廃止と、県およびレジオンの首長公選制（地方議会内での互選）。
③コミューンに対する県知事の後見監督廃止（事前の統制から事後的な行・財政統制へ）。
④各自治体への諸権限と財源の委譲。

2) 地方分権改革が実施されてから10年目にあたる1992年には、公法、行政法、政治学などに関連する数多くの雑誌が、「地方分権化」を特集した。例えば、『プヴォワール』誌は、1992年に、「地方分権化 (La décentralisation)」というテーマで特集を組み、この問題にかかわる様々な分野の研究者の手による研究論文を掲載している。また、1992年2月の5・6日に開催されたシンポジウム「10年を経た地方分権化 (La décentralisation dix ans après)」では、まさに一線級の研究者たちがいくつかの分科会に分けて、計40にものぼる報告と円卓会議を行い、翌年、それが600頁を超える大論文集となって刊行されている。さらに、「カイエ・フランセーズ」誌も、1992年に、「地方分権化の現状 (L'état de la décentralisation)」というテーマで特集を組んでいる。Pouvoirs, n° 60, La décentralisation, P.U.F., 1992. Guy Gilbert et Alain Delcamp (dir.), *La décentralisation dix ans après; Actes du Colloque organisé au Palais du Luxembourg, Les 5 et 6 Février 1992*, 1993. Les Cahiers français, n° 256, L'état de la décentralisation, La Documentation française, 1992. また、1996年には、42名もの執筆者が各自の専門分野から多面的な分析を加えている『フランスにおける地方分権化』（地方分権研究所）が公刊されている。Institut de la décentralisation, *La Décentralisation en France, L'état des politiques publiques, la dynamique des réformes locales, la dimension européenne*, LA DÉCOUVERTE, 1996.

3) J. ロンダンの「名望家の聖別式」論、Y. メニイの「領主たちの共和国」論などが挙げられる。
4) こうした組織社会学の議論では、県を主要なアリーナとして設定した上で、官選県知事と地方名望家の共謀関係を特徴とする「地域政治－行政システム」

の存在を想定する。これは、中央エリート対地域エリートの政治的ネゴシエーションに焦点をあてている点で、地域外の政治過程の研究である。

- 5) Albert Mabileau, *Le système local en France*, 2^e éd., 1994, p.8.
- 6) *ibid.*, p. 7.
- 7) *ibid.*, p. 8-9.
- 8) *ibid.*, p. 9-12.
- 9) *ibid.*, p. 17.
- 10) *ibid.*, p. 18.
- 11) *ibid.*, p. 18.
- 12) *ibid.*, p. 50.
- 13) *ibid.*, p. 68-69.
- 14) こうした状況を明文化したものとしては、1983年1月の地方分権関連法がある。この法律は、地方自治体間での後見監督を禁止しており、3つの地方行政段階が同一次元に位置づけられている。*ibid.*, p. 68-69.
- 15) *ibid.*, p. 79.
- 16) *ibid.*, p. 83-84.
- 17) この地方名望家研究は、マビローの「政治研究」のなかでも、市民参加研究などとならんで重要な位置を占めている。
- 18) システムに関する一般理論のうち、マビローが参考するのは、次の諸理論である。第一には、イーストンの「システムとその環境との相互作用」である。このモデルにあつては、「システムとその環境との相互作用に力点が置かれるが、とりわけ、社会的要請と政治システムの出力との諸関係を維持可能にするフィードバックが強調される」点が重視される。第二には、機能主義的分析である。この分析手法は、「政治システムの能力を、政治システムと社会システムの諸関係から決定」するのであり、その能力とは、「対処能力（社会的諸要求）」、「配分能力（諸資源および諸サービスの配分）」、「調整能力（社会的コントロール）」の3つである。第三には、組織社会学であるが、この理論潮流は、「フランスの地域における政治－行政の決定システムについて検討を加えた上で、『複雑に組織化された諸システム』が、相互依存関係を維持している各環境に対して開かれていると考える」のであり、「環境（地域社会）が、地域システム空間の構造化および機能に影響を与えているのと同様、（地域システム空間における）組織化が、ある程度

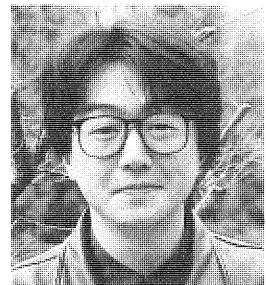
までその環境を形成する」と考えるとされる。さらに、コミュニケーション理論および公共政策論においても同様で、「そこでの地域分析においては、地域政治と同様、政治世界から『身近な空間』におけるコミュニケーション・ネットワークへと、一つの巨大な場が割り当てられる」という。Mabileau, *op. cit.* p. 119-120.

- 19) 川崎信文「現代フランスの地方自治」（中木康夫編『現代フランスの国家と政治』、有斐閣選書、1987年）、157頁を参照。氏によれば、フォルス・ヴィーヴの具体例として、機械化と経営規模拡大を求める農業改革路線の担い手であった「青年農業者全国センター（C N J A）」や地方の企業革新の旗手であった「青年経営者集団」、さらに、階級闘争路線を否定して国家との「対話」「協調」を求める「キリスト教労働同盟（C F T C）」などがあるという。
- 20) グルノーブル左翼市政の市長と努めたデュブドゥの呼びかけで、1964年に設立された無党派市民組織。マビローによれば、この組織は、数名の地方議員が結集して開始された「参加民主主義」を唱える運動体であり、この運動は、のちに提出された政府レポート（1976年の「ギシャール報告」など）の内容に、一定のインパクトを与えるものであったという。Mabileau, *op. cit.*, p.128.
- 21) *ibid.*, p. 134-135.ここで引用された条文は、82年法の第5条および第48条にある。
- 22) とりわけ、「インプット」についてみると、次のような指摘が重要である。すなわち、「地域政策の制度化」は、「新たな業務、さらには、自治体内の準公的な組織に依拠する」ことで重点的に進められるのであるが、ここでの「主要な改革点は、採用される手続の明確な民主化」にあり、とりわけ、「コムユーン段階では、コムユーン執行部が、地域住民の要請に対して情報公開政策—『透明性の民主主義』—を進展させたのと同時に、『人々の諸要求に対して開放』され、カルティエ委員会やコムユーン協同委員会を確立している」と。*ibid.*, p. 142-143.
- 23) この点に関しては、拙稿「ミッテラン政権下における地域民主主義の形成」（『立命館法学』1997年度第1号）を参照。

（なかた しんじ 立命館大学大学院）

問題としての「男の子」

男の子が悩んでいます。その声なき声をアニメやアイドルという文化現象が巧みに象徴化しています。男の子を焦点にして、男性学とカルチュラルスタディーズの観点から見えてくる社会の姿を探ります。



NAKAMURA Tadashi

中村 正

I. 問題としての男の子

あたかも数学の問題で補助線を引くと解へのヒントが浮かんでくるように、男の子を焦点にして多様な社会現象をつなげることができる。ここで問題にしたいのは、とりわけ14歳前後の思春期の男の子であり、補助線とは男性問題という視点である。

もちろん、非行という逸脱現象だけではなくて、ある広がりのなかで少年をまなざす文化表象を位置づけることが問題としての男の子という事柄の幅を知るのには有益だろう。相互に無関係な諸現象、たとえば、メディアのなかで活躍するジャニーズ・ジュニアと呼ばれるアイドル少年たち、過激な性描写を含めた「少年愛」が少女マンガに多い背景、ビジュアル系と呼ばれるロックバンドで活動するトランス・ジェンダー志向の綺麗な男性たち、「おたく」と呼ばれるのが圧倒的に若い男性であることなど、そもそも考えあわせると、点から線へ、線から面へと広がるようにつながる何かがありそうだ。共通項は、男の子、少年ということだ。ジェンダーという言葉で明るみにだされるのは女性の性と生だけではない。アニメとマンガ、アイドルやニューウェーブなどの文化表象のなかに関係性の変化は先取りしてあらわれる。男の子を焦

点にして時代の無意識や感性を見てみたい。

II. 「荒れる男の子」という見方

世間が思春期の男の子に関心をもつのは、97年5月に神戸市須磨区で発生した事件を契機にしている。「酒鬼薔薇聖斗」を名乗る犯行声明は地元の14歳少年が書いたものだった。もちろん、少年事件が発生するたびに、少年法の厳罰化問題、匿名報道主義の是非、被害者の報道被害とプライバシー保護、閉塞的な学校批判などが盛んに議論される。

この間に出版された少年問題関連書は数多く、メディアの格好の題材となっている。一言で言えば「荒れる少年たち」という捉えかたである。くわえてそんな少年たちを逸脱的行動に走らせる環境も悪いので、「健全育成」のために「環境浄化」が必要だという。学校はもっと心の闇を照らし出すような「こころの教育」をすべきであり、家族も「嚴父と慈母」の復活で絆を取り戻すことが必要だという。

しかし、この事件の後に続いたバタフライナイフを用いた連鎖反応的な事件、幼い少女が被害にあう殺人事件や性犯罪の発生、いじめを苦にして自殺する子どもたちなど世紀末の社会病理現象に共通することを、とりあえずは思春期の子ども一般でも、少年事件一般、こころの危

機一般、管教批判一般ではなく、「男性問題」というジェンダーの補助線を引いて考えることが大切だと思う。グループで群れる少年たちを見ると恐いという感情反応が引き起こされるほど、この「荒れる少年イメージ」は定着している。述べたようなお決まりの病理現象批判ではなくて、やはり男性問題という視点が必要だろう。男の子が男らしく社会化していくそのプロセスで生成する問題行動という意味だ。隠れた争点としての男らしさ問題、である。

III. 内向する男の子 —「新世紀エヴァンゲリオン」

「ジャパニメーション」として世界に不動の地位を築いているアニメとマンガの世界には一つの特徴がある。それは少年向けと少女向けが明確に分かれていていることだ。「新世紀エヴァンゲリオン」は庵野秀明さんの作品で、もとは95年の秋からテレビ東京で全26回放送されたアニメである。「宇宙戦艦ヤマト」(74年)、「機動戦士ガンダム」(79年)を凌ぐ規模でのファンを獲得した。劇場版が二編作成された(96年、97年)。これは明らかに少年向けのアニメだ。

「新世紀エヴァンゲリオン」の主人公は14歳の少年、碇シンジ。彼は、正体不明の「使徒」と呼ばれる敵と闘う人型ロボット、エヴァンゲリオンのパイロットだ。しかし勇猛果敢に敵を倒す男の子ではない。いやいやながら、全くの受け身で、余儀なくされた闘いでいる。もちろんエヴァのパイロットは誰でもいいわけではない。相性があるのだ。シンクロ率と呼ばれている。シンジはエヴァとのシンクロ率が高い。そして何故かパイロットはみんな中学生だ。

シンジは、いつも「いやだ、いやだ」、「僕はなんのためにここにいるのか」、「おとうさんが恐い」とつぶやいているような、自信のない、うつむきかげんの、状況に流されているような男の子だ。「新世紀エヴァンゲリオン」がシンジと同世代だけではなくて、おそらく30代のマンガ世代も含めて多くの男性に共感を呼んだ背景には、挑戦的で、攻撃的で、野性的な男らしさ意識とは異なる男のあり方に共感するものがあ

るのかもしれない。

しかもストーリーが謎だらけで単線的ではないこともアニメとしてのおもしろさを保っている。細部に埋め込まれた宗教的イコンはオウム真理教事件を経験した時代の意識を、国連と反目しながら共謀している「ネルフ」という機関(碇シンジの父がその責任者)は冷戦終結後の国際関係を、父子家庭、母子家庭、近親憎悪などを連想させる登場人物たちの生い立ちはアダルトチルドレン現象をもたらしたフロイト型家族関係の変化を、エヴァと使徒の出生の背後にはヒト遺伝子を解説するまでに発展した分子生物学時代の不安意識を、という具合に、いわば解釈通の琴線にふれる仕掛けが至れり尽くせりでなされていることもこの作品の秀逸さを構成している。

そして、そういう意味での解釈を誘発する表象のもうひとつのベクトルは、主人公の碇シンジが14歳の男の子であったということに派生するジェンダー問題につきざる。男らしさを捕捉するジェンダー問題ということだ。ジェンダーの視点にたったエヴァンゲリオンについての解釈本はほとんどない(ジェンダーの視点に立つ唯一の本格的解釈としては、小谷真理『聖母エヴァンゲリオン』マガジンハウス、1997年)。ましていわんや男性問題という視点においてをやである。

さてその14歳の男の子という問題は何を表象しているのだろうか。母親の胎内を模したエヴァに乗って闘う自信喪失のシンジの姿は、バタフライナイフを持ち歩く少年、いじめにあいつつそれを使ひする少年、はっきりとものがいえずコミュニケーションできない少年、オヤジ世代の代表たる父親との確執、専業主婦と兼業主婦がつくり出す息子への過剰な介入、世間が得体の知れない年齢だとして外見だけに注目し危険視されている少年、そんな少年たちの息苦しさみたいなのものをリアルに表現しているようだ。

「巨人の星」や「あしたのジョー」の主人公と同じ年代のシンジはあまりにも違ひすぎる。また野生に生きる女の子を描いた同時代の「もののけ姫」とシンジもあまりにも違いがある。過

去のアニメとくらべても、同時期の女の子を描いたアニメとくらべても、「男の子の成長物語」の構造変容は顕著に確認できる。

V. 消費される少年たち

しかし思春期の少年たちをめぐる事態はもつと複雑だ。荒れる少年と対になるようにして「見られている少年たち」、つまりアイドル少年たちがいる。確かにアイドルは男女を問わず以前から存在していた。しかしジャニーズ・ジュニアたちの最近の扱われ方は明らかにかつてのアイドルとは異なっている。

ジャニーズ・ジュニアたちとは、男性のタレント養成所であるジャニーズ事務所所属の、いまだグループを結成する前のいわば弟分たちであり、有名になった兄貴たちのパックスステージで歌ったり、踊ったりしている、デビューまでのその他大勢の少年のことを意味する総称だ。名もない普通の少年たちが注目されるのだから、かつてのアイドルと同じではない。この美少年系のアイドル養成事務所は、すでに男になった青年たちではなくて、14歳前後のいわば中性的な段階の男の子たちがうりである。かわいくて、いたずらで、華奢な身体つきの、マイクをむけても言葉少なに恥ずかしがるその「健全な少年たち」は、バタフライナイフを持ち、むかつき、きれる「荒れる少年たち」と対をなした格好のバランサーとなっている。

脇役でしかないパックスステージダンサーたちが全面にでて主役となった番組が日々組まれているのだからこうした少年たちの存在根拠がよくわかる。意味もなく飛んだりはねたりする少年たちの、発育途上のアンバランスな姿態に注がれるエロス的なまなざしは、意味もなく水着姿の女性たちが飛んだりはねたりする趣向の番組と同じである。アイキャッチャーとなった少年たち、である。つまりここで見られているのは「汚れなき男たち」の姿なのだ。汚れた男らしさとは、暴走や傷害を行う逸脱者であり、ぎらぎらした性への欲望をもつ雄々しい男であり、セクハラを少しも反省しない中年オヤジである。ジャニーズ・ジュニアには、純粋無垢で世俗的



な男らしさに染まっていない「未完成の男の子」が表象されている。

こうした文化表象に託された感覚は、新しい男らしさ像を提供する物語を欲しているようだ。

V. 少女マンガの純愛という主題

そうした汚れなき少年イメージが極みに達した文化の表象は、少女マンガ家が描く同性愛的な少年同士の純愛ものである。ほとんどポルノに近く、強姦あり、暴力あり、虐待ありの世界だ。萩尾望都、竹宮恵子、山岸涼子、尾崎南などそうしたる面々が描く作品には必ず少年の同性愛が主題となっているし、その後に続く女性マンガ家の多くも好むテーマだ。

少女マンガに少年の同性愛が多いのは少女の「成熟嫌悪」だという。生理がはじまり性交できる身体になる頃の少女。「少女にとっては性はまず怖れであり、欲望ではない。……少女から女性への落差は大きいのであって、それがまた成熟への怖れをあおるのである」、「少年愛の姿をとることによって少女マンガはそれまでタブーとされていた性への領域へ踏み込むことを可能にした」(藤本由香里『私の居場所はどこにある?—少女マンガが映す心のかたち』、学陽書房、1989年、141頁)と言う主張がある。

これは一種の抑圧的な心理状態の表象である。スポーツもの、恋愛もの、学園ものという定番の少年向けマンガには見られない特徴である。

一般に、欧米社会において、ゲイとレズビアンのセクシャルライツをめぐる運動が盛んだということも背景にして、現代の文化表象には欠かせない主題を成している同性愛というテーマ

が、日本社会のなかでは少女マンガの世界という実に不思議なシーンで百花繚乱ということになる。セクシャルライツにかかわる問題が「社会」へと環流されずに少女マンガという閉鎖領域のなかで循環し、ゲットー化されているのだ。

VI. 癒しの物語をとおして 社会の物語構造の変換へ

「荒れる少年イメージ」、「新世紀エヴァンゲリオン」、「ジャニーズ・ジュニア」、「少女マンガの純愛少年」などという文化表象には、ただでさえ異星人のような思春期の男の子をとりまく関係が変化しつつあることが刻印されている。

サービス産業化と少子高齢社会を迎えて社会が「成熟」する。こうした社会では、従来「女性的役割」とされてきた事柄が価値あるものとなる。たとえば、「配慮すること、世話をすること、援助すること、自分を大切にすること」などだ。ホスピタリティ・マインド（もてなしの精神）などと市場において女性的とされる役割の重要性も語られる。「自己実現」や「自分らしく」などもこうした意味で重要となってきている。自分を省みず、常に誰かのために働き、我慢をしいしい生きてきた「男性的役割」はあまり重要なことではなくななりつつあるということだ。もちろん人々の社会的な役割のアイテムを、男性的なそれと女性的なそれに二分割すること自体にジェンダーの意識が入り込んでいるということを認めた上でもなお、従来「女性的役割」とされてきた事柄を軸にして社会再編成の課題があるということだ。

こうした構造転換をうけて、少年へのまなざしも変化する。それは物語構造の変化となって表象されている。言葉を変えれば、男の子の成長物語と社会発展の物語の同型性が崩れだしているということだ。艱難辛苦を乗り越えて、立てた志にむかって努力する、そんな物語はすでに通用しない。しかし、それに変わる新しい物語があるわけではない。過渡期のもやもやがある。少女たちの物語はいくつかオプションがあり、幅があるのと対照的だ。ジャニーズ・ジュニアに殺到する女子中高生からOLや主婦、そ

して少女マンガファンたちが少年を消費する心性には「荒れる少年」と対をなす物語が欲望され、汚濁に満ちた男らしさとは異なるものを求める欲望が表象されている。少女たちの反動形成的な物語ではあるが、しかし何とか少年を取り込んでいる。それはコミュニケーションの一種であるとはいえるだろう。少なくとも、きれで、むかつき、ナイフで刺すというような回路の断絶ではない。

そして少年向けのアニメまでがこの変化に棹をさす。期待される男らしさ像に息苦しさを感じ始めた時代の感性が「新世紀エヴァンゲリオン」に満ちている。期待に縛られ、らしさ意識にとらわれ、なんとなく自分とは違うイメージが男の子を取りまいているからだ。そんな男の子の心の風景を描き、言葉にならない気持ちがアニメに託される。男の子が「エヴァンゲリオン」を見て癒されるという感情をもつ。こうした少年をめぐる文化表象をとおして、新しい男イメージを紡ぎだすような既存のジェンダー関係をこえる物語を欲望する心象風景をかいじ見ることができる。

しかし課題は、癒す物語をどのようにして「社会」を構想するものへと反転させるかだ。ジャニーズ・ジュニアも少女マンガもそれぞれ閉じた世界のなかの欲望だ。こうした欲望を社会へと押し広げ、新しい男イメージをつくり出す必要がある。もちろん男らしさのインフラ（社会保障制度をはじめとした男性的主体を構築する社会制度）も問題視できるような社会構想力が必要だ。

ではどうすれば内向的に悩む青少年たちに社会というものが成り立つ主題を提示できるのか。自我の悩みに敏感な若者たちが社会のあり方に関心を持つ回路をどう表象できるのか。その回路がつながる環は、他者、コミュニケーション、ネットワークという言葉がつくりだす関係表象だろう。すでにそれに応える文化が表れはじめている。いわゆるカルチュラル・スタディーズが好んでとりあげるような素材だ。機会を改めてそうした動向を紹介したい。

（なかむら ただし 立命館大学）

吉信肅著

『国際分業と外国貿易』

国際分業と
外国貿易

吉信 肅著

同文館 1997年 本体価格3800円

夜の大雪山の雪洞に雪が舞い落ちる。寒さが厳しければ厳しいほど、雪は、純粹な単体の結晶となつて舞い落ちる。その一つ一つをビロードの布に受け取りながら、じっと結晶の模様を観察する。

先日NHKで放映された「大雪山・雪物語」の一こまである。北大研究者の、もう20数年にもなろうとする地道な雪の研究を描いた佳作であった。なぜ、雪の結晶は六角形をしているのか——地道といえば、これほど地道な基礎研究もなかろう。わたしは、この番組を見ながら、吉信教授の『国際分業と外国貿易』のことを思い浮かべた。

教授は、50年以上にわたって世界経済論の理論研究に邁進されてきた碩学である。その研究姿勢は、何よりも石橋を叩いて渡るほどの慎重さでもって特徴づけられ、これまで世界経済論にかかる諸概念の地道な検証を続けてこられた。そのような教授の「基礎研究」の成果が、ようやく広範な人々の手元に届けられたことを喜びたい。

本書は、次のように構成されている。

第1章 国家と世界市場

第2章 「外側に向かっての国家」と外国貿易

第3章 資本主義における外国貿易の必然性

第4章 資本主義と国際分業

第5章 比較生産費説の生成と消滅

第6章 国際価値論

第7章 外国貿易と資本輸出

わたしたちが本書に接してまず最初に驚かされるのは、展開されている諸概念の厳密性と構成の体系性である。あらゆる概念が、慎重な文献考証のもとに、古典に遡及しつつ厳格に規定されている。「国家」「世界市場と世界経済」「前提としての外国貿易と結果としての外国貿易」「国際分業」「国際価値」「文明化作用」といった概念装置がそれである。さらに、上の章別編成に端的に示されているように、本書の体系化にあたっては、マルクスの経済学批判後半体

系にそった厳格な弁証法的方法が適用されている。すなわち、まず国家を分析の端緒にすえた上で（第1章）、国家の下部構造への反作用として外国貿易の発生をおさえる（第2章）。つまり、可能性としての国際分業の成立である。次に、理論史上画期的とも言いうる「前提としての外国貿易と結果としての外国貿易」の厳密な区別をふまえて、レーニンを敷衍しつつ外国貿易の必然性——すなわち、外国貿易の可能性の現実性への転化が論じられる（第3章）。国家、ないしはこれによって編成される国民経済を世界市場の要素とすると、これら個別の要素の連なりを示すものが国際分業にはかならない。歴史的には機械制大工業による国際分業構造の変革として、理論的には資本の再生産における外国貿易の機能として国際分業の問題を論じたものが、本書の中軸となっている第4章である。比較生産費説をめぐる学説史を振り返る第5章を問にはさんで、第6章では、いよいよ世界市場論の基本概念である世界的労働が析出される。階層性をもった国際分業のもとで繰り広げられる国際的 商品交換を分析し、労働の国民的強度と国民的生産性という二つの条件によってモデルファイ（修正）された価値法則の国際的展開——すなわち、国際価値論がここで展開される。『資本論』でいえば商品論にあたる、本書の理論的核心部分である。最後に第7章では、「外国貿易と資本輸出」の問題が取り上げられているが、ここでの中心的な課題はむしろ、国家と国民経済に対する外国貿易の反作用——国民的利潤率水準に及ぼす影響にあると考えてよからう。

さて、以上のような構成をもつ本書の内容を、その理論的核心部分に絞り込んで議論してみたい。まず、国際分業とは、各国民経済を要素とする、それら個別の要素の連なりを示すものである。したがって、分析の手順としては——『資本論』の価値形態論を思い出させていただきたい——、国際分業の個

別的形態、展開された特殊的形態、そしてこれら二つの統一物である一般的形態の三つをふまえるべきものである。個別の形態の端緒は、ほぼ本書の第3章の「外国貿易の必然性」で与えられている。本書第4章の「国際分業」は、イギリスとインドの二国を例証としていることからもうかがえるように、直接には個別の形態の分析にとどまっている。あるいは、インドをイギリスの貿易相手国の一代表としてとらえれば特殊的形態、あるいはまた、イギリスを世界市場の中心国ととらえれば一般的形態がそこで議論されていると考えることもできる。しかし、私見によれば、この国際分業論をふまえた国際交換論（第6章）は、従来の研究史にあるようないわゆる2国2財モデルであってはならず、その出発点から国際分業の一般的形態を分析の出発点にすえなければならないと考える。その意味で、本書の国際分業論は、第1章で明らかにされた「資本主義における諸国家の体系」を受けてさらに展開し、明示的に世界市場の総体を包み込む国際分業体系を論ずる課題をいまだ残していると考えられる。

この論点は、じつは本書の理論的核心部分、第6章の「世界的労働」の理解に深くかかわっている。さまざまな産業部門となって現われる具体的な有用労働を総括した「国民的労働の生産性」といった概念

は、はたして成立するのであろうか。生産性は、投入労働量と生産物量との物量関係と定義され、厳密な計測可能性と比較可能性にもとづいたカテゴリーでなければならない。この意味で、「国民的労働の生産性」の概念は、やはり成立しないのではなかろうか。しかし、この概念の不成立とはかわりなく、世界的労働と価値法則のモディフィケーションは、厳密に論証可能であると考える。その手掛かりが——従来の2国2財モデルを越えた——国際分業の一般的形態のなかにある。この形態を分析の出発点にすえることによってはじめて、名和統一氏の基軸産業部門説と松井清氏の金生産部門説とを統一的に総合することが可能になろう。

以上、失礼も顧みず評者の私見を述べた。しかし、その意図は、批判のための批判にあるのではない。「激動の世界経済」と銘打って、流行りのテーマを追うような騒然とした浮足立った時代だからこそ、わたしたちもまた、確かなものを——何か、小さくてもいい、これだけはというものを手にいれたいと思う。そのための基礎研究にこれまでにもまして精進することが、この労作の成果に真に報いる道なのである。

（板木雅彦 立命館大学）

書評

佐々木雅幸著

『創造都市の経済学』

勁草書房 1997年 本体価格3800円



古くからの所員の佐々木雅幸さんの近著『創造都市の経済学』（1997年、勁草書房）を読んだ。ボロニア、ニューヨーク、東京とを比較して、金沢の都市づくり戦略の意義を探ろうとする本だ。

基礎研の今春の金沢での研究集会では、織維工場の跡地に金沢市が建設し、現地の芸術家グループが自主的に管理する「市民芸術村」や工芸職人を養成する大学校を見学することができた。金沢市の行政の斬新なアイデア、その先進性に率直に脱帽した。佐々木さんは、金沢市のこのような産業政策のプラ

シニングや文化行政に深くかかわってこられた人だ。自らの体験をふまえて書かれただけに、本書はなかなかの実践的な迫力に富む力作である。

本書の内容

「はじめに／グローバル・リストラの中の『世界都市』と『創造都市』」のなかで、本書のモティーフが示されている。すなわち一方で「多国籍企業主導の世界統合」を背景とする「『世界都市』を頂点とする

垂直的な地域統合の動き」がある。他方では、「ヨーロッパ連合（EU）などが力をもち」「多国籍企業の無制限な展開を規制するようになると」、多国籍企業主導の動きを越えた動きが現れる可能性があるという。氏によれば、この動きとは、「ローカライゼーション」をふまえた「本来のグローバリゼーション」、すなわち「『創造都市』が相互に水平的なネットワーク関係を結んで発展する」道だという（2ページ）。

ここでいう「創造都市」とはいかなるものか。氏は、その典型モデルを、イタリー中部の左翼勢力の拠点一ボローニアにおける「フレキシブルな生産と文化の都市システム」に求める（第1章）。そこでは、柔軟に専門特化した職人企業の水平的ネットワークと革新的自治体行政がある。そのおかげで、たえざる「技術革新」と外部環境のどんな激変にも巧みに対応できる「修正自在型経済」が生まれているという。資本主義のもとでも、民主主義、人権・福祉・文化の保障と、効率的で競争力の高い経済とが両立できている事例があるのだ。

これにたいして、多国籍企業によってビルトされた「アメリカ帝国の経済的首都」たるニューヨークのはあいは、どうか（第2章）。ニューヨークは「創造都市」ではなく「世界都市」と呼ばれるべきだ。なぜなら、そこでは、「垂直的な統合」が支配的であり、したがって「分裂するコミュニティ」、「財政破綻」といった負のコストを伴ってもいる。とはいえるが、ニューヨークを「上からの統合」一色の都市として描き出してはいない。民衆のさまざまな対抗運動—「仕事をおこし、地域をつくり、人を育て、文化を培おうとする」運動も展開しており、この地に前向きのエネルギーを与えていている。

「日本型世界都市・東京」のはあいはどうか（第3章）。東京は、ニューヨークと同様の「世界都市」をめざそうとしたが、「国家的保護政策と不完全競争秩序」を払拭することができなかった。そのために「バブルにまみれた」「閉鎖的な世界都市」となってしまった。文化面でも自主性・創造性が弱く、文化の「輸入・消費」型都市となり、財政危機が進行する。とはいえ、ここでも、工房ネットワーク（墨田区）やグローバルテクノポリス（大田区）をめざす運動など、「下からのもうひとつの運動」を紹介することを忘れていない。

著者が日本における「創造都市」のモデルとして重視するのは、ご自身が住む金沢の事例である（第4章）。かつて宮本憲一さんが「内発的発展」のモデ

ル地域として注目したように、金沢には、繊維産業から繊維機械、それに電気機械にいたる地場優良企業のネットワークがある。この伝統に、文化産業の最近の発展を付け加えて、氏は金沢経済の健康さを強調する。ただし金沢にも、繊維を中心とした元商社を頂点とする垂直的な産地システムが支配していたために、新たなイノベーションを生みだし続けたり、外的変化にフレキシブルに対応するうえで、弱点もはらんできた。また文化界にも、時代主義的風潮が強く「批判精神が欠ける」傾向があるとも指摘している。つまり金沢は、ボローニアと比べると、「創造都市」としては未完成なのである。終章として「創造都市論の系譜と文化経済学」が付されている。

本書の意義

昔も今も、資本主義のある生産力の段階に、特定の政治関係や社会構造（「開発独裁」なり民主主義なり）を機械的にあてはめ、特定の生産力段階のもとでは、特定の政策が「必然的」であるということだけを論証する生産力主義、ないし客觀主義の傾向がある。基礎研の所員を含む多くの論者は、このような動向には与せず、同じ資本主義（の生産力）の基盤の上でも、民衆運動と「社会による反作用」のありかたによっては、異なるタイプの資本主義が生まれる可能性があることを主張してきた。労働者が「社畜」として現れる「賃金奴隸」制の本質がむきだしになるような資本主義（たとえば日本）もありえれば、「人間発達と福祉拡充」の手掛かりを孕む資本主義（たとえば北欧）もありうること、したがって資本主義のもとでも、福祉と民主主義と人間発達のために闘うことは意味があるし、「よりましな資本主義」のための闘いが、とくに日本のような国では切実な意味をもつことを、「人間発達の経済学」は主張してきた。

本書は、このような「人間発達の経済学」の視点を地域経済の分野に拡張しようとした作品だといってよい。この拡張にさいして、著者が援用したのは、宮本憲一さんの「内発的発展」理論、ジェーン・ジェイコブズ女史の「修正自在型経済」論、それに池上惇さんの文化経済学（ないし人間発達の経済学）であり、これらを接合しようとしたのが、本書の特徴だといつてよい。

「人間発達」の視点にたった地域経済論の構築は、とくに切実な課題だ。なぜならグラムシが見通した

ように、階級闘争の支配的形態が、暴力をともなう「突撃戦」の時代から、非暴力闘争と選挙を通じた「文化的価値を争うヘゲモニー戦」「ざんごう陣地にこもる持久戦」の時代に変わってきたからである。かつて「憲法と人権とで飯が食えるか」という大企業家の脅かしの前に革新自治体がぞくぞくと落城していくことがある。「兵糧攻めの脅し」をはねかえす政策、「ざんごう地域」を守る産業政策が弱かったからである。

その後、米国主導のグローバリゼーション（地球経済化）攻勢の嵐が吹きまくる時代となった。福祉国家の解体が進み、「兵糧攻め」のパワーは、いっそう強くなってきた。したがって「民主主義、人権と経済的競争力の向上」との両立の道（米国の進歩派がいう「ハイ・ロード」の道）をさぐる地域産業政策のバージョン・アップが求められる。その意味で本書は、地域経済の保全と発展のために日々苦労している人々にたいして多くのヒントを与え、励ましてくれる内容となっている。同じ所員の岡田知弘さんの最近のお仕事（たとえば『経済』98年4月号）と同様の感動を覚えた。

そのことを当然の前提としたうえで、今後共に探求していきたいと思う課題を列記してみたい。

今後の探求課題

第1に、現在進んでいる「グローバリゼーション」の本質とは何か、をもっと深めてほしかった。WTOにはじまり、最近はMAI（多国間投資協定）の秘密交渉、イラクへの軍事介入といった一連の動きを虚心にみれば、「グローバリゼーション」とは、宇宙空間を支配する米国との「情報の傘」戦略にもとづくパックス・アメリカーナ霸権の維持・再強化戦略のことではないか。とすれば、本書が想定しているような企業の経営戦略の範囲をはるかに越えた政治的・軍事的意味合いをもっているのではないか。

第2に、このようなグローバリゼーションが、地域住民の営業と生命の再生産のしくみに、どのような負のコストをもたらしているか、をもっと全面的に展開してほしかった。本書では、バブル経済をもたらしたり、社会の両極化を促進しているといった指摘はあるが、負の社会的コストの全体像は、これにつきるものではないだろう。とくに本書のモティーフからすると、地域風土に育まれてきた文化的個性と多様性を破壊していること、環境と人間の発達

条件を破壊している様相、各地域経済が「ハイロードの道」を歩めないようにさせている姿について、もっとリアルに指摘してほしかったと思う。

第3に、著者がいう「ローカライゼーション」をふまえた「本来の（あるべき）グローバリゼーション」とはいかなるものかを、具体的に語ってほしかった。人間発達のための交易、地域自律とサステイナブル・コミュニティを支えるための貿易システムとはいかなるものであるべきか。欧米のラディカルたちの提唱する「新たに（人間発達と環境を保護するための）保護貿易主義」（たとえばティム・ラングほか『自由貿易神話への挑戦』（家の光協会、1995年）、デービッド・コーテン『グローバル経済という怪物』（シュプリンガー東京、1997年））と同じものなのかどうか。共同して深めていきたい。

第4に、このような「本来の（暴力的なレイブ型ではない、いわば相思相愛型の）グローバリゼーション」の方向へと、世界経済のありかたを転換する世界的運動のなかに、「創造都市」づくりを位置付けると、どうなるか。このような変革は、資本主義の土台をくつがえさずとも実現可能だという意味では、グローバルな経済民主主義の課題であろう。しかし米国主導のグローバリゼーションを支える権力構造のありかたを多少とも変革せなければ、前進しえない「根本的な改革の課題」であることも明らかであろう。そうすると本書では大幅に考察が省略されている政治プロセスの問題—日米安保体制を変革する問題、多国籍企業を規制する労働運動の課題、「新福祉国家」づくりの課題などと、創造都市づくりの課題とはどのような関係に立つべきかが、本格的に問われてくるであろう。業者や協同組合をはじめとした「新しい社会運動」と労働運動、それに政治運動との協力関係をどう作っていったらよいのだろうか。

この問題は重要である。現行のグローバリゼーションと切り結ぶ「下からのグローバルな連携の戦略」なしに、「創造都市」づくりに走ったばあい、米国が展開する「宇宙からの情報の傘」戦略の組織する地域間の生存競争にまきこまれ、「創造都市の中小業者の水平的ネットワークの活力」は、容易にパックス・アメリカーナの再強化の活力に変質していくであろうからである。米国西部のシリコンバレーの実例が、この危険を雄弁に物語っている。というのはフレキシブル・ネットワーキングそれ自体は、左翼でも右翼でも活用できる、いわば中性的な技術であり、大企業も多数の分社を作ったり、外部発注を増やすなど

の方法で、ネットワーキングを上から組織し、「よりスリムに、より敏捷に」なろうとしているからである（この点では、ベネット・ハリソンの近著 *Bennett Harrison, Lean and Mean*, Basic Books, 1995 を参照。また佐々木さんも旧知のアン・マークセンは、彼女の「学生」であったアーノー・サクセニアンの最近の仕事——大前研一の訳した『現代の二都物語』を厳しく批判している）。

金沢のばあい、どのように住民（および経営内の労働者）に最大限の人権と福祉を保障し、日本型企業社会の後進的な体質と決別し、地方政治の革新につながるような力量を創造する「創造都市」が形成されているのかを、もっと具体的に教えてほしかった。この点で「財界内野党を自認している」と特徴づけている金沢の経済同友会の動向分析があればより説得的だったと思う。

第5に、このように考えてくると、著者のいう「創造都市」とは、いったい何を「創造」する都市なのかを、もっと深める必要があるようだ。本書の示唆をやや発展的に解釈すると「地域住民のエンパワーメント、これを育む文化を創造する都市」ということになろうか。とすれば21世紀の時代の課題は、何を人間のエンパワーメントの主題として押し出すのであろうか。戦争が人類絶滅と直結しかねぬ現代を考えると、「非暴力による国防、非暴力による社会変革」（世界の権力構造の民主的改訂）、これを可能にする非暴力・不服従の直接抵抗を担うる強固な個人の力量と、労働者階級と圧倒的多数の民衆との道徳的ヘゲモニーに基づくられた強力な統一戦線を生み出す力量が、少なくともエンパワーメントの課題の一部に入ってくるのではないかと私は考える。すると、このような力量を創造する「創造都市」づくりは、どうあるべきかを教えてほしかったと、（ないものねだりの感もあるが）思う。

第6に、このような力量の創造を考えるばあい、視野を「都市」だけに限定してよいのだろうか。本書では「21世紀は都市の世紀」とされているが、21世紀は「環境の世紀」「サステイナブル・コミュニティ

イをめざす世紀」としたほうが、より時代精神に合うのではないか。じっさい昨秋の京都での地球温暖化防止会議の経緯をみても、住民運動の高揚は、エコロジストやエコ・フェミニストによって担われることが多くなった。市場経済至上主義者の主導するグローバリゼーションに対抗する運動は、どこでも「サステイナブル・コミュニティ」の旗のもとで、環境主義者をまきこんで展開されている。「生命を愈すための農の価値が再評価される時代」、「生命を称え、多様性を称える世紀」（「ピープルズ・プラン21」のサンガルマタ宣言）にならないかぎり、エンパワーメントは絵空事に終わらないか。

最後に、「仕事をおこし、地域をつくり、文化を育み、人を育てる」という内発的発展のスローガンがあるが、「文化を育むこと」と「人間の発達」の関係をもう一步深めてほしかった。かつて哲学者のイマヌエル・カントは、「美とは目的なき合目的性だ」と定義したことがある。美や芸術を鑑賞・体験する人は、金儲けや権力獲得といった現世的目的に束縛されない自由な「遊び心」の活動ができる。「真の文化人」とは、経済を超える存在であり、自己学習人・自由人・市民になれる人のことである。その意味で真の文化人は、「美しい経済社会」「健康な企業」を自然と希求する人であり、したがって日本型企業社会や安保体制を超える力を育む可能性をはらんだ「危険な」存在となる（この点、デンマークの民衆自由学校を紹介してきた清水満『共感する心、表現する身体』新評論、1996年参照）。

著者は、ラスキンの「生命の経済学」からヒントをえて、文化の経済学と内発的発展論とを接合しようとしたという。ラスキンの考えを現代的に発展させた一つの到達点がシューマッハーの『スマール イズ ピューティフル』であり、マハトマ・ガンディの仕事だと、私は考える。シューマッハーやガンディの思想をかいくぐった時、著者の「創造都市」論は、どのような変容と発展をとげるのだろうか。注目していくべきだ。

（藤岡 悅 所員 立命館大学）

小森治夫著『日本型地域開発』の提起する 諸論点—「日本型土地システム」概念の批判的検討を中心に—

TAKASHIMA Yoshimi

高島 嘉巳

I.

壮大な構想、果敢な挑戦

その副題「水と土地の分化と総合の視点から」が示すように、本書は「地域開発」を、それと不可分の関係・位置にある「水と土地」をめぐる諸問題に照射しつつ、そこから「日本型」なる特質を概念化しようとする、著者年來の課題意識と業績の集大成である。著者自身のことばをもって語らしめれば、本書の意図もしくは「挑戦」は、「…歴史研究の成果を継承しつつ、地域開発の概念を見直し、再構成する試みである。それは……『水と土地の総合性』への着目であり、それによって『日本型地域開発』という概念を見直すとともに、新しい定義を与えることである。ここで「日本型地域開発」とは、「…水資源開発と土地開発の両面で進められた、『水と土地の総合的な管理システム』を完全に解体して、水と土地の個別的、利権的な利用を押し進めた開発方式」(同、p.15)のことをいう。このように、「水と土地」(の管理システム)を並列・一体的に近世から現代にわたって「総合」→「その(完全な)解体」(個別化、利権化)→「新たな総合の回復・再生」というグランド・デザインのもとにとらえようとするところ

に本書の独自性と構想の壮大さがある。

以上の論証と肉付けのために、本書の構成は序章と終章にはさまれて大きく二つに分かれる。第1部「水資源開発」においては、近世から現代に至る農業水利権の形成・存続・解体の経過と由来(第1章)、水資源開発における電力事業の主導性と住民補償問題(第2章、第3章)、そして足尾銅山鉱毒事件以来の代表的なダム建設問題の歴史的回顧とそこでの自治体の対応と役割の問題(第4章)が展開されている。また、第2部「土地問題」では、おそらくは本書の最大の強調点の一つをなすであろう「日本型土地システム」概念の提起とその「深化」(第1章、第2章)、そのもとで不動産金融のはたしてきた役割の考察(第3章)、最後に土地政策に果たすべき自治体の役割への期待(第4章)が順次論述される。このような本書の課題意識、構成、方法、および内容の全体をつらぬく特徴点としては以下の諸点が指摘できるだろう。

第1には、研究対象とする各事象・課題にたいする周到な「歴史的回顧と概括」の努力である。そこでは主要な関連文献の幅広く精力的な涉獵にもとづくそれらの咀嚼・整理をはじめ、ときどきの法律・条例、制度や政策の変遷・推移まで丹念にあとづけられている。

第2は、以上の関連文献等の検討結果を活かして、土地と水にかかる現代日本の諸問題の解明をこころざしつつ、そのためにいくつかの「仮説」、「試論」、あるいは「新たな概念」を積

極的に提起していることである。そのなかで最大の提起は、さきにふれたグランド・デザイン（総合→解体→再総合）と「日本型土地システム」の概念提起である。そのほか、これに類するものを順不同に列挙すれば、水没補償におけるコミュニティー権（第1部第3章）、現代における「上級土地所有権」の存在の主張（後述）、土地政策における「5つの原則」（第2部第4章）等々がある。

そして第3は、著者も自認しているように技術問題への正当な着目である。これは特に水、とりわけ治水工事やダム建設にかんして、土木工事における技術発展との関連で、さきの”大テーゼ”「総合→解体→再総合」のなかにしかるべき位置づけられているものと思われる。だが、土地については技術問題への着目・言及は見られない。

最後に第4としては、水と土地の両問題の現代的な解決の展望（本書の趣意に即していえば「総合」の回復・再生）における自治体の役割への期待と強調である。この点はその論拠づけとともに自治体労働者出身の著者の思い入れも交じって（？）大変重要であり、また興味深い。

以上で概観したように、本書は壮大な構想のもと、いくたの「挑戦」をともなうすぐれて刺激的な論点提起の書である。それを基本的評価としたうえで、また本書から多くを学ばせていただいたことを感謝しつつ、ここでは著者と長年学習の場を親しく共にした一人として、ありきたりな「仲間ほめ」を避けて、眞の学問的な友情のために率直な論評をこころみる。ただ、紙数の関係もあるので本書の骨格をなすと思われる二つの点（「総合→解体→総合の再生」および「日本型土地システム」）についてのみ（前者には「要望」に、また後者には「批判」に、より大きな比重をおきつつ）それらの内容を紹介し、ささやかなく研究ノート>としたい。著者をはじめ諸賢のさらなるご教示を得たいと思う。

Ⅱ.

「総合→解体→再総合」の グランド・デザイン

詳しくは本書をじかに参照いただくほかないが、グランド・デザインの要点はつきのようにまとめられる。

- ①近世（農業社会）においては、地域資源である土地と水の管理の伝統的ノウハウが活かされていたため、土地と水の利用の一体性が保持されていた。
- ②資本主義の発達の全過程をつうじて、土地と水の商品化、利権化が促進され、それらを経済資源としてのみ利用する個別的、利権的利用傾向がつよまった。そのため一体的利用のノウハウは（完全に）解体するにいたった。
- ③土地と水の利用における総合の再生と回復のためには、より高い総合的な技術水準のもとに、住民自治による総合的ノウハウの獲得と管理システムの確立が必要である。同時にそのさい、自治体への権限と財源の委譲がもとめられる。

このグランド・デザインをより説得的にかつ内実化するためには、今後のさらなる究明にまつべき諸課題を内包している、と思われる。そのうちここでは敢えて2つの点についてのみ提起してみたい。

(1) 「総合」ということ

まず、ここでのキー・タームである「総合」（総合的、総合性）ということ、したがってまたその「解体」は、内容的・実体的になにを意味しているのだろうか。本書の叙述によるかぎり、総合とは「土地と水の利用と管理における一体性の保持」であり、その対極にあるのがその解体としての「水と土地の商品化とその個別的・利権的利用」である、と理解される。つぎに、そこでの利用や管理の客体と主体との実態を規

定するもの、および両者の相互関係はどう把握されるのだろうか。さらに、総合の解体のただなかから解体の現状と条件を克服して新たな総合を獲得できるとすれば、その条件と基盤はどこにみいだすことができるのだろうか、また再生されるべき新たな総合の要件とその質的特徴はなんだろうか。そしてまた、期待され強調される「自治体の総合性」の実質的内容についても同様な解明が要請されるにちがいない。…さしつけ以上のような重要なさらなる論点がおのずから提起されてくるものと思われる。

一方私見によれば、戦後日本の為政者の側も数次にわたって各「全総」に代表される諸施策を重ねてきたように、土地と水を大きな要素として含む国土計画を文字通り「総合的」に施行することを迫られてきた。そして今も「五金総」の策定が現に具体化しつつある。だからこの間の事態はただ一般的に「総合の解体」一本槍に進んできたのではなく、誰のための、誰にとっての総合とその解体であるのか、という視点のもとに全体の推移のなかでのその対抗関係が究明されなければならない。その意味ではグランド・デザインのなかでしめる各経済主体（共同体や国家を含む）への視点が不可欠となる。

(2) 経済主体もしくは担い手への視点

では本書のグランド・デザインのなかで各経済主体はどのように位置づけられているのだろうか。端的にいって、ここに登場してくるのは、近世：地域住民、資本主義時代：国家・官僚機構・営利企業、再生の展望：住民、というそれぞの配置となっている。ここではおそらく、「総合」の担い手としては地域住民（近世の農民）と住民（展望下の）が、また「個別化・利権化」の推進者としては主に営利企業が、それぞれ描かれているのみである。しかしこれで十分だろうか。望むらくはその点で、近世から現代にいたる経済社会の全体構造における各経済主体を、よりリアルに万遍なく見渡して位置づけることが求められる。とりわけ現状とそれをふまえた「展望」にかんしては、自治体の重要な役割への強調はそれとして十分首肯できるが、そのなか



日本型地域開発



2月号

で各成員の総合的ノウハウ獲得への条件や可能性（参画や疎外もの）をも解明し位置づける必要があるのではなかろうか。たとえば、労働者、農民、中小企業家、知識人、専門家等々についてはどうなのか、と。かれらのそれぞれがどのように商品化、個別化、利権化に対抗し、それを克服していくのか、と。

以上は、グランド・デザインそのものへの賛意と評価とを基本に、そのよりリアリティーに富んだ内実化への「要望」であり、また「期待」である。

III. 「日本型土地システム」概念の 批判的検討

まず、この概念についての著者自身の規定をつぎに引用するが、その際ここで整理と分析の便宜のために必要な箇所に符号（*1,2,3,4；A,B,1,2,3,4；甲,乙,丙）をつけることにした。

『日本型土地システム』とは、一言でいえば、絶対的土地所有権を前提(*1)として、また都市計画・土地利用計画などの公共的な土地管理・規制の欠如を前提(*2)とした上で、土地価格を支える財政・金融面での国家(甲)的支援を背景(*3)とする、法人企業(乙)の土地所有・土地投機の問題(A)であり、地価上昇・土地投機によるキャピタル・ゲインの獲得を公的な制度として容認する社会構造(B)のことである。また、『日本型土地システム』とは、このようなキャピタル・ゲインを政治資金として政権党(丙)に還流(*4)させ、土地市場への公共的介入を困難にする

システム(C)ともいうことができる(p.14, ほか隨所)

さらに上記の「日本型土地システム」論を「深める」意味でもちこまれた道具立てが、「上級土地所有権」にかかる「仮説」の提起である。この立論は、戦前と戦後の二つにその論拠がわかれ、戦前の場合は、旧土地収用法の権力性への着目がそれにあたる。また戦後については、法人企業への土地集中を念頭に置いて理論化されたもので、著者自身の記述はつぎのとおりである。ここでもその引用にあたって必要な符号を付して紹介しよう。

…この法人企業(乙)への土地の集中を『上級土地所有権』の視点から説明するすれば、次のような仮説の提起が有効であろう。つまり、高度成長期に『零細土地所有者(丁)の経済的不安定』を前提(*5)として、『国家(甲)と法人企業(乙)の経済力が土地の集中を可能にする法的枠組』がつくられた結果(*6)、戦後は国家(甲)権力の『上級土地所有権』に支えられて法人企業(乙)が土地を支配している(D)、という仮説である(p.147)

以上二つの引用文からは、あわせて6つの前提や契機(*1~6)から4つの結果や結論(A~D)が導き出され、そこに登場する経済主体は4者(甲~丙)であることが確認できる。そのうえで、このような規定の孕むであろう主な問題点としてつぎのことが指摘できる。

(1) 「所有と利用」の優劣関係について

ここでの論立てにおいて「前提」(*1)とされる「絶対的土地所有権」なるものの著者による典型的な理解は、それによって「土地所有権を土地利用権に絶対的に優先させる」(p.108)というものである。このような「形容句」にとらわれた理解と事実認識は、つぎにみるように多くの検討すべき問題点をもたらすものとなる。

そもそも第一に、ある個別の土地についてその所有面と利用面との権利関係を考える場合、ひとつの基本パターンとして自己所有=自己利用のケースがまず確認されなければならない。ここでは、「使用、収益、処分」の諸権限が特定の経済主体に統合されているため、もともと所有と利用との対立はあり得ない。したがって、

所有と利用の対立が現実問題として発生しうる範囲は、それとは別パターンとしてあくまで部分的なものにとどまる。しかも借地のしめる部分は、用途や業種によるちがいはある、傾向的に減少しているのがここ日本での実態である(瀬川信久著『日本の借地』、1995年)。そのため、そこでの「所有と利用」の権利関係がたとえ前者の「絶対的優先」のもとにあったとしても、それをもって土地の自己所有=自己利用というより広範な範囲を含めた包括的「土地システム」全体を特徴づける主柱として「前提」することができるかどうか、疑問なしとしない。

そのうえで第二に、土地の所有と利用の関係を「優劣と対立」の視点からみるとするなら、それは当然具体的・実際的なものでなければならない。たしかにある時代、ある国、ある土地につき所有権者と利用権者との契約関係において、法はどちらをより優遇するような成り立ちになっているかへの視点は重要であろう。日本の場合、立法の経緯からいって著者も指摘のように明治民法においては土地の賃借権は債権として構成されてきたため、利用権者に不利にはたらいたのは事実であろう。しかしその後、借地法、借家法を始めいくたの利用権保護のための立法と法改正がおこなわれてきたことも、著者の記述のとおりである。賃借権の「物権化」などといわれているところである。したがってそれは、著者のいわれる「絶対的土地所有権」が、「相対化」してきた過程でもあった。

しかしながら反面、最近の日本における土地の「所有と利用」をめぐる現実の事態の展開は複雑な様相を示している。「土地基本法」(1989年)が土地の利用をこそ主眼にと高らかに宣揚したにもかかわらず、その後の新借地借家法の制定(1991年)、そして現在急浮上してきた定期借家権導入の動きなど土地や住宅の利用権を「切り縮める」一連の動きは実践的にも看過できないものである。この点では法制定者の側の認識としては、少なくともこの日本におけるある種の土地利用権をある種の所有権にたいして、もっともっと「劣位」にもっていかねばならぬし、それだけの余地がまだ客観的、「絶対的」に存在している、ということを示している。

さらに第三に、著者によるさきのグランド・デザインである「総合→解体→総合の再生」のシーマのなかでも「総合の解体」の主導力はなによりも土地の「個別的、利権的利用」であつたと力説されてきたことが想起されなければならない。ここでは土地の自己所有によるものか賃貸借によるものかはともあれ、営利企業による「土地を経済資源としてのみ」の「個別的、利権的利用」こそが優位であり、推進的だったわけである。

こうみてくると、現代日本の現状をもって絶対的所有権の存在すなわち「土地所有が土地利用に優先するシステム」とおしなべて一概に規定することは事実にそぐわないことになる。もっと仔細に、誰の土地所有と誰の土地利用とが、その所有形態や利用形態にてらしてどのような優位・劣位の関係におかれ（ようし）ているのかを、より分け入って具体的に識別していく必要があるのではなかろうか。そうした吟味のうえにたっての総括と一般化があらためて求められる。

ついでに、「都市計画と規制の欠如」（=前提^{*2}）も、西欧等との比較において確かにいわれるところだが、これも（質と量の両面での）程度の問題で、「絶対化」することなく「相対的」尺度のもとに客観的にとらえる必要があるものと思われる。

（2）「上級土地所有権」について

①戦前の事態　まず、戦前・戦後の両土地収用法の対比によって、その「権力性」の大小を問う場合、その核心は、手続き等の「民主化」、とりわけ戦前の「内務大臣ノ監督ニ属」する「収用審査会」（第35条）と 戦後同法の収用委員会（第51条）とのちがい、すなわち後者が一種の行政委員会として「独立してその職務を行う」（同条2項）のちがいに由来することは、さきの米軍むけ基地特措法改変の国会審議でも論議されたところである。著者のいわれるようないくつかの規定とともに「訴願及訴訟」（第10章）も

含まれており、「権力性」への不服や反抗も行政裁判記録として堆積されるところとなっている（参照、高坂孝三著『土地収用法実例判例要覧』、1941年）。

もうひとつ「権力性」にかかるといえば、そもそも「権力性」なるものは階級国家の一般的性格として本来的にそなわるものであり、明治欽定憲法の場合は、その反国民性がとりわけ顕著なものであったにすぎない。たとえばそのもとで「国家総動員法」（1938年）によって、物資や労働力の徴用はあまねく全国民生活における、ひとり土地収用という局部的な領域だけが、いわれるところの「権力性」の固有の、「独占的な」検証となりうるものではなく、したがってまた「上級土地所有権」存在の検証になりうるものでもない。

第二点として、戦前土地収用法の「権力性」をもって「上級土地所有権」の普遍的存在根拠とするならば、同法による収用対象としての土地と、それ以外のすべての土地との数量的（面積的）比較からしても、前者の数量的割合はいわば「九牛の一毛」でしかありえない。この「一毛」への権力的収用がどうして「九牛」すべてにたいして有効な支配たりうるのか、そうだとしたらその「驚異的」メカニズムが解明されなければならない。

第三に、こうして旧土地収用法（第2条では「収用又ハ使用」すなわち所有と利用を無差別に対象とすることにも注目！）下の無規制の「権力性」に由来する「上級土地所有権」は、所有権の絶対性の前にもたちはだかり、そのうえに君臨するところとなって、当該仮説は、これまで著者のいわれる「絶対的所有権」説そのものと事実と論理の両面で否応なく衝突するところとなる。すなわち、絶対性の相対化と劣化がもたらされるところとなる。いわく、

……戦前の土地収用法の特徴は、専制主義的国家権力による土地所有権の制限にあり、強権的な土地の収奪にあると言えよう。ここでは…国家権力によって簡単に個人の土地所有権はくつがえされてしまうのである。（p.149）

②戦後の事態　つぎに戦後の「上級土地所有権」概念援用下の「日本型土地システム」規

定の全体像の全体的な吟味にはいるが、その主旨はさきに引用した。

このなかでは、現実に進行している事態への注目 (*5, 6) は重要な意義を有している。同時に、零細土地所有者(丁)の経済的不安定が単なる与件 (*5) としてではなく、それがなにゆえにもたらされたかのメカニズムへの視点こそがさらに重視される必要がある。.

ところでまず、「法人企業が土地を支配している」(D) とは、内容的にはなにを意味しているのだろうか。ここでは「法人企業への土地集中」がそのまま「法人企業による土地支配」に等置されている。それで十分だろうか。たしかにこの間、大都市中心部における法人の土地所有(面積)は見るべき増加をとげてきた。反面、この間個人の土地所有も着実に増えつづけているのも厳然たる事実である。こうしたなかで、法人企業は誰の土地をどんな方法で「支配」するのだろうか。この点で想起されるのは大泉英次氏による<金融資本的土地支配>（大泉・山田編『戦後日本の土地問題』第1章、1989年）という把握の提起であるが、これを凌駕する内容的規定があらためて期待される。

また、ここで「土地の支配」を問題にするならば、さきほどの旧土地収用法の「権力性」との対比で国家権力による地租・固定資産税等の「税収奪」はどのように位置づけられるのだろうか。さらに、本書第2部第3章で扱われている不動産担保金融は、「土地支配」とは無関係なのだろうか。

他方、こうしてみずから招き入れた「上級土地所有権」の支配力にたいする著者の容認は、つぎのようなベシミズムにみちた現状認識となるが、これは引用だけにとどめよう。

…法人企業が大都市部の主要な土地を押さえるような事態ともなれば、土地価格を自由に操作する可能性がいっそう増す……（一方）零細土地所有には何の意味もない……。膨大な土地を所有する法人企業とそれを背後から支える国家権力によって、個人の土地所有権が保障されない社会、それが現代の日本である。（p.154～155）

(3) ひとまずの結論

①「日本型土地システム」概念について

前提 (*1～2)（絶対的土地所有権および都市計画・規制の欠如）についてはすでに論評した。背景としての「地価支持への国家的支援」(*3)は、この間のバブル崩壊という冷厳な事態がその機能麻痺を雄弁に物語っている。同時に「法人企業の土地所有と土地投機」(A) は前代未聞の苦境を招き入れ、また「キャピタル・ゲイン獲得の社会構造」(B) はそれを「容認」しようにもすでに潰え去ってしまっている。したがって、前提等 (*1～3) → 帰結 (A, B) とする第一の規定は大きく再検討を迫られざるをえない、と思われる。

つぎに上記規定と表裏の一体関係にあるとされる第二の規定 (*4→C) について簡単に検討しよう。「政権党に還流」されるべきキャピタル・ゲイン (*4) は上記のように枯渇させられ、「公的助成」とやらに一部代替されて、憲法違反の税金吸い上げの窮余策が押しつけられた。それはともあれ、その還流の結果として結論づけられた「土地市場への公共的介入の阻止システム」(C)についても少しコメントを許してもらおう。一般に現代日本の現行法でも、「国土利用計画法」や「公有地拡大法」により「土地市場への公共的介入」はそれなりに制度化されている。それにくわえて、この規定(C)は以前の著者によるつぎの叙述（第2部、第1章、第1節(2)公共投資と土地問題）と矛盾してくるのではないだろうか。すなわち、

このような、自治体が媒介となって、内陸性の土地を土地所有者から法人企業へ売り渡す、あるいは臨海部の公共水面を漁業補償により漁民から買い取つて法人企業に売り渡すシステムは、土地の公的所有を通過点とした『土地商品化と法人企業への土地集中のシステム』と特徴づけることができる。（…第二の特徴…）(p.113～114)

これは、まぎれもなく自治体や国家による「土地市場への公共的介入」そのものではないだろうか。それはシステム的に「阻止」されてきたのではなく、むしろ「促進」されてさえきた

のだった。

以上から第二の規定も、第一の規定ともども著者による「日本型土地システム」概念の再検討をあらためて迫るものとなっている。そのうえで、すでにみたように「上級土地所有権」概念のさらなる適用は、以上の論理構造を突き崩すべき重い負荷を与えている。

このように、さまざまに再検討を迫られる「日本型土地システム」概念なるものが、とどのつまりは、著者のめざす「土地と水の総合管理」回復のグランド・デザインにとって内容的にも現実的にもいかなる意味と役割を担わされるべきのか。それとも、そのような概念規定自体が自己目的として、自足的に「鎮座」させられればそれで事足りりなのか、がつぎに解明さるべき重要課題とならざるをえない。

②方法論について若干

まず、ある種の「システム」（ここでは日本型の土地にかんする）という概念構成＝理論化にあたっては、その考察対象であるところの諸現象がほぼ全面的・客観的に把握されていることがのぞましく、それが不可欠の前提となる。そこから考察対象における具体的な問題の具体的な分析をつうじて本質的な要素が抽出され、その結果として整合性をもった概念構成が可能となるものと思われる。

こうした基本的要請にてらしてかえりみると、指摘すべき第一は、理論的な一般化・「概念化」にさきだって、たとえば土地の「所有権」といい、「利用権」という場合、誰の、どんな種類の諸権利であるのか、へのより分け入った分析が必要であろう。また、経済主体についても、これまでおもに甲、乙、丙、丁の4者に限定されてきた。そのうえ、たとえば「零細土地所有者」、「法人（営利）企業」などと一括されたとしても、それぞれの経済的地位と行動様式とによって当然そのなかでの細区分がなされる必要がある。

それとの関連で第二に、これまでみたように所有権の絶対性、旧土地収用法の無法規性、個人所有地の無保護性等々、一面の真理も各経済主体のおかれた諸条件におかいなく過度に一般化しすぎると、それは重大な誤りに転化する

おそれが忍び込むところとなる。

第三に、本書全体のすぐれた特徴である「歴史的回顧と概括」を真に活かすためにも「絶対的土地所有権」や「上級土地所有権」をいう場合、(a)それらが本来的にどのような含意を担わされてきたか、(b)それらを著者がどのように理解したか、(c)それらを現実の研究対象にどう関連づけたかの3段階で再吟味されなければならない。その意味では「歴史の武器庫」からの「おっとり刀」が性急すぎたのではないだろうか。

③「日本型」ということ

最後に、この「日本型土地システム」の生成史をたどってみよう。いわく、

…このような『日本型土地システム』がいつごろ形成されたのかと言えば、その原型は高度成長期における税の自然増収で公共投資を毎年拡大していた1950年代半ば以降の地域開発の時期に求められようが、それが一応の完成を見たのは『戦後日本の国土開発関係の法律や制度をつくった張本人』である田中角栄首相の誕生した時期、つまり、『日本列島改造論』ブームによる『地価狂乱』の時期ではないだろうか（p.126）

しかしその後の経緯は、「今、この『土地神話』『土地本位制』社会は崩壊したのである」（p.103）と著者も判断せざるをえない状況である。とすれば、わずか半世紀にもみたない間「原型→一応の完成→崩壊」の現象を経過中のある種の「土地システム」をもって、悠久の時間的・歴史的スパンのもとにある日本民族（人）と日本列島（土地）とのかかわりを、おこがましくも（？）包括的・代表的に「日本型」と命名することが可能であろうか。正しく「名は体を現す」ことになるのだろうか。どうしても「××型」という類型化にこだわるならば、それはより具体的・限定的に、例えば「（田中）角栄型」とか、あるいは「（日本！）列島改造型」と冠した「土地システム」とするほうがより適切ではなかろうか。著者は本書の終章において「残された課題」として「『日本型システム』そのものの問題」（p.224）の検討をあげておられるが、それに大いに期待しつつあわせてこの点での再検討をもお願いしたい。

（たかしま よしみ 所員大阪支部）



規制緩和論批判の基礎視角は どこに求めるべきか

——『経済科学通信』86号を読んで——

「経済科学通信」86号は、「規制緩和と労働」という特集のもとに、6本の論文を掲載しているが、いずれも力作であり、啓発されるところが多かった。以下では、特集に掲載された論文を紹介しながら、現在の日本の第一の政策課題となっている規制緩和論に対して批判する場合の基礎視角について考えてみたい。

ドイツやフランスなどヨーロッパでは、規制緩和に対する国民的抵抗が開始されているものの、我が国では、依然として規制緩和は、第一の政策的課題となっている。とくに、昨年11月の山一証券や北海道拓殖銀行の破綻以来の金融システムの動揺、倒産の続発や3.9%にも上る史上最悪の失業率に象徴されているように、90年代不況の長期化・深刻化が誰の目にも明らかになるにつれて、日本経済の「構造的危機」からの唯一の「脱出策」として、徹底した規制緩和政策が提唱されている。なかでも、労働法制の規制緩和は、金融の規制緩和などと並んで、規制緩和政策の柱の一つとなっている。その具体的な内容は、第一論文の伍賀一道「規制緩和と労働」が指摘しているように、①労働時間の弾力化、②賃金と労働コストの弾力化、③雇用保障規則の改革など労働基準、労働市場の弾力化である。

こうした労働法制の規制緩和が何をもたらすかは、前述の伍賀論文や、千田忠男「労働の現場と規制緩和」、中川スミ「均等法改正と女子保護撤廃」、仲野（菊地）組子「米国における規制緩和と米国市場の変容」において明らかにされている。

伍賀論文では、労働基準の切り下げによって、直接的には労働時間の延長、労働密度の増大、不規則な労働や深夜労働の拡大をもたらすが、それは失業者の一定部分を半失業者（部分就労者）に転化させることになり、それによって政府には失業期間中の生活保障のための負担を軽減させ、失業問題を部分的に「解消」させたかに偽装できることが明らかにされる。また雇用の弾力化の進展は、派遣労働者や契約労働者、労働者としての性格を有する請負事業

者など、企業に事実上雇われていながら、形式上は雇用関係から排除された労働者を多数生み出しているが、それは労働者全体から見れば、集団的労使関係の形骸化、団体交渉機能の弱体化につながることが指摘される。

80年代に規制緩和が徹底して行われた米国では、現在、景気循環の消失、「永遠の繁栄」を主張している「ニューエコノミー論」の流行が話題を集めている。その陰で富めるものはよりいっそう豊かに、貧しいものはよりいっそう貧しくなる所得の二極化、中産階級の没落など「ダウンサイジング」下のアメリカ労働市場の変容が問題とされているが、それを正面から論じて興味深いのが仲野（菊地）論文である。仲野論文では、アメリカの労働市場の現状として、コンティンジェントワーカーの増大が指摘されている。仲野論文によれば、コンティンジェントワーカーとは、雇用が断続的であること、労働の期間も時間も雇用主次第で決まらないこと、付加給付があっても少ない労働者をさす言葉で、具体的にはパートタイマー、自営業、人材派遣、人材リース、有期雇用などで、全米でおよそ1800万人存在するという。こうしたコンティンジェントワーカーの背景には、企業によるリストラや失業保険の改訂、労働者供給業の発達、労働組合攻撃があったことが指摘される。

日本で規制緩和された場合、労働現場で何が起こるのかを見る場合、まず何よりも現実の労働現場のあり方から見る必要があるが、それを分析したのが、千田論文である。そこではトヨタシステムのもとでの過密労働が実証的に分析され、規制緩和はこうした過密労働を規制するものではなく、それを女性を含めてよりいっそう強化するものであることが明らかにされる。

また労働法制の規制緩和でもう一つ忘れてならないのが、労働基準における女子保護規定の撤廃である。それを均等法改正との関連で、男女労働者の保護に基づく平等論が中心となっている国際的議論とは異質な、「保護と平等」を二律背反的にみなす日本

の論議を批判したのが、中川論文である。中川論文によれば、国際的論議は両性が家族的責任を担えるような労働条件の設定が必要であり、健康と安全の権利は男女両性に保障されるべきであるとするものであるのに対し、今回の日本の均等法改正と労基法の女子保護規定の廃止は、女性の労働条件を男性並に引き下げるこによって、国際競争力を回復しようとする資本の規制緩和要求にそうものであるとして、国際的流れからの逆流であることが示される。

さらに規制緩和の進展は、以上のような労働や雇用の場だけではなく、社会扶助や福祉政策の役割も大きく変えようとしているが、それは布川日佐史「ドイツにおける規制緩和と社会扶助」において、労働社会と社会扶助の交錯によって社会扶助制度が「低賃金雇用創出」の有力な手段として位置づけ直されていることが指摘されている。

以上の各論文は、「規制緩和は労働に何をもたらすか」という観点にそって問題点が指摘されているが、それとはやや異質で、「労働時間はなぜ、どのように規制されねばならないか」を理論的に考察されたのが、森岡孝二「労働時間の規制はなぜ必要か」である。

以上が本特集「規制緩和と労働」の各論文の内容であり、それぞれの論旨の基本的観点については、私は賛意を表したい。その上で、本特集全体にかかわることであるが、規制緩和を論ずる場合の基礎視角について、述べてみたい。本特集の論文の多くが、「規制緩和は労働者に何をもたらすか」という視点から論じられているが、それでは昨今の規制緩和推進論者の議論と余りかみ合わないのではないかという感がする。最近の規制緩和推進論は、現在の日本の失業の脅威、雇用不安などは構造改革=規制緩和が過渡状態にあるから生じているとするものであり、そこでは短期的には「痛みや混乱」を必然的に伴うが、それを克服しなければ、日本経済の再生はあり得ないとしている。つまり、規制緩和推進論者も短期的であれ「痛みや混乱」の存在を認識しているの

だから、「痛みや混乱」の存在を指摘するだけでは、規制緩和推進論を痛打することにはならないのではないかと思われる。だから、私たちに課せられている課題は、まず日本経済の現在の危機の根源を明らかにすることであり、そこからの脱出策を規制緩和という「安易」な道ではなく、日本経済の「組み替え」として構想することではないか。

また規制緩和推進論の理論的背景には、経済主体はすべて合理的・最適な選択を行うものであり、規制はそうした合理的な選択を阻害するものだから、規制緩和すれば合理的・最適な選択によって効率性が高まるという新古典派経済理論的な考えがある。だから、規制緩和推進論は、規制緩和すれば、最初は多少の混乱があろうとも、いずれ経済は効率的になるという一種の市場万能論なのである。新古典派の個人選択説は、森岡氏が新古典派の労働時間の決定理論を的確に批判しているように、経済システムが複雑な制度や規制や労使間の妥協によって成立していることを全く理解しない議論であり、その意味では全くの非現実的な想定に基づいていると言つてよいのではないか。規制緩和推進論を批判する場合、それが前提とする経済システム理解の非現実性を問題にする必要があるようと思われる。その点で、本特集では、森岡氏の新古典派による労働時間の決定理論=個人選好説を批判した部分を除いて、規制緩和論の経済理論的問題点に触れた論稿がないのは、ややもの足りなく感じられた。

規制緩和論批判については、その「痛みや混乱」の認識に対する批判とともに、規制緩和とは異なる労働のありかたを構想すること、そして最終的には日本経済再構成の展望を提示するに至ることが必要であるように思われる。ともあれ以上の注文については、単に本特集の執筆者にのみ向けられたものではなく、以前、伍賀氏や仲野（菊地）氏らとともに『規制緩和と雇用・失業問題』なる研究を公にした私にも向けられていることを自覚してはいる。

（藤田 実 桜美林大学）

春季研究交流集会を終えて

基礎研の'98春期研究交流集会が「内発型発展のモデル」地域とされる金沢市で3月22・23日の2日間の日程で石川青年会館で開かれました。去年は香川県高松市で開かれたので、2年連続して近畿圏外で春期研究交流集会を開催したことになります。交流集会では活発な議論が展開されました。

プログラムにそって交流集会の模様をお伝えしましょう。セッション1のシンポジウムは「金融ビッグバンと日本経済のゆくえ—グローバリゼーションと地域経済の視点から」で、報告1「グローバリゼーション下の金融危機の構図とビッグバン」小西一雄氏(立教大学)、報告2「いま、地域に何がおこっているのか—持続可能なコミュニティのための金融改革を求めて」松本朗氏(愛媛大学)、報告3「地域・国民のための金融・経済改革」海野八尋氏(金沢大学)でした。司会は竹味能成氏(金沢学院大学)でした。

テーマの趣旨は、日本経済の将来という大きなテーマを広く漠然と議論するのではなく、金融ビッグバンを切り口にしながら、グローバリゼーションと地域経済の視点から展望するものでした。「報告者が報告をし、参加者が報告者に質問するだけ」という形式ではなく、「報告者どうしで、見解の相違に関して、具体的に議論し合う」という形式をとったので、それぞれの報告者の違いがよくわかったと思います。各報告者の報告内容の一部は、今号の『経済科学通信』に掲載されています。

夕飯とお風呂を終えた後のセッション2では「21世紀社会と経済学の課題を考える」というテーマで、問題提起を「現代資本主義をどう観るか」森岡考二氏(関西大学)、「政治経済学入門テキストの編集について」大西広氏(京都大学)がたち、司会は井内尚樹(京都経済短大)でした。

2日のセッション3では4つの分科会が開かれました。分科会1「新福祉国家をめぐって」では、「所有権と平等主義—新自由主義による再分配政策批判への原理的反論のために」松井暁氏(富山大学)、「医療保険改革と日本経済の構造改革」河野すみ子氏(金沢福祉専門学校)、「大震災における被害実態の評価について」池田清氏(北九州大学)でした。

分科会2「アジアと中小企業」では、「織維産業に

みるアジアと日本の競争の3つの分野」小野満氏(基礎研所員)、「化学工業の国際化と海外進出—エアゾール産業を例に」高田好章氏(基礎研所員)でした。

分科会3「サステイナブル・コミュニティの可能性」では、「なぜダムを作り続けるのか」小森治夫氏(鹿児島県立短大)、「持続可能な都市構造と交通体系について」森重昌之氏(金沢大学大学院)、「保存と利用の共存—沿岸管理の現状と問題点ー」敷田麻美氏(石川県職員)でした。

分科会4「市場原理・能力主義を越える教育を求めて」では、「市場原理・能力主義を越える教育は可能か」碓井敏正氏(京都橘女子大学)、「碓井敏正『日本の平等主義と能力主義・競争原理』の提起をどう受け止めるか」藤岡惇氏(立命館大学)、「地域に根ざす教育運動の創造のために—高知の到達点をふまえて」福井雅英氏(教育科学研究会全国委員)でした。

セッション4では、午前中に開かれた各分科会のコーディネーターが、各報告の要旨と論点を提起しました。

第2部の記念講演は、「21世紀のオルタナティブな発展の道—環日本海・アジアと共生する地域づくりを求めて」藤田暁男氏(金沢大学)でした。この記念講演も修正・加筆の上、今号の『経済科学通信』に掲載されています。

セッション5では、金沢市民芸術村を訪ねました。今回の春期研究交流集会で、「内発型発展モデル地の金沢にふさわしい地を訪ねてみたい」という声が上がり、金沢市民芸術村を見学させてもらいました。24時間利用ができ、しかも低料金、運営はNGOスタッフに任せるという画期的なものでした。沢山文化施設が建設されていますが、文化を生み出したり、創造する主体をつくるインキュベート組織には感心しました。将来、金沢発のアーティストが沢山排出されることでしょう。非常に楽しみです。見学会が終わり、近くの地ビール店で打ち上げ懇親会を開きました。

7月には京都で研究大会が開かれます。そのときにまたお会いできることを楽しみにしています。最後に、金沢での運営に協力していただいた金沢大学の佐々木さん、ならびに横山さん、伍賀さん、ありがとうございました。
(井内尚樹)

基礎研四国研究集会報告

今年の基礎研四国研究集会は4月4日～5日徳島支部の担当で、徳島市の南部に新設された徳島県文化の森総合公園内にある21世紀館の1室で開催されました。

会場はまだ新しい石造りの建物で、すぐ横には神社もあり、博物館、図書館、音楽ホール、イベント会場などもあり、子供を連れていくに相応しい文化施設と言った感じでした。

集会は午後1時30分に開会しました。

トップバッターとして、香川自治研の田村さんから「介護保険制度と高齢者問題の対抗」と題して、高齢者問題の概観、歴史と展望、介護保険制度の不公平さなどの問題点等が報告され、国、自治体の責任、選択の自由などを巡って討論されました。

続いて今集会のメインとして、徳島大学の伊藤先生から「日本版ビッグバンと金融不安」と題して日本版ビッグバンについて詳細な報告があり、引き続いだ愛媛大学の松本先生から「ビッグバンと地域金融」と題してビッグバンの概要と地域経済の動き、地域金融機関の状況とビッグバンの進行が地域金融に与える影響を表、グラフなどのデータを使って報告され、この二つの報告に関しては主として金融恐慌、管理通貨制度、日銀特融などを巡って質問と意見が集中しました。

午後6時からは近くのNTTプラザへ移動して懇親会が開かれました。懇親会では「今日はかなり難しい問題をよく解説してもらって勉強になりました。

た。」という意見も出ましたが、今後1年間の抱負を出し合って冗談を入れたり、大蔵官僚の不祥事についての意見を出し合ったり、留学や海外調査団参加などで好き放題のことを言い合ったりして当初午後8時終了の予定が午後9時過ぎまで延長されるほど和やかな会合になりました。

第2日目の4月5日は午後9時半に開会し、最初に徳島大学の中谷先生から「経済学の始まり」と題して飯田経夫氏の『経済学の終わり：「豊かさ」の後にくるもの』の内容と批判の報告があり、規制緩和、成長第一主義、社外からのチェック機能、人間発達などについて意見が出ました。

2日目2番目の報告は香川支部藤本さんから「消費税法第30条検証」と題して消費税法第30条の帳簿保存義務の解釈を巡るT税務署と(有)S物産代表M氏との抗争の中で出てきた署側解釈の経済取り引きに与える影響と意義について報告があり、具体的な取り引き事実を巡って質疑討論が行われました。

3番目として昨年に続き私からスウェーデン税法についてデーター整理を行った内容を報告し、低所得者に対する影響を巡って討論がありました。

今集会は高知支部が不参加になったものの参加者は13名で一定の成果を上げることができ、来年に向けて若い人の参加など一層の発展を目指して奮闘することになりました。

(香川支部 増田晃一)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第85号 特集 新国際分業とアジア

歴史的転換期の世界とアジア経済（和田幸子）／東南アジアの経済成長と農業・食糧問題（権原正澄）／国際化のなかの地域産業政策（鈴木茂）／日本と途上国の労働者の競争関係について（小野満）／香川県東部の地場産業手袋業の歴史と課題（橋本了一）／日本のエアゾール産業と生産の国際化（高田好章）

第86号 特集 規制緩和と労働

規制緩和と労働（伍賀一道）／労働の現場と規制緩和（千田忠男）／労働時間の規制はなぜ必要か（森岡孝二）／労基法改正と女子保護規定撤廃（中川スミ）／米国における規制緩和と労働市場の変容（仲野〈菊地〉組子）／ドイツにおける規制緩和と社会扶助（布川日佐史）

1部1200円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

編集後記

▼今号では、春合宿企画をもとに、「金融ビッグバン」を特集しました。企業社会論、労働論、福祉論などは、『経済科学通信』としてこれまで一定の蓄積のある「得意」分野ですが、過去の『通信』を繰っていただければおわかりのように、金融問題の論文はあまり載っていないません。特に、特集企画としては、82号での小特集を除けば、90年代に入ってからははじめての試みです。幸いにも研究所内外の多彩な方々の協力を頂くことができ、ボリュームのある特集となりました。読者の皆さんはどういう感想をお持ちになりましたか。

▼ビッグバンや一連の金融破綻をめぐっては、目下のところ、金融

機関の信頼性が云々されています。しかし、銀行不倒・預金安全神話の崩壊や、電子マネーの普及といった変化の中で、貨幣や貸借契約そのものの信頼性が問われるようになる場面が来ないと言えません。目まぐるしく変動する現状を追いかけることと並行して、「貨幣とは何か」「信用とは何か」「私の信用と政府権力（強制力）との関係は」といった金融システムの根本問題を考え直す必要がありそうです。

▼石上秀昭さんの就職に伴い、今春より立命館大学院生の佐々木潤子さんが『通信』編集局の事務担当を引き継いでいます。また私も大西広さんの後を受けて、編集責任者の大役をつとめることとなり

ました。新体制への移行を期に、編集局では、編集のあり方や長く懸案となっている財政問題に関して本格的な検討を行う予定です。読者の皆さんも、特集・連載企画などの内容面からデザイン・体裁などの形式面まで、どんな点でも結構ですのでぜひとも編集局までご意見をお寄せ下さい。

▼次号では、研究所夏期研究大会企画を中心に、福祉と非営利組織をめぐる新たな展望に関して特集する予定です。ご期待下さい。

(森岡真史)

※前号の「権利を創る」で御紹介した地域自立発展研究所のホームページアドレスは、<http://www.jca.ax.apc.org/~murai/> です。

投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信 87号

1998年7月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

(〒602-0851 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

TELおよびFAX (075) 255-2450

E-Mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

ホームページアドレス <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

大西 広 神谷 章生

佐々木潤子 芳野 俊郎 水野喜志彦 増田 和夫

中田 晋自 木下 英雄 松居 秀博 石上 秀昭

新日本プロセス株式会社

(〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

頒価 1部 1,200円

定期購買費（3冊分）3,000円（郵送料を含む）

新マルクス学のための礎石!

マルクス

マルクス・カタゴリー事典編集委員会[編]

カタゴリー事典

近代思想の遺産を21世紀に——選び抜いた130余の基本概念を、100人を超える第一線の研究者が多様な視角で読み直し、マルクスを再構築する。 ¥12,500



坂井昭夫[著]

国際政治経済学とは何か

●￥2700

ボストン戦下の世界新秩序構想に大きな影響を与えている「国際政治経済学」——その構造と特徴を、経済学サイドから本格的に追究する。

中村雅秀[著]

【シリーズ 現代資本主義と世界経済 4】 ●￥2600

アジアの新工業化と日本

途上国の輸出志向工業化のアジア的特徴と現局面を分析して、八〇年代以降の「南北問題」におけるアジアの「新工業化」を理論論議として追究。

ジョン・スコット／渡辺雅男ほか[著]

●￥2200

階級論の現在

イギリスと日本

「豊かな社会にもかかわらず、人々の生活の格差は厳然と存在し、しかし、「階級」は消滅した? 日英の世代と立場を異なる四氏の共同研究。

伊田広行[著]

●￥2200

21世紀労働論 規制緩和へのジェンダー的対抗

能力主義と給与化でいいのか!——労働問題をフェミニズムの視点で分析する、希望がもてる、まったく新しい労働論。

●￥2600

資本主義と性差別

ジェンダー的公正をめざして

マルクス主義とフェミニズムの理論的統合をめざす——性差別を不斷に生み出している日本型企業社会、その克服の展望をさぐる鋭敏の労作。

●￥2800

情報ネットワーク経済論

情報通信ソフトワークは、日本の産業構造、生産システム、企業組織をいかに変容させたのか——その最新局面を、インターネット・電子取引、電子マネー、CALIS等の実態解説を盛り込んで追究する。

発想と技法

●￥2800

大学の授業をつくる

学生の学ぶ意欲を育て、学習効果を高める授業づくりとは——大学の経済学教育のあり方をめぐる、初の紙上公開的な実践報告・交流。

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】